

国際交流事業に関する報告書

2012年版

The Biennial Report about International Exchange Activities
in Japan Federation of CPTAs Associations
and Regional CPTAs Associations



日本税理士会連合会国際委員会

International Relations Committee
Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations

国際交流事業に関する報告書

2012年版

The Biennial Report about International Exchange Activities
in Japan Federation of CPTAs Associations
and Regional CPTAs Associations

日本税理士会連合会国際委員会
International Relations Committee

Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations

国際交流事業に関する報告書

—2012年版—

— 目 次 —

会長挨拶	iii
ご挨拶	iv
はじめに	v
第I部 2011—2012年度日税連の国際交流事業への取組み	1
I AOTCAへの参画	1
1. AOTCA発展の20年	1
2. さらなる発展に向けての取組み	4
3. AOTCAバリ会議	5
4. AOTCA第3回国際コンベンション（ソウル会議）	6
II アジア新興国における税理士制度導入・浸透のための活動	9
1. モンゴル国会議員の二度にわたる来訪	9
2. ベトナム税務総局・税理士会との相互訪問	10
3. インドネシアにおける職業法制定に向けての交流	10
III 諸外国の税務専門家団体との継続的な交流	11
1. ドイツ連邦税理士会との交流	12
2. 韓国税務士会との交流	12
IV 情報発信ツールの整備	13
1. 日税連国際委員会による『英訳税理士法』の編集	13
2. 外国語ホームページの充実	14
第II部 2011—2012年度税理士会の国際交流事業への取組み	16
I 税理士会の国際交流事業の概況に関するアンケートについて	16
II 税理士会の所掌機関・国際交流事業の状況	16
III 外国の専門家団体との協定の状況	31
第III部 グローバル社会における税制・税務専門家制度と日税連の国際交流事業の今後の方向性	32
I グローバル社会における税制・税務専門家制度の動向	32

1. 各国の税制の動向	32
(1) 各国の消費課税について	32
(2) 各国の法人所得課税について	33
(3) 各国の相続課税について	35
(4) 各国の納税者憲章について	36
2. 各国の税務専門家制度の動向	38
II 2011－2012 年度日税連の国際交流事業のレビューと今後の方向性	41
1. 2011－2012 年度日税連の国際交流事業のレビュー	41
(1) 2011－2012 年度国際交流事業の概要	41
(2) 情報発信力の強化	42
2. グローバル社会における税務専門家制度のあり方と日税連の国際交流事業の今後の方向性	43
(1) グローバル社会における税務専門家制度のあり方	43
(2) 日税連の国際交流事業の今後の方向性	45
むすびに	50
◇資料編	51
[資料 1] 税理士会における国際交流事業の実態に関する調査結果	
[資料 2] グローバル社会における税務専門家制度のあり方について	
[資料 3－8] AOTCA 関係	
概要／規約／加盟団体及び各国国税行政当局一覧／加盟団体概要	
バリ会議報告（2011 年）／第 3 回国際コンベンション（ソウル会議）報告	
[資料 9－11] 韓国関係	
韓国税務士法（日本語仮訳）／韓国税務士会概要／定期懇談会実績	
[資料 12] ドイツ連邦税理士会概要、会員特性ほか	
[資料 13] モンゴル『税務相談業務に関する法律』（日本語仮訳）	
 国際委員会委員リスト	 121
◇トピックス	
<Topic 1> AOTCA とは？	4
<Topic 2> SGATAR（アジア税務長官会議）とは？	5
<Topic 3> AOTCA ソウルコンベンションに参加して－国際委員による雑感	7
<Topic 4> 税理士を英語では？	15
<Topic 5> モンゴル税理士制度への千葉県会の貢献	19
<Topic 6> 諸外国の租税教育	48

ご挨拶

昨年は、税理士法の前身である税務代理士法施行から数えて 70 周年という節目の年に当たり、11 月 5 日に、常陸宮同妃両殿下のご光臨を賜るとともに、官公庁を始め、海外友好団体であるドイツ・ミュンヘン税理士会、韓国税務士会、インドネシア税理士会等、関係各界からの多数のご来賓をお迎えして、税理士制度 70 周年記念式典を盛大に挙行することができた。

1992 年に、税理士制度 50 周年記念事業の一環として、日税連が提唱してアジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）が設立されたが、これを契機として、翌年には、日本税理士会連合会が行う国際交流事業を推進する独立した分掌機関として「国際委員会」が設置され、以来、AOTCA の活動を始め、外国の諸機関及び諸団体との国際交流事業を推進するなど着実な成果を上げている。

現在、AOTCA は、16 の国と地域・22 団体が加盟する国際的な組織として発展するとともに、AOTCA を通じて、アジア諸国における税務専門家制度の創設や制度発展のための支援策を積極的に講じており、その結果として、ベトナムやモンゴル国等において、わが国の制度を参考とした税理士制度が導入されている。

このため、日本税理士会連合会においては、国際委員会の活動を支援するとともに、諸外国における税理士制度の導入・普及定着、税務関係機関及び諸団体との交流促進、税務情報の収集等に関する調査研究を目的とした「国際税務情報研究会」を設置し、国際交流事業の更なる推進を図ることとしている。

社会経済の国際化とともに、税理士及び税理士会の活動の場も大きく変化しており、これを受けて、各税理士会においても様々な国際交流事業について積極的に取り組んでいる。今後、日税連と各税理士会との間で、国際交流事業に関する連携・協力を進めることにより、より効果的な事業活動が展開できるものと期待している。

この度、国際委員会において、日税連及び各税理士会における国際交流事業の実態に関する報告書を刊行されたが、本報告書が、今後の国際交流事業を進めるうえでの一助となれば幸いである。

おわりに、本報告書の編集・執筆に当たられた友利博明国際委員長はじめ委員の方々に感謝の意を申し述べる。

日本税理士会連合会
会長 池田 隼啓

ご 挨拶

日本税理士会連合会・国際委員会は、1993年に設置されて以来、国際交流事業を着実に推進し成果を上げてきた。具体的には、AOTCAの活動において指導的役割を果たし、協会の拡大、発展に大きく貢献するとともに、アジア諸国における税務専門家制度の創設、発展のための支援を積極的に推進し、ベトナム及びモンゴル国における税理士制度の導入や税理士会設立につなげることができた。

国際交流事業は、必ずしも、その成果が直ちに具体化し、税理士制度や税理士業務等に反映されるものではない。しかしながら、一つ一つの活動を継続し、諸外国の関係団体との交流を積み重ね信頼関係を築き上げてゆくことが、これからの日本の税理士制度のみならず、特にアジア地域における税務専門家制度の発展につながるものと考えらる。

本報告書に記載されているとおり、近年、諸外国の税務行政職員、税務専門家団体役員等に対して、日本の税理士制度を紹介する機会が増えており、当委員会が作成・編集した「税理士のしごと～What's 税理士」の英訳DVDや「英訳税理士法」をもって、委員が英語で講義を行うようになるなど、大きな成果を上げている。

周知のように、諸外国との友好的かつ効果的な交流事業のベースとなるのは、継続的な人間関係の構築と税理士制度及び会務運営に関する深い理解、外国語能力、国家観をもった国際的な人材の発掘と育成である。

グローバル社会における日税連の地位やAOTCAにおける役割を考えた時、組織としては、各会からの人選と任期制度を維持しながら、これからの国際交流の継続性と内容の充実をどのように確保していくのかについて検討した結果として、「国際税務情報研究会」が設置できたことにより、今後国際交流事業が大きく前進できるものと期待している。

おわりに、本報告書が作成されたことは国際委員会担当副会長として誠に喜ばしく、「和」「時処位相応の行為」をもって編集・執筆にあられた友利博明国際委員長はじめ委員各位及び事務局職員の皆様のご尽力に深く感謝の意を表す。

日本税理士会連合会
副会長 大前 香
(国際委員会担当)

はじめに

このたび、日本税理士会連合会の国際委員会が中心となり、また、各税理士会関係役員の皆様の協力を得て、「国際交流に関する報告書」としては第 2 号にあたる「国際交流に関する報告書—2012 年版」を刊行することができた。

本報告書は、2010 年に、国際委員会が全国 15 税理士会による編成となったことを契機として、日本税理士会連合会及び各税理士会が行う国際交流事業をより一層効果的かつ効率的に実施するためには、まず各税理士会における国際交流事業の現況を把握するとともに、併せて、国際交流事業に関する情報の共有を行うことが重要であると考え刊行を開始したものである。

このため、2012 年版報告書においても、従来の刊行方針を踏襲しながら、各税理士会における国際交流事業について実態調査を行うとともに、新たに、国際委員に対して「グローバル社会における税務専門家制度」に関するアンケートを実施しており、その結果、税理士会独自の活動の実態や各委員が思い描く税務専門家制度の将来像が浮き彫りになるなど、大変興味深い情報を得ることができた。

本報告書は、第 I 部として、2011 年度及び 2012 年度における日税連の国際交流事業への取組みについて、AOTCA における活動、アジア諸国における税理士制度導入・浸透のための活動、英訳税理士法の編纂など情報発信ツールの整備等について記している。続いて、第 II 部では、各税理士会における国際交流事業への取組みについて具体例を交えて紹介している。さらに、第 III 部では、「グローバル社会における税制・税務専門家制度と日税連の国際交流事業の今後の方向性」と題して、税務専門家制度を巡る国際社会の動向について記すとともに、日税連・税理士会の国際交流事業のあり方についても考察している。

また、資料編では、各税理士会における国際交流事業の実態調査結果、AOTCA の概要、AOTCA バリ会議及びソウル国際コンベンションに関する報告のほか、この 2 年間で大きな改正が行われた韓国税務士法(2013 年版)、2012 年末に制定されたモンゴルの「税務相談業務に関する法律」の日本語訳を掲載するなど充実した内容となっている。

おわりに、本書の編集・執筆に当たられた国際委員をはじめ、執筆にご協力賜った皆様に深甚なる謝意を申し上げる。本報告書が、今後の国際交流活動の発展への道標となれば幸いである。

日本税理士会連合会
国際委員長 友利博明

第 I 部

2011-2012 年度日税連の国際交流事業への

取組み

日税連の国際交流事業は、①アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会 (Asia-Oceania Tax Consultants' Association, AOTCA) の活動支援、②諸外国の税務専門家団体との友好協定締結に基づく交流活動、③諸外国における税理士制度導入及び発展に向けた支援、④日本の税理士制度の海外に向けた広報活動を大きな柱として展開している。以下にその概要を記す。

I AOTCA への参画

1. AOTCA 発展の 20 年

1992 年 11 月、ヨーロッパの税務専門家団体による国際的組織であるヨーロッパ税務連合 (Confédération Fiscale Européenne, CFE)ⁱ に匹敵する国際的組織をアジア・オセアニア地域に導入すべく、日税連の提唱によりアジア・オセアニアタックスコンサルタント協会 (AOTCA) が設立された。設立に至る経緯については、『国際交流に関する報告書-2010 年版』に記載されているため割愛するが、AOTCA は設立以来発展を続け、現在は 16 ヶ国・地域の 22 の加盟団体を有するまでに成長した。加盟数の拡大の推移及び歴代会長は表 1-1、表 1-2 のとおりである。

AOTCA では、規約に則り毎年 1 回全加盟団体代表が出席する役員会及び 2 年に 1 回定時総会を開催している (開催地: 表 1-3) が、会議開催のホスト団体は、毎年の定例会議に併せてセミナーを企画・実施している。毎回様々なテーマが準備され、開催国だけでなく加盟各国からのスピーカーが参加し、国際組織ならではの多彩な内容のセッションが展開されている。

2002 年には、設立 10 周年を記念して京都において第 1 回 AOTCA 国際コンベンションが、国内外から 1000 人も参加者とともに盛大に行われた。それを機に、5 年ごとに大規模な国際コンベンションを主催している。2007 年にはクアラルンプールにおいて第 2 回、2012 年にソウルにおいて第 3 回国際コンベンションが開催され、日本からはクアラルンプール会議には約 100 人、ソウル会議には約 160 人の税理士会会員、家族等が参加した。

ⁱ CFE (Confédération Fiscale Européenne, ヨーロッパ税務連合) : 1959 年設立。ヨーロッパ域内の税務専門家団体で構成された国際組織で、本部はブリュッセルにある。現在、24 ヶ国 32 団体が加盟しており、ヨーロッパ諸国の税務専門家 18 万人を代表する。

2004年頃からは、他の関係国際機関との連携、協調が図られるようになった。特に、2005年以降、ヨーロッパ地域のカウンターパートであるCFE及びアジア・オセアニア地域の税務行政トップによる会合であるアジア税務長官会合(SGATAR)ⁱⁱの代表者が、それぞれの定例会議に相互に出席し、情報収集及び意見交換を行うことが慣例化している。

表 1-1 AOTCA 拡大の推移

年度	団体数	団 体 名
1992	10 (8ヶ国・地域)	パキスタン税法協会 All Pakistan Tax Bar Association CPA オーストラリア CPA Australia 香港会計師公会 Hong Kong Society of Accountants オーストラリア勅許会計士会 Institute of Chartered Accountants in Australia (後に脱退) 日本税理士会連合会 Japan Federation of CPTAs Associations 韓国税務士会 Korean Association of Certified Public Tax Accountants マレーシア勅許租税協会 Chartered Tax Institute of Malaysia 台湾記帳及報税代理業務人公会全国連合会 Tax Accountancy Association Union of Taiwan フィリピン税務協会 Tax Management Association of the Philippines オーストラリア租税協会 The Tax Institute, Australia
1994	12	香港税務学会 Taxation Institute of Hong Kong 日本税務研究センター Japan Tax Research Institute
1998	13	シンガポール公認会計士協会 Institute of Certified Public Accountants of Singapore
2002	17	インドネシア税理士会 Indonesian Tax Consultants' Association モンゴル税理士会 Mongolian Association of Certified Tax Consultants スリランカ勅許会計士会 Institute of Chartered Accountants of Sri Lanka バングラデシュ勅許会計士協会(準加盟) Institute of Chartered Accountants of Bangladesh
2004	19	中国注冊税務師協会 Chinese Certified Tax Agents Association インド税務実務家協会 All India federation of Tax Practitioners タイ会計士連合会 Federation of Accounting Professions, Thailand (準加盟、2010年に脱退)
2005	20	オーストラリア全国会計士会 Institute of Public Accountants, Australia
2009	20	ベトナム税理士会 Vietnam Tax Consultants' Association
2012	22 (16ヶ国・地域)	ベカス・ペガワイ・ハシル・マレーシア Bekas Pegawai HASIL シンガポール税理士会 Singapore Institute of Accredited Tax Professionals

注：団体名はすべて現在の名称

さらに、2009年より信託・不動産管理者協会(STEP)との連携が新たにスタートし、STEPⁱⁱⁱ、CFE、AOTCAの3団体による共同プロジェクトを立ち上げ、「納税者

ⁱⁱ Topic2 参照。

ⁱⁱⁱ STEP (Society of Trust and Estate Practitioners、信託・不動産管理者協会)：1985年イギリス会社法に基づき設立された信託、遺産相続等の分野を扱う実務専門家のための国際組織で、本部はロンドンに

憲章」のモデル憲章の草案を進めている。

この20年の間、日税連は設立当初から経済的支援はもとより、AOTCAの事業活動も積極的に支援してきた。事業を開始した1993年から1997年の4年間、及び2005年から2008年までの4年間の合計8年間会長を輩出し、事務局を務め、AOTCAの運営に関与した(表1-2)。2012年の第10回定時総会にて、池田隼啓日税連会長がAOTCA会長代理に選任されたことにより、日税連は再びAOTCAにおいて重要な役割を担うこととなった。

また、日税連は、ホスト団体が定例会議と同時に開催するセミナーに積極的にスピーカーを輩出してきた。その事績は表1-4のとおりである。

表1-2 AOTCA 歴代会長

任期	会長	会長所属団体(事務局担当)
1992年11月～1996年12月	片岡輝昭	日本税理士会連合会
1997年1月～2000年12月	デビッド・ラッセル	オーストラリア租税協会
2001年1月～2004年12月	具鍾泰	韓国税務士会
2005年1月～2008年12月	森金次郎	日本税理士会連合会
2009年1月～2012年12月	ギル・レビー	オーストラリア租税協会
2013年1月～	トーマス・リー	香港税務学会(事務局:オーストラリア租税協会)

表1-3 定例会議(役員会・定時総会)開催地

年度	開催地	年度	開催地	年度	開催地
1992	東京(設立総会)	2000	ソウル	2008	上海
1993	シドニー	2001	クアラルンプール	2009	ムンバイ
1994	東京	2002	京都*	2010	シドニー
1995	ソウル	2003	ソウル	2011	バリ
1996	京都	2004	カラチ	2012	ソウル*
1997	マニラ	2005	マニラ	2013	ハノイ(予定)
1998	クアラルンプール	2006	香港	2014	台北(予定)
1999	台北	2007	クアラルンプール*	2015	未定

* 国際コンベンション開催

表1-4 AOTCA セミナーへのスピーカー派遣

会議	日本側代表スピーカー	プレゼンテーションテーマ
1994年東京会議	小松芳明・亜細亜大学教授	戦後の日本国の国際課税の発展と動向
	渡邊省三制度部長 松下光弘東京地方会制度部長	日本の税理士制度の現状と課題

ある。世界80ヶ国・地域に約18,000人の会員を擁し、会員には弁護士、会計士、信託専門家、税務のスペシャリスト、銀行家、ファイナンシャル・アドバイザー等が含まれる。

1996 年京都会議	足立芳寛・通産省工業技術院技術審議官	日本企業から見た東南アジア諸国への投資とその問題点
1997 年マニラ会議	植松省自国際委員長	日本における外国投資環境
1999 年台北会議	小林健彦国際委員	日本における税の公平性の確保と課税標準の拡大対策
2000 年ソウル会議	奥田実国際委員	変化する日本経済構造における税理士の役割
2002 年国際コンベンション (京都)	黒田東彦財務官 (基調講演) 大武健一郎主税局長 (分科会)	アジア・オセアニアにおける経済統合と税制調和 税理士の役割
2004 年カラチ会議	田中善雄国際委員長	中小会社会計基準
2007 年国際コンベンション (クアラルンプール)	古川勇人国税庁国際企画官	ビジネスのグローバル化における税務上の課題
2009 年ムンバイ会議	三谷英彰近畿会国際部委員	日本の消費税制
2011 年バリ会議	松岡宣明国際委員	日本の移転価格税制
2012 年国際コンベンション (ソウル)	長谷部光哉国際委員 瀧谷和隆国際委員	税務専門家の規制 異業種間共同経営

Topic 1 AOTCA (Asia Oceania Tax Consultants' Association) とは

AOTCA、アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会は、同地域にある税務専門家団体 22 団体 (16 ヶ国・地域) を構成員とする国際組織で、1992 年 11 月に日税連の提唱により設立された。傘下に 40 万人の税務専門家を擁する。AOTCA 設立の目的は、①加盟団体相互の理解と協力を促進すること、②タックスコンサルタントの業務の拡充に資すること、③タックスコンサルタント相互の友好親善に資することである。

2. さらなる発展に向けての取組み

2012 年に設立 20 周年を迎えた AOTCA では、第 2 期発展のための中期ビジョンとして、「アジア・オセアニア地域において、影響力のある税務専門家団体として広く認知されるよう、組織の強化を図る」(2013 年度事業計画から抜粋) としている。その具体的施策として、ウェブサイトの再構築及び利用の促進、CFE との連携強化、SGATAR との連携強化等が検討されている。

CFE との連携は年月を重ねる中で確立されつつあるが、今後は AOTCA と CFE の 2 組織による共同枠組みを設け、税務専門家の意見を集約する案が検討されている。例えば、マネーロンダリング対策と税務専門家の関係等の課題に関し、OECD が認知する対話のパートナーとなる可能性について検討が進んでいる。

同時に、AOTCA 加盟団体の組織運営実務者による CEO (Chief Executive Officer) 協議会を立ち上げ、会員研修、データ管理、広報活動等の共通テーマについて実務者レベルの意見交換、情報交換の場を設けることが提唱され、2010 年 11 月の初会合以来、定例会議と合わせて開催されている。

Topic 2 SGATARとは

SGATAR(Study Group on Asian Tax Administration and Research)、アジア税務長官会合は、アジア太平洋地域諸国の税務執行当局の長が、税務執行面における国際協力の促進を図り、直面する共通の課題について意見交換を行うことを目的に、1970年、フィリピンの提唱により設立された。現在は、日本、オーストラリア、中国、台湾、香港、インドネシア、韓国、マカオ、マレーシア、モンゴル、ニュージーランド、シンガポール、フィリピン、タイ、パプア・ニューギニア、ベトナムの16ヶ国(地域)で構成されている。

設立の翌年1971年より毎年、加盟国(地域)が持ち回りでホスト国を務め会合が開催され、加盟国同士による意見交換・情報交換の貴重な場となっている。これまで、1973年、1981年、1990年、2000年、2010年の5回の会合が日本で行われた。

2005年頃よりAOTCA代表もオブザーバーとして毎年会合に参加し、SGATAR加盟国の税務行政関係者との連携の強化に努めている。

3. AOTCAバリ会議

2011年度定例会議は、インドネシア税理士会(オヨン・スキアット会長)がホスト団体を務め、2011年11月17日、18日にかけてインドネシア・バリ島のホテルメリア・バリ・ヌサドゥアで開催された。AOTCAの定例会議は、概ね、役員会、総会、ホスト団体主催によるタックス・セミナー、レセプションで構成される。当会議には、各国の加盟団体より約220人が参加した。



写真 1-1 日本からの参加者



写真 1-2 バリ会議セミナーの様様



会議翌日の18日に開催されたセミナーでは、「加盟国における移転価格税制」をテーマとするセッションにおいて、松岡宣明国際委員会常任委員が日本の移転価格税制について英語によるプレゼンテーションを行った(写真1-3)。

同会議の詳細は、資料編に掲載している。

写真 1-3 レビーAOTCA会長より記念品を受け取る松岡委員

4. AOTCA第3回国際コンベンション（ソウル会議）

AOTCA 設立 20 周年及び韓国税務士会創立 50 周年を記念し、2012 年 10 月 18 日より 2 日間にわたり第 3 回国際コンベンションが韓国・ソウルにて開催された。同コンベンションには、21 か国・地域の税務専門家等 600 人が集まり、日本からは日税連役員・国際委員のほか税理士会会員、家族等 160 人が参加した。同コンベンションの詳細は、国際委員による報告を資料編に掲載している。

同コンベンションのハイライトは、ソウル宣言文が承認された点、池田日税連会長が AOTCA 会長代理に選任された点、さらには、日本から 2 つのセッションに英語によるスピーカー（長谷部光哉国際委員会常任委員、瀧谷和隆同常任委員）を輩出できた点である。



写真 1-4 ソウル会議会場にて



写真 1-5 壇上の長谷部委員（右）



写真 1-6 スクリーン上の瀧谷委員

Seoul Declaration

ソウル宣言

仮訳

As tax professionals who act in the public interest with pride and responsibility, by protecting the taxpayers' rights and performing our duties sincerely as a bridge role with tax authorities, in order to be respected and contribute to the development of a country,

We declare the followings:

誇りと責任をもって公共の利益に資する税務専門家として、税務当局と納税者をつなぐ役割を担い、納税者を擁護し、真摯に業務に取り組むことにより、社会から信頼され国家の発展に貢献するために、我々は次のとおり宣言する。

Lead the protection of the taxpayers' rights and the realization of taxation justice

We lead the realization of taxation justice by building circumstances of faithful tax payment through protection of the taxpayers' rights with pride as tax professionals who act in the public interest.

納税者の権利の擁護と租税正義の実現を主導する。

公共的役割を担う税務専門家の誇りをもって、納税者の権利の擁護を通じて公正な納税環境を構築することにより、租税正義の実現を主導する。

Contribute to the society as tax professionals

We, as tax professionals with pride and responsibility, do our best to proliferate the sharing culture, and lead public service toward neglected class of people from the members of AOTCA and the international society.

税務専門家の立場から社会に貢献する。

我々は、税務専門家の誇りと責任において、文化の共有を促進し、AOTCA 加盟国及び国際社会における弱者に公共のサービスが向けられるよう最善を尽くす。

Strengthen mutual understanding and cooperation in the current taxation issues and taxation system of each country.

We do our best to develop the tax consultant system and taxation system of each country by sharing the professional knowledge of taxation and strengthening amity and cooperation internationally.

各国の租税に関する課題及び税制について、相互理解と協力関係を強化する。

我々は、税務に関する専門知識を分かち合い、そして国際親善と協力を強化することにより、各国のタックスコンサルタント制度及び税制の発展に最善を尽くす。

Topic 3 AOTCA ソウルコンベンションに参加して — 国際委員による雑感

国際委員会では、本報告書を取りまとめるにあたり、各税理士会及び国際委員へアンケート調査を実施することにより、各会の国際交流に関する情報やその他の情報収集を行っている。今回のアンケートでは、質問項目にソウルコンベンションに参加しての意見・提案等を加えた。その回答結果について報告する。

[1]セッションについて

各セッションのテーマについては、時宜にかなない、良い選定だったとの見方が多数派を占めたほか、各国の税務専門家の話を聞くことでわが国の制度についてヒントが得ら

れる、各国の制度等について尊敬の念を抱き、常に進化・変化に対応しなければならないと感じる等のコメントがあった。一方、もっと深い議論をすべきであったとの意見もあった。

また、テーマの公表をもっと早くすべき、資料の事前提供、通訳の質の向上を望む意見も多くみられた。

[2]会議の運営について

几帳面で時間に正確な日本人としては驚きの連続だったようで、突然のスケジュール変更や内容の変更等、多岐にわたる不手際が散見されたことについての指摘が多かった。仕方ないのかととらえる意見もあったが、概ねもっと綿密な計画が必要とみる意見が大半を占めた。

[3]社交行事について

社交行事は、ホスト団体の趣向が一番反映される場所であり、主催国の文化が感じられ非常に良かったとするコメントが多かったが、両日とも着席テーブルだったため、他の諸国の税務専門家との交流の場としての工夫が必要との意見も多くみられた。

[4]その他

上記の他、次のようなコメントが寄せられた。

- 全体の印象としてホスト団体の韓国税務士会のホスピタリティとエネルギーを感じた。
- 現地の税務行政機関や会計事務所等を訪問する機会があるとより良い。
- 全体的に国際コンベンションの成功に感銘を受け、税理士制度の更なる発展・普及の重要性を感じた。
- 日本でもプレスなどを使い、AOTCA 会議の重要性を PR すべき。グローバル社会において各国とも適正な租税収入が確保されるべきなので、このような会議はもっと活発に活動してほしい。
- 自国の民族衣装をまといしセプション会場に登場する他国の参加者をみて国際大会の雰囲気を楽しんだ。

また、ある国の参加者のマナーについて、我先にと壇上に上がり記念撮影をする光景、会議開催の案内があるにもかかわらず延々とステージを利用している光景に、日本人の謙虚さとの違いを感じるとともに厳しいコメントが複数あった。

Ⅱ アジア新興国における税理士制度の導入・浸透のための活動

税務専門家制度が法的に整備されている国は、日本、ドイツ、韓国、中国等まだまだ少ないのが現状である。2012年に税理士制度70周年を迎えた日税連は、制度が確立されている国のパイオニア的存在として、導入がまだ整備されていない国々への制度導入・浸透の支援を国際交流事業の重要課題のひとつと位置付けている。制度導入に向けた支援活動において特筆すべきは、この数年で頻繁に行われているモンゴル、ベトナム及びインドネシアとの交流である。

1. モンゴル国会議員の二度にわたる来訪

日税連では、2009年7月にモンゴル税理士会（2004年12月23日設立）と友好協定を締結して以来、モンゴル国での税務専門家制度導入に関する支援を行ってきた。

2010年9月には、友好協定締結を記念し、日税連・千葉県会及びモンゴル税理士会の3会が共同して、両国の税理士制度についてのシンポジウムをモンゴル・ウランバートルにて開催した。内容は、モンゴル国税庁副長官による講演、日本の税理士制度の概要と課題に関するレクチャー、モンゴルの経済及び申告納税の現状、モンゴル税理士会の変遷等のレクチャー等で構成された。同シンポジウムには、日本から日税連・千葉県会関係者約20人が、モンゴルからは国会議員をはじめ税務行政幹部、モンゴル税理士会役員及び会員等80人が参加した。

2011年2月には日本の国税庁が主催する「国別税務行政研修」に参加したモンゴル国税庁税務検査官15人が来訪、税理士制度に関する講義を行ったほか、同年12月には、モンゴルの国会で税理士法の成立に向けて審議がされている中、同国より国会議員がモンゴル税理士会役員とともに来訪、日本の税理士制度を紹介するとともに税務専門家制度の法的整備の必要性等について説明した。その間、モンゴルでは税務に関する職業法の審議が継続され、2012年12月27日、ついに同国にて「税務相談業務に関する法律」が成立した（法律の日本語訳は資料編に掲載）。

法律の制定後まもない翌年3月、日税連は再度モンゴル国会議員及び税理士会役員一団の訪問を受け、千葉県税理士会と協力し、専門教育・研修、税理士の登録管理、倫理規定、調査研究活動、職業法執行の監視と税理士会の責任について2日間にわたる研修を行った。



写真1-7 モンゴル国会議員と税理士会役員(2013年)

2. ベトナム税務総局・税理士会との相互訪問

日税連とベトナムとの連携は、ベトナム税理士会と友好協定を締結した 2010 年以前より実施されており、税理士会のみならず同国の税務総局との交流も下記のように、2005 年頃より定期的に行われている。

2005 年 10 月	ベトナム租税総局の要請により、日税連役員がハノイのベトナム租税総局を訪問、グエン・ティ・クック総局次長(現ベトナム税理士会会長)等と当時検討中であった税務専門家制度に関する法制度について意見交換、AOTCA 加盟について協議
2006 年 4 月	税務専門家制度創設の法案制定を検討中のベトナム政府の代表として、同国財務省副大臣ほか財務省幹部が日税連に来訪し、制度法制化に向けた意見交換、ベトナム政府より制度創設への支援を要請
2008 年 4 月	2007 年 7 月施行の「税務管理法」によりベトナム税理士会が設立
2008 年 7 月	ベトナム税理士会クック会長等役員を日税連定期総会に招待、同会長が定期総会にて記念講演
2008 年 11 月	AOTCA 上海会議にて友好協定締結等に関する協議
2009 年 1 月	「税理士界」1月号に池田会長とクック会長による新春対談掲載
2009 年 11 月	ベトナム税理士会、AOTCA 加盟
2009 年 12 月	独立行政法人国際協力機構 (JICA) 税務行政改革プロジェクトへの協力の一環として友利国際委員長がベトナムへ短期派遣される。
2010 年 11 月	日税連及びベトナム税理士会、友好協定締結
2011 年 12 月	前 JICA 専門家を講師に招き、ベトナム経済・税務行政・税理士制度に関する座談会を開催
2012 年 2 月	ベトナム租税総局幹部及び税理士会役員が来訪、研修会を開催
2012 年 12 月	池田会長等がハノイを訪問、日本の税理士制度について講演、ベトナム税務行政関係者と協議 (写真 1-8)



写真 1-8 ベトナム租税総局にて

3. インドネシアにおける職業法制定に向けての交流

インドネシア政府は以前から日本の税理士制度について高い関心を寄せており、日税連はこれまで数回にわたり同国の税務当局職員の訪問を受けている。2000 年以降でも 2005 年及び 2008 年に国税庁を通じて要請を受け、国税総局職員への研修を実施した。また、1997 年にはインドネシア政府からの要請により、当時の役員が同国を訪問

し、日本の税理士制度に関する講義と税務当局幹部との意見交換を行っている。

一方、税理士会との交流については、AOTCA 会議の場におけるものが多かったが、2012 年 11 月、インドネシア税理士会のスキアット・オヨン会長ほか役員とインドネシア国税庁の税務業務上級顧問が税理士制度 70 周年記念式典出席に併せて日税連を来訪し、懇談を行った（写真 1-9）。インドネシアでは、他のアジア諸国と比べ、1965 年には税理士会が設立されるなど税務専門家制度の素地は比較的歴史があるものの、職業法の成立にはまだ至っていない。日税連は、オヨン会長より職業法成立に向けた支援を強く要請され、それに対し可能な限り応えていくことを約束した。



写真 1-9 日税連会長執務室にて(中央がオヨン会長)

Ⅲ 諸外国の税務専門家団体との継続的な交流

日税連では、2012 年末までに下掲のとおり諸外国の 14 団体と友好協定を締結し、相互理解を促進し協力関係を維持している（表 1-5）。

表 1-5 日税連の友好協定締結の状況 (*は当時の団体名)

年 月	場所	締結団体	備考	
1989	9	東 京	ドイツ連邦税理士会	
1991	3	大 阪	韓国税務士会	
1992	11	東 京	パキスタン税法協会	AOTCA 設立総会にて締結
〃	〃	〃	オーストラリア会計士会*	〃
〃	〃	〃	香港会計師公会	〃
〃	〃	〃	オーストラリア勅許会計士会	〃
〃	〃	〃	マレーシア租税協会*	〃
〃	〃	〃	中華民国記帳及報税代理業務人公会全国連合会	〃
〃	〃	〃	フィリピン税務協会	〃
〃	〃	〃	オーストラリア租税協会	〃
1994	5	ウィーン	オーストリア経済受託士会	
2004	10	北 京	中国注册税務師協会	
2009	7	東 京	モンゴル税理士会	
2010	11	シドニー	ベトナム税理士会	

上記の友好関係団体の中でも、特にドイツ連邦税理士会と韓国税務士会との交流は特筆すべきであろう。欧米を中心に多くの国々では弁護士及び公認会計士が税務業務を担う専門家として位置づけられている中で、ドイツの税理士制度及び韓国の税務士制度はわが国と同様に長い歴史を重ね社会に定着している。このような背景もあり、双方の会長による懇談会、特定のテーマに関する担当委員による意見交換会を行う等、両会との交流は有効に機能している。

1. ドイツ連邦税理士会との交流

日税連とドイツ連邦税理士会との交流は、1989年の友好協定締結を契機に促進が図られている。定期的な会合を設けていないが、それぞれの職業法の改正時等の時節を捉えて懇談会等を行っている。

ドイツ連邦税理士会ホームページの「国際交流・連携」(Internationale Zusammenarbeit) ページ^{iv}には、①ヨーロッパ諸国と国際組織との連携・交流、②CFE活動、③ドイツ・オーストリア・スイスの連携、④ドイツ・フランスの連携、⑤日本との交流を掲載している。そのページには、「日本の税理士法はドイツ税理士法^vと非常に類似していることから、ドイツ連邦税理士会と日税連とは長年にわたり交流がある。1989年に友好協定を締結し、両国の専門職業の更なる発展と両会の相互理解、情報交換を行うことに合意した」と紹介している。



写真 1-10 ドイツ連邦税理士会 HP

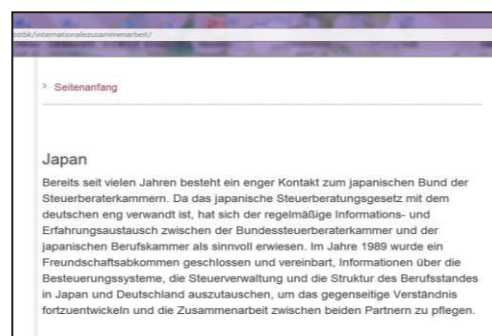


写真 1-11 上記 HP の日本に関する記述箇所

2. 韓国税務士会との交流

韓国税務士会とは1997年より毎年1回定期懇談会を開催し、その時々両会が直面する課題を中心として情報及び意見の交換を行っている。2012年7月に大阪で開催された第16回定期懇談会では、資格付与の在り方について白熱した議論が行われた。これまでの懇談会のテーマ等は資料編に掲載している。

また、2012年4月、韓国税務士会は創立50周年を迎え、ソウルで記念式典が行わ

^{iv} <http://www.bstbk.de/de/bstbk/internationalezusammenarbeit/>

^v ドイツ税理士法(職業法)は正確には Steuerberatungsgesetz であり、直訳すると「税務相談業務法」(または「税理士業務法」となる。しかし、同法はわが国においては「ドイツ税理士法」の呼称が定着していることから、本報告書においても、当該呼称を使用する。

れ、日税連から歴代会長及び関係役員が来賓として出席した。同年 11 月、日本の税理士制度 70 周年記念式典には、韓国税務士会より鄭求政（チョン・クジョン）会長が出席した。

IV 情報発信ツールの整備

1. 日税連国際委員会による『英訳税理士法』の編集

2012 年度の国際委員会の事業の大きな柱の一つが税理士法の英訳作業であった。税理士法の英訳は、日本の税理士制度を外国人に説明する際において不可欠なツールであり、実際、海外の関係諸団体や税務当局より英文で書かれた税理士法の提供を要請されることが度々あった。日本の法令の外国語訳は、関係省庁連絡会議^{vi}にて基盤整備が行われており、随時「日本法令外国語翻訳データベースシステム」に公開しているが、税理士法の翻訳はまだ整備されていない。また、現存の税理士法の英語版は、使用している語句の不統一、改正された条文が反映されていない、条文の訳が不完全などの不備が多かったため、早急な整備を必要とした。

国際委員会では、税理士法の英訳整備を検討するに当たり、外国人に日本の税理士法をできる限り理解しやすいものとするを最優先事項に置いた。その結果、従来の英訳された法律文と比べ、2 つの点でユニークな特徴を持つものとなった。

1 点目は、抄訳版であるという点である。委員会で議論したところ全 65 条のすべてを細部まで翻訳するのではなく、重要な部分を精査して翻訳版としてとりまとめたほうが、外国人にとり税理士法の概観を把握しやすいのではないかとの意見で一致した。そこで、国際委員全員に対し、全 65 条の条文の重要性・必要性を評価するアンケート調査を行い、その結果に基づき重要性の低い条文とカッコ書きの中の一部の語句については翻訳を省略した。

2 点目は「税理士」の英語訳についてである。これまで日税連では長年にわたり「税理士」の英語訳として“Certified Public Tax Accountant”を使用してきた。国際委員会では検討を重ねたところ、2011 年 6 月の常務理事会での決定（詳細は Topic 4 を参照）や日本の税理士制度の独自性を考慮すると、あえて英訳せず“*Zeirishi*”を積極的に使っていくべきとの認識で一致した。それゆえ、同委員会編『英訳税理士法』では *Zeirishi* という言葉が 403 回登場する。

^{vi} 法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/index.html>

翻訳文の作成においては、法務省の「日本法令外国語翻訳データベースシステム」^{vii}にある用語をできる限り使用した。

日税連国際委員会編『英訳税理士法』^{viii}は、2013年4月ホームページ上に掲載した。

2. 外国語ホームページの充実

ホームページは、今日において最も重要な情報発信ツールのひとつであり、国際委員会では日税連の外国語ホームページについても充実を図っている。2009年6月に開設された英語ホームページ^{ix}には、申告納税制度の意義、税理士制度、日税連の活動等の紹介や日本の税制の概要などが掲載されているほか、広報部で発信しているニュースリリースの一部を英語版として掲載し、月平均2,600件のアクセスを数える。



写真 1-12 日税連・英語HP



写真 1-13 日税連・中国語HP

2012年8月には、英語版の内容を中国語で表した中国語ホームページ^xも新たに開設され、開設からわずか8か月ほどで1万件（2013年4月末）のアクセス数を記録している。

今後は、税理士・税制に関連する英文資料を整備し、更なる内容の充実を図ることとしている。

^{vii} <http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>

^{viii} http://www.nichizeiren.or.jp/eng/pdf/Zeirishi_Act.pdf

^{ix} <http://www.nichizeiren.or.jp/eng/index.html>

^x <http://www.nichizeiren.or.jp/china/index.html>

Topic 4 「税理士」を英語では

Zeirishi: Certified Public Tax Accountant

日税連では「税理士」の英語訳として 1970 年より“Certified Public Tax Accountant (CPTA)”を使用してきたが、CPTA はある程度の認知度を得られている。しかし、税理士の業務の特性を的確に表した英語訳であるかという疑問が常に周囲から浮上しているのを受け、これまで複数の機関において幾度となく英語訳の見直しが検討されてきたが、CPTA に替わる英訳語の採用には至らなかった。2010 年度より 15 人体制に拡大した国際委員会では、この課題を検討事項のうち最優先事項と位置づけ議論を重ねた末、税理士の英語訳に関する具申を提出した。そして日税連は、2011 年 6 月 9 日の常務理事会において税理士の英語訳をこれまでの“Certified Public Tax Accountant (CPTA)”に *Zeirishi* を併記することを決定した。

その理由は、多くの国がそうであるように、税制もその国の社会的、経済的ときには歴史的、文化的背景に基づき構築され、税に関する専門家制度もそうした影響を受け醸成されてきたと考えたからである。税務代理士制度導入から数えて 70 周年を迎えた日本の税理士制度も同様であり、他国に見られない、会計参与、成年後見人等の制度および税務支援や租税教育等の社会貢献活動の担い手としての独自性を有している。

そこで、税理士制度の独自性を認識する意味でも日本語読みである *Zeirishi* を併記することになったのである。

第Ⅱ部

2011-2012 年度税理士会の国際交流事業への

取組み

I 税理士会の国際交流事業の概況に関するアンケートについて

国際委員会は、2012年12月に、税理士会が独自に企画・実施している国際交流事業の実態を把握するためのアンケート調査を行った。具体的には、①担当所掌機関、②外国語の資料作成、③友好協定、④海外視察・研修、⑤その他について設問した。その結果、税理士会により取組み方はそれぞれ異なるものの、様々な事業活動が推進されていることが明らかになった。

中でも、会員を対象とする海外視察の企画・実施及び諸外国の税務専門家団体との協定に基づく活動がその代表的な事業活動といえよう。

対象国の観点から見ると、税務専門家制度が確立されているドイツ、韓国が選定される場合が多い。わが国の制度との比較研究ができ、また共通する課題が見出し易いこともその背景にあると推測できる。

また、国際交流事業とは若干趣旨が異なるかもしれないが、国際税務に関するセミナーの開催、相談窓口の運営等、会員のニーズに応じた独自の事業を展開している税理士会もある。

上記アンケート調査の結果とりまとめは、資料編に掲載している。

II 税理士会の所掌機関・国際交流事業の状況

国際交流事業を所掌する部・委員会を設置している税理士会は5会（東京、近畿、北海道、名古屋、沖縄）で、総務部が担当している会が3会（北陸、中国、九州北部）、制度部が1会（東京地方）、その他の7会では所掌する部・委員会が特定されていない。

以下に、各会の交流事業の概況を紹介する。

<東京会>

東京会では、国際部（構成員：13人）が1997年6月に設置されたが、それ以前より国際交流事業は盛んに行われていた。諸外国の税務専門家団体との友好協定につい

では、1980年にドイツ・ケルン税理士会と、1994年9月には中国注册税務師協会と、1995年に韓国・ソウル地方税務士会と、それぞれ協定を締結し、それに基づく交流活動を行っている。また、ほぼ毎年、国際部で海外視察研修を企画・実施している。

1. 海外研修・視察の実施

2012年8月24日から30日までの日程で、わが国でも導入を予定している社会保障・税番号制度（共通番号）について、本会の検討の参考に資する必要から、既に制度化されているスウェーデンを訪問した。訪問の主目的は、高福祉・高負担による社会保障制度の充実を図ってきた福祉国家の制度を研究するためであり、富田副会長の他9名が参加した。また、併せて会員の便益に供するため、租税条約モデルの次期改正点等についても調査研究を行った。

視察中、JETRO スtockホルムでは、スウェーデンの一般概況及び社会保障制度について、スウェーデン国税庁では、政府への信頼が高い国民性などスウェーデンの歴史と税務の面から見たパーソナルナンバーについて等、SPAR（情報登録庁）では、SPARの組織概要について等、データ検査院からは、個人情報保護について説明を受けた。

また、事前照会委員会（リッツネムンデン）ではアドバンス・タックス・ルーリング（事前照会制度）について、KPMG スtockホルムでは法人税及びVAT(Value Added Tax：付加価値税)の視点からの番号制度について等の説明を受けた。

さらに、OECD (the Organization of Economic Cooperation and Development：経済協力開発機構) では、OECD 租税委員会の組織、構成及び租税条約の概要についての説明を受け、情報・意見交換を行った。

視察報告概要は、東京会会報10月号に掲載するとともに、本会ホームページに掲載し、広く会員等に情報を提供した。

2. 外国語資料の作成

東京会のホームページには、外国語の資料として、「外国人のためのやさしい日本の税金と税理士制度」（英語・韓国語・中国語）と東京会を紹介した英文パンフレットが掲載されている。

3. 国際税務相談窓口の設置

東京会では、会員向けの相談窓口を設けており、随時、FAX、電話による相談を受けている。国際税務に精通している会員が相談員を務める。

<東京地方会>

東京地方会では、総務部及び制度部が中心となり国際交流事業を所掌している。韓国・中部地方税務士会とは1991年4月に、ドイツ・ハンブルク税理士会とは2000年8月にそれぞれ友好協定を締結し、交流を行っている。また、友好協定締結には至っていないが、2001年に発生した台湾大地震の見舞金を当会から贈呈したことを契機に、

中華民国記帳及報税代理業務人公会全国連合会（当時：台湾省稅務會計記帳代理業職業工會連合会）との交流を行っている。

2012年には下記のとおり活発に国際交流事業が行われた。

1. ドイツの専門団体との交流（2012年7月5日）

友好協定締結から10年後の2010年にハンブルク税理士会の会長他3名の役員が本会を訪問し、懇談会を開催した。その訪問を受け、今回12年ぶりに本会会長他4名の役員がハンブルク税理士会を訪問し、ハンブルク税理士会の副会長他3名の役員と両国の税理士制度の現状と課題について懇談会を実施した。また、この機にハンブルク財政裁判所及び税務法律事務所等の視察・研修も行った。

2. 台湾の専門団体との交流（2012年8月8日）

中華民国記帳及報税代理業務人公会全国連合会の蔡沼玲理事長を初め3名の役員が当会を訪問し、当会からは会長、顧問を初め10名の役員が出席して、2005年以来7年ぶりに懇談会を開催した（写真2-1）。懇談会における両会からの質問事項は次のとおり。

＜中華民国記帳及報税代理業務人公会全国連合会からの質問事項＞

- ① 日本における証券取引所得税の課税徴収の有無について
- ② 日本における贅沢税の有無について
- ③ 日本における不動産の頻繁取引に関する制限について
- ④ 税理士会における税理士の報酬基準の有無について
- ⑤ 税理士の研修の規定及び受講時間について
- ⑥ 日本における「納税者人権保護法」の有無について

＜東京地方税理士会からの質問事項＞

- ① 中華民国記帳及報税代理業務人公会全国連合会の組織機構について
- ② 2004年に制定された「記帳士法」により記帳士業務を行う専門家団体の設置の有無、設置された場合のその団体への入会及び中華民国記帳及報税代理業務人公会全国連合会との関係について
- ③ 台湾における「納税者権利保護法」制定の現状について



写真2-1 台湾の蔡理事長(前列左から3番目)一行と東京地方会役員

3. 韓国の専門団体との交流（2012年11月1日）

韓国・中部地方税務士会の韓憲椿会長他16名の役員が当会を訪問し、当会からは会長、顧問を初め18名の役員が出席して懇談会を開催した。現在は、2年に一度相互に訪問し、交流を続けている。懇談会における両会からの質問事項は次のとおり。

＜韓国・中部地方税務士会からの質問＞

- ① 海外金融口座の管理について
- ② 税理士が使用する会計ソフトについて
- ③ 税理士試験制度について

＜東京地方税理士会からの質問事項＞

- ① 外国税務諮問士の登録状況について
- ② 税務士職業賠償責任保険について
- ③ VAT 法上の輸出免税について

＜千葉県会＞

千葉県会では、モンゴル国での税理士制度法制化に向けた支援活動を国際交流事業の大きな柱としていた（詳細は Topic 5 を参照）。2009 年 4 月から 2011 年 3 月まで国際特別委員会が設置されていたが、現在は国際交流事業を所掌する機関は特定されていない。

Topic 5 モンゴル税理士制度への千葉県会の貢献

千葉県税理士会とモンゴル税理士会との交流は、2007 年 11 月、AOTCA クアラルンプール会議にて両会の役員同士による協議が行われたことが始まりである。それ以降、千葉県会は、モンゴル税理士会からの度重なる要請を受け、モンゴル国における税務専門家制度の法制化に向け支援を行ってきた。同会には、わが国の国際支援事業を扱う JICA により実施された「モンゴル国税務行政強化にプロジェクト」に参加した経験を持つ会員がいたことから、モンゴルの税務行政及び税務専門家に関する情報が入手できたことも交流の促進につながった一因といえる。

2013 年 3 月までの交流経緯は以下のとおりである。

2008 年 11 月	AOTCA 上海会議にて日税連・千葉県会・モンゴル税理士会の役員が今後の支援活動について会談
2009 年 1 月	モンゴル国税庁長官及び税理士会会長が千葉県会を表敬訪問
2009 年 7 月	千葉県会・モンゴル税理士会、友好協定締結
2010 年 9 月	日税連・千葉県会・モンゴル税理士会 3 会合同により、両国の税理士制度に関するシンポジウムをウランバートルにて開催
2011 年 12 月	モンゴル国会議員及び税理士会幹部が来訪、税理士制度について講義
2013 年 3 月	2012 年 12 月 27 日にモンゴル・税務相談業務に関する法律が成立したことを受け、モンゴル国会議員及び税理士会幹部が来訪、税理士登録手続、監督、倫理保持、会員研修等について講義

＜関東信越会＞

関東信越会では、国際交流事業を所掌する機関は設置されていないが、一部の支部レベルで海外視察研修などを実施している。

＜近畿会＞

近畿会国際部は、諸外国の税制、税理士制度等に関する情報を収集し、以って会員の業務の国際化、国際交流事業の企画実施及び友好親善を図るため、1999年に設置された。現在は11名の部員で構成され、活動している。

主な活動は次のとおりである。

1. ホームページへの情報提供

諸外国の税制及び税理士制度並びに会員の国際的業務に関する情報等を収集し、会員専用ホームページへの掲載等により、その提供を行っている。

2. 韓国・釜山地方税務士会との定期交流

韓国・釜山地方税務士会との実質的な交流を深めるため、学術討論会（年1回）を開催し、情報及び意見交換を行っている。

（1）第8回学術討論会

2012年10月17日、釜山地方税務士会館において開催され、次の議題により活発な情報・意見交換を行った（写真2-2）。

① 共同議題

土地譲渡に関する両国の税法比較

② 副議題

- ・自由貿易協定(Free Trade Agreement ,FTA)発効後の税務士の現況と展望（釜山会）
- ・個人情報の保護に関する法律（近畿会）
- ・納税者権利憲章（釜山会）
- ・成年後見制度（近畿会）

（2）第7回学術討論会

2011年11月11日、近畿税理士会館において開催され、次の議題により活発な情報・意見交換を行った。

① 共同議題

両国の非居住者の納税義務

② 副議題

- ・税理士法人制度（近畿会）
- ・誠実申告確認制度（釜山会）

3. 在阪総領事館等との交流

在阪総領事館及び外国公館等が主催するセミナー、記念行事に出席している。また、近畿会の定期総会懇親会、新年賀詞交歓会に次の在阪総領事館及び外国公館等を招待し、交流を深めるとともに、終了後には国際部との懇談会を開催し、より深い情報及び意見交換を行っている。

交流を行っている国内外の公館等は次のとおり。



写真 2-2 第8回学術討論会

アメリカ合衆国総領事館、イギリス総領事館、イタリア共和国総領事館、インド総領事館、インドネシア共和国総領事館、オーストラリア総領事館、オランダ王国総領事館、タイ王国総領事館、大韓民国総領事館、中華人民共和国総領事館、ドイツ連邦共和国総領事館、パナマ共和国総領事館、フィリピン共和国総領事館、在名古屋ブラジル連邦共和国総領事館、ベトナム社会主義共和国総領事館、ロシア連邦総領事館、インドネシア貿易振興センター、オランダ経済省企業誘致局・駐日代表部、韓国貿易センター大阪、タイ投資委員会大阪事務所、香港貿易発展局大阪事務所、ベルギー王国ワロン地域政府貿易外国投資振興庁、大阪商工会議所・国際部、中小企業基盤整備機構近畿本部、日本貿易振興機構（JETRO）大阪本部、近畿経済産業局（順不同）



写真 2-3 2012 年に実施したカウンセリング・デイのチラシ

4. 在日外国人への税務相談

近畿の国際交流諸団体が主催する相談会に次のとおり相談員を派遣し、在日外国人の税務相談に応じている。

(1) 外国人のためのカウンセリング・デイ

公益財団法人京都市国際交流協会主催の在日外国人を対象とした「外国人のためのカウンセリング・デイ」（年 4 回）に本会会員を派遣し、税務相談に応じている（写真 2-3：チラシ）。

(2) 一日インフォメーションサービス

公益財団法人大阪国際交流センター主催の在日外国人を対象とした「一日インフォメーションサービス」（年 1 回）に本会会員を派遣し、税務相談に応じている。

5. 会員を対象とした研修会の実施

今日の経済のグローバル化の中で、企業は国際化及び様々な事業展開を進めている状況にあり、税理士においても、企業が海外進出する際のメリット及び諸外国の特性等の情報収集を行い、適切な指導を行うことがますます求められている。このような状況に鑑み、年に 2 回、税務当局等の協力を得て、会員を対象としたセミナーを開催している。

表 2-1 2011 年度及び 2012 年度の研修会事績

開催日	2013 年 1 月 15 日	受講者数	167 名
内容	第 1 部 海外進出に関する国際税務の論点 第 2 部 インド進出のケーススタディー		
講師	税理士法人プライウォーターハウス・コーポレーション・マネージングディレクター・品川克己氏、同シニアマネージャー・高野一弘（税理士・公認会計士）氏		
開催日	2012 年 12 月 5 日	受講者数	202 名
内容	第 1 部 国外財産調書制度の概要及びタックスヘイブン対策税制（外国子会社合算税制）の概要について		

	第2部 海外取引調査の現状 第3部 移転価格税制にかかわる最近の状況について		
講師	大阪国税局調査第1部 調査審理課担当官、国際調査課担当官、国際情報第一課担当官		
開催日	2012年1月13日	受講者数	251名
テーマ	海外取引における貿易実務上の落とし穴		
講師	JETRO 貿易投資相談センター アドバイザー・米代憲雄氏、同伊東孝之氏		
開催日	2011年12月9日	受講者数	213名
内容	第1部 外国子会社配当等益金不算入制度について 第2部 海外取引調査の現状 第3部 移転価格税制にかかわる最近の状況について		
講師	大阪国税局調査第1部 調査審理課担当官、国際調査課担当官、国際情報第一課担当官		

6. 外国の税務専門家団体との友好協定の状況について

(1) 韓国・釜山地方税務士会との友好協定

○締結年月

1991年4月

○経緯・内容

近畿会・西淀川支部長一行の韓国税制視察（1990年）を契機に、釜山地方税務士会との交流が始まり、以降の交流・友好関係を深めていくに際し、近畿会として対応することが望ましいことから、同会と友好協定を締結することとなった。内容は「相互理解、交流の促進、情報交換」である。

○協定等に基づく活動内容

協定締結後、学術討論会（年1回）を開催している。出席者は、会長、国際部担当副会長・専務理事、国際部及び関連部委員会の正副部長、正副委員長である。

(2) ドイツ・デュッセルドルフ税理士会との友好協定

○締結年月

1999年6月

○経緯・内容

国際交流事業に積極的に対応していくため、他の税理士会が外国の税理士会と友好協定を締結しているドイツの中から、日系企業が一番多いデュッセルドルフ市にあるデュッセルドルフ税理士会と友好協定を結ぶこととなった（なお、同会との接触にあたり、ドイツの税制に詳しい立命館大学教授の協力を得た）。

○協定等に基づく活動内容

懇談会の開催等はなく、相互の定期総会開催時に訪問し、交流を深めた。

<北海道会>

2012年6月に国際委員会（構成員：9人）が設置された北海道会では、本格的に国

際交流事業に着手したところである。2010年には、会員15人が参加してEU諸国の税制視察を行い、イギリス、フランス、ドイツを訪問し、現地の個人課税、納税者権利保護等について視察した。

<東北会>

東北会では、国際交流事業を所掌する機関は設置されていないが、これまで制度部を中心に、電子申告、租税裁判所制度などをテーマとしてドイツへの視察研修を実施している。

<名古屋会>

名古屋会では、名古屋税務研究所国際部門（2009年設置）が国際交流事業を所掌している。

名古屋会は、「諸外国の税制」に関する調査研究の際に親交を深めたドイツ・ミュンヘン税理士会と2001年に友好親善合意書を取り交し、以来2年に1度の相互訪問が続いている。このように交流の発端が調査研究にあったことから、訪問時には両国の



税制と税理士制度を中心としたディスカッション、全会員を対象とした記念シンポジウムに毎回2日間を割いている。この討論会の準備を名古屋税務研究所が担うという特異な国際交流を展開している。

写真 2-4 シンポジウムの冒頭に挨拶するミュンヘン税理士会・シュヴァープ会長（2012年）

2012年11月にはミュンヘン税理士会が来会し、以下の日程で親交を深めた。

11月6日午前 昭和税務署を訪問

身近な税務行政機関を希望されたので、昭和税務署への訪問を企画した。同署は全国524税務署中、相続・贈与税の申告件数が全国一位、名古屋国税局管内税収の10%を占める。ミュンヘン税理士会側はドイツと比較して税務職員が少ないことや申告納税制度での税理士の役割を実感できたと思われる。

11月6日午後 次のテーマを提案し意見交換会を開催

1. 税制改正と税理士会について（名古屋会）
2. 決算報告書の簡略化法案について（ミュンヘン会）
3. 国外所得の自己申告制度について（ミュンヘン会）
4. 税理士報酬料金の改定について（ミュンヘン会）

11月7日 来日記念シンポジウムを開催

基調報告「日独の税務における電子政府の現状と課題について」
続いて、次のテーマでパネルディスカッションを展開した。

1. 番号制度（マイナンバー）について
2. 消費税制度における仕入税額控除の問題点について
3. 給付付き税額控除制度について

今回の訪日では、ドイツ・ミュンヘン税理士会訪問団は来名に先立ち、日税連税理士制度 70 周年記念式典にもご参加頂いた。Dr.ハルトムート・シュヴァープ会長はドイツ連邦税理士会副会長の立場で式典にご臨席頂くことができた。最後に訪独のご招待を受け、2年後の再会を約束した。

＜東海会＞

東海会では、2012年8月、調査研究部・研修部の共同事業として、ドイツに焦点を絞り、同国の税制、会計制度、税理士制度を現地で実態から学ぶことを目的として海外視察を実施した。今回の視察では、ベルリン税理士会及びミュンヘン税理士会並びにドイツ連邦税理士会を主要訪問先として企画した。これらの訪問先では、ドイツの税理士制度の仕組みや内容、税理士会の組織や活動について説明を受け、意見交換をおこなうことによって、わが国の税理士制度や税理士会のあり方について有益な示唆を得ることができた。その他にも、税制改正と税理士会の関わり、税務行政の電子化と税理士会の対応等、各訪問先に共通の質問事項を投げかけることにより、更に問題定義をすることができた。特に、ドイツ連邦財務省を訪問できたことは大きな成果となった。日本の財務省に該当するドイツ連邦財務省では、行政側から見た税務行政の電子化について、今後の方向性を聞くことができた。また、わが国では消費税率が引き上げによる今後の対応が検討されている中、ドイツの VAT と軽減税率、非課税について、また EU 財政危機におけるドイツでの VAT との関係について話を聞くことができた。この成果を、『ドイツ研修報告書』として取りまとめた。

＜北陸会＞

北陸会では、2006年に北陸税理士会創立50周年事業の一環として国際交流事業をスタートさせ、4月に総勢80名による韓国・中国への視察交流、また、10月には金沢市において、国内来賓（99名）、韓国・中国からの来賓（24名）を招いて視察研究発表や50周年記念式典を開催するとともに、記念誌を作成し各関係機関に配布した。

なお、式典当日に、大連市注冊税務師協会、ソウル地方税務士会との「三税理士会共同宣言」に調印した。

その後の国際交流事業の取組みは以下のとおりである。

【2007年度】

5月24～25日 大連ジャパンウィーク参加（大連市）

10月15日 韓日税務士親善協会との交流会
総務部を中心として、関連執行機関との継続的な国際交流の企画調整、情報収集を行った（日韓友好税理士連盟の企画に積極的に参加）。

【2008年度】

10月4～8日 大連市注冊税務師協会との友好協定打診及び大連大学視察（大連市）
3月24日 韓日税務士親善協会 国際常務理事 李 信愛 氏による
「韓国における税務士資格制度について」の研修会開催

【2009年度】

5月30日 大連市注冊税務師協会との友好協定調印（大連市）
11月 「納税者権利憲章」研究会創設
2月3日 日韓友好税理士連盟 創立15周年記念式典参加
3月27～29日 大連大学「金沢文庫」 図書寄贈（大連市）

【2010年度】

「納税者権利憲章」実情視察に向けた勉強会

【2011年度】

4月6～8日 韓国納税者権利憲章についての実情視察（ソウル市）
12月2日 韓国・ソウル地方税務士会役員との懇談会

【2012年度】

4月18～21日 大連市注冊税務師協会及び中国国際貿易促進委員会大連市分会との意見交換会（大連市）



写真 2-5 大連注冊税務師協会との交流会

2012年4月の大連訪問は、当会及び大連市注冊税務師協会ともに前年の総会を経て役員が一新されたことを機に企画され、北陸税理士会と北陸税理士協同組合連合会の共催事業として両団体の役員等総勢11名が参加して実施された（写真2-5）。

訪中にあたっては、中国側の国際貿易、国際人事交流の窓口的存在である中国国際貿易促進委員会大連市分会への表敬訪問、また、大連市注冊税務師協会所属の張紹虹税務師事務所の見学会も併せて行った。

＜中国会＞

中国会では、総務部が国際交流事業を所掌している。

1996年11月に韓国・大邱地方税務士会と友好協定を締結して以来、両会は毎年定期的な会合を設けて継続的に交流事業を行っている。

2011年10月には韓国・大邱市において情報交換と親睦を目的とする交流活動を行い、2012年10月にはAOTCA第3回国際コンベンションに合わせて韓国・ソウル市において懇談会を開催した(写真2-6)。



写真 2-6 ソウルでの定期懇談会



写真 2-7 原田中国会会長(左)と
チェ・サンバク大邱地方税務士会会長

<四国会>

四国会では、1997年に韓国・光州地方税務士会と友好協定を締結して以来、毎年相互訪問を行い、懇談会を開催している。2011年度及び2012年度の懇談会の詳細は次のとおり。

【2011年度】

- 開催日・場所：2011年11月14日(於：韓国・光州市)
- 出席者数：光州会15人(事務局長を含む)、四国会6人
- 議題
 - ・ 税理士の懲戒処分について(四国会)
 - ・ 税理士事務所の人格(個人、法人)形態の現況及び業務内容について(光州会)
 - ・ 税理士制度に対する対一般(学校、私企業等)教育、広報の内容及び現況について(光州会)



写真 2-8 南原市にて

【2012年度】

- 開催日・場所：2012年11月14日(於：高知市)
- 出席者数：光州会6人、四国会13人
- 議題
 - ・ FTA参加の現状と税理士制度に及ぼす問題点等について(四国会)
 - ・ 公認会計士との業際問題について(四国会)
 - ・ 医療シルバー産業に対する税制支援の内容及びその現状について(光州会)

＜九州北部会＞

九州北部会では、総務部が中心となり国際交流事業を所掌している。ドイツ・ニュルンベルク税理士会とは1989年7月に、韓国・中部地方税務士会とは1994年4月にそれぞれ友好協定を締結し、交流を行っている。

1. ドイツ・ニュルンベルク税理士会との友好協定

○締結年月

1989年7月

○友好交流の趣旨

両国の税制、税務行政、税理士制度の進歩、発展に寄与し、さらに税理士の社会的使命の向上に資するために、税に関わる調査の実施、情報交換、会報交換など、多様な形式により広汎な交流を促進する。



写真 2-9 福岡での協議会(2012年)

○協定に基づく交流の内容

定期的な交流としては、2年に1度、相互に行き来している。出席者については、基本的には会長、副会長、専務理事、総務部長、テーマに関係する部・委員長、総務部の国際交流委員である。なお、日本でのレセプション及びドイツへの訪問には、過去のドイツ訪問者で希望する者が含まれる。それはドイツ側の役員の任期が長く顔ぶれがあまり変わらないのに比べ日本側の役員はよく変わるため、過去の参加者がコミュニケーション上、必要なこともあるからである。

訪問時には、概ね3泊4日程のドイツ滞在予定を組んでおり、協議会の他には地元の市長や高級官僚を招いての食事会や、教会や城でのクラシックの演奏会等のもてなしを受け、ドイツの税理士の社会的ステータスの高さを実感している。

最近の国際交流事業の取組みは以下のとおり。

表 2-2 ドイツ・ニュルンベルク税理士会との協議会

開催日	場所	主な協議内容（議題）
2008年 11月2日	九州北部 税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・改正収支決算法について ・税理士会による税理士試験の実施について ・租税官僚主義削減法について ・第8次ドイツ税理士法改正
2010年 10月16日	ニュルンベルク 税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・税理士が行う公益活動について ・税理士会が行う対外広報活動について ・ドイツの給与所得者の税制並びに給与税援助協会の組織及び運営について ・税理士としての専門分野コンサルタントについて

		<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツにおける電子年度決算書の導入について ・中小企業用 IFRS^{xi}の経験について ・税理士事務所の IT による新たな挑戦について
2012 年 11 月 7 日	九州北部 税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・電子年度決算 ・税務代理権データベースとその利用可能性 ・税理士 2020-税理士の将来性/税理士における将来の展望 ・国際税務における職業関連法規

2. 韓国・中部地方税務士会との友好協定

○締結年月

1994 年 4 月

○友好交流の趣旨

両国の税制、税務行政に関する研究及び税理士・税務士制度の発展に寄与するため、税制、税務行政、税理士・税務士制度及び業務に関する情報、資料、経験、知識を交換し、両会の友好親善を図るため、相互訪問等を行いその友好増進に努める。

○協定に基づく交流の内容

定期的な交流としては、これまで 1 年ごとに行き来していたが、2009 年度からは 2 年に 1 度の交流に改めることとした。出席者については、基本的には、会長、副会長、専務理事、総務部長、テーマに関係する部委員長、総務部の国際交流委員である。

中部地方税務士会は九州北部会と交流のあった京仁地方税務士会と合併したために、現在では、もともと交流のあった東京地方会、本会との三者交流となっている。したがって、当会では先方の負担を考慮して、日本との交流先を、歴史が長い東京地方会一本に絞ってはいかがかこれまで何度か打診したが、ソウル・福岡間のアクセスの良さと先方特有の事情があつてか、未だトライアングル交流の解消には至っていない。



写真 2-10 3 会合同懇親会 (2008 年、於：ソウル)

最近の国際交流事業の取組みは以下のとおり。

表 2-3 韓国・中部地方税務士会との協議会

開催日	場所	主な協議内容 (議題)
2008 年 11 月 7 日	マリオット・ ホテル(ソウ ル市)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の税理士業務拡大及び縮小について ・日本の電子申告に関連した税額控除制度について ・日本の税理士業務の報酬はどのように決定されているのか

^{xi} International Financial Reporting Standards : 国際財務報告基準のこと。EU 主導の国際会計基準審議会が策定する財務諸表の作成基準を指す。わが国では「イファース」または「アイファース」と呼ばれることがある。

		<p>について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税理士が行う公益活動について
2009年 10月29日	グランド・ハイアット・福岡	<ul style="list-style-type: none"> ・税務代理人に対する処罰規定について ・日本の税理士の報酬はどのような構造となっているのか ・税理士高齢化への今後の対応策はどのようなものがあるか ・公認会計士が行う税理士業務について ・韓国の税務士制度における紛議調停について ・公共機関の税務士会への業務委託について
2011年 11月7日	韓国・中部 地方税務士 会館	<ul style="list-style-type: none"> ・自動資格付与の阻止及び訴訟参加制度へのこれまでの努力と結果について ・税務調査時における税理士の助力内容及び助力を受ける権利保障制度について ・家業承継に対する支援税制について ・納税者番号制度について ・税理士会会員の不祥事について

<南九州会>

南九州会では、国際交流事業を所掌する機関は設置されていないが、これまで総務部を中心に韓国・大田地方税務士会との国際交流、また、制度部を中心に諸外国と日本との税制及び税理士制度の比較研究を検討している。

大田地方税務士会とは、1995（平成7）年の友好協定締結以来、毎年相互訪問を行い、各会が抱えるテーマを基に意見交換をしている。

なお、友好協定の内容は、以下のとおりである。

1. 税制及び税務行政に関する研究に寄与するため、諸般の事情を交換する。
2. 税理士制度の発展に寄与するため、税理士の制度及び業務に関する情報を交換する。
3. 両会の友好親善を深めるため、相互訪問等を行いその友好増進に努める。

2012年10月17日、韓国・大田市にて大田地方税務士会との親善交流懇談会が開催され、南九州会から岩本会長他11人が、大田地方税務士会からイム・ソビョン会長他13人が出席した（写真2-11）。

懇談では、南九州会より提出した税務士法改正の経緯と内容及び税務士会の研修についての質問事項に対し、大田地方税務士会より回答が行われた。ここでは税務士会の研修について紹介する。

会員向け研修は、義務教育と希望教育に区分され、前者は年間2回10時間で改正税法、法人税、所得税、申告実務、企業診断等を実施。会員の要望により行われる後者は、譲渡所得税、企業会計基準、個人情報保護、会計プログラム等について年間4～5回（20～30時間）実施されている。研修の講師は、大学で講師を務めている会員、該当業務に詳しい専門知識を有している会員を研修教育委員に委嘱している。

また、行政機関の企画財政部、国税庁関係者に講師依頼をしている。受講料については、義務教育研修は税務士会の予算を用い無料であるが、希望教育研修は1回1～2万ウォン程度である。



写真 2-11 韓国・大田市で開催された懇談会（2012年）

<沖繩会>

沖繩会では、2010年に国際委員会を設置し、国際交流事業活動を本格的にスタートさせた。その第1歩として、2011年には、2度にわたり台北市に所在する台北市記帳及報税代理業務人公会を訪問し、友好協定締結を念頭においた協議を行った。同会は、AOTCA に加盟している台湾記帳及報税代理業務人公会全国連合会の傘下にある地方組織の一つである。

2012年は折しも沖繩会創立50周年に当たり、その記念事業の一環として、2012年11月22日、記念式典と同時に、両会による調印式が行われた。調印式には、台北市より李理事長ほか8人の役員が出席した（写真2-12）。

台湾は、沖繩から最も近い外国であり、従来から経済交流は盛んに行われている。今後は、友好協定に基づき相互訪問を行い、双方の税制や税理士制度などについて、経験の共有、情報交換等を行っていく。



写真 2-12 友好協定調印式、左から台北の李理事長、百田沖繩会会長、池田日税連会長

III 外国の専門家団体との協定の状況

税理士会においても、諸外国の税務専門家団体と数多くの協定が締結されている。そのほとんどが、税務専門家制度が確立されているドイツの税理士会及び韓国の地方税務士会との協定である。2012年12月末現在の状況は表2-4、2-5、2-6のとおりである。

表2-4 ドイツの税理士会との締結状況

日本側	ドイツ側	締結年月
東京税理士会	ケルン税理士会	1980年9月
九州北部税理士会	ニュルンベルク税理士会	1989年7月
近畿税理士会	デュッセルドルフ税理士会	1999年6月
東京地方税理士会	ハンブルク税理士会	2000年8月
名古屋税理士会	ミュンヘン税理士会	2001年10月

表2-5 韓国地方税務士会との締結状況

日本側	韓国側	締結年月
東京地方税理士会	中部地方税務士会	1991年4月
近畿税理士会	釜山地方税務士会	1991年4月
九州北部税理士会	旧京仁地方税務士会（現中部地方税務士会）*	1994年4月
東京税理士会	ソウル地方税務士会	1995年9月
南九州税理士会	大田地方税務士会	1995年10月
中国税理士会	大邱地方税務士会	1996年11月
四国税理士会	光州地方税務士会	1997年2月

* 1999年9月、京仁地方税務士会は中部地方税務士会に吸収された。

表2-6 その他の国・地域の税務専門家団体との締結状況

日本側	締結国側	締結年月
東京税理士会	旧中国税務諮詢協会（現中国注册税務師協会）**	1994年9月
東京税理士会	中国・北京市注册税務師協会	2004年9月
北陸税理士会	中国・大連注册税務師協会	2009年5月
千葉県税理士会	モンゴル税理士会	2009年7月
沖縄税理士会	台湾・台北市記帳及報税代理業務人公会	2012年10月

**2003年に中国税務諮詢協会は中国注册税務師協会に名称変更し、2004年に両会間にて確認書を締結

第Ⅲ部

グローバル社会における税制・税務専門家制度と 日税連の国際交流事業の今後の方向性

I グローバル社会における税制・税務専門家制度の動向

日税連の国際交流事業の今後の方向性を検討するにあたり、まず、グローバル社会における税制や税務専門家の動向を把握した上で、グローバル社会における税務専門家制度のあり方について検討する必要がある。ここでは、グローバル社会における税制の動向、そして、税務専門家の動向について、順次論稿する。

1. 各国の税制の動向

ここでは、税制の動向として、各国の主要財源の地位を確立している消費課税及び法人所得課税に焦点を当てながら、近年、わが国で注目を浴びている相続課税や納税者憲章の制定の動向についても言及する。

(1) 各国の消費課税について

消費課税には、国際的に主流となっているインボイス方式による VAT の他、わが国で導入した帳簿方式の前段階税額控除型消費税やオーストラリア等で導入されている GST (Goods and Services Tax : 売上税) がある。現在、わが国で論点とされている税率のあり方や食料品等の軽減措置についての各国の状況は次のとおりである。

【イギリス】

VAT を 1973 年に導入した。2010 年 6 月に 17.5% から 20% に引き上げた。ハンバーガーの店内での飲食・テイクアウトはいずれも 17.5% (現在 20%)、クッキーの場合、チョコレート付きは贅沢品として 17.5% とされ、チョコレートが付かない場合は 0% である。

【ドイツ】

VAT を 1968 年に導入した。2007 年 1 月より 16% を 19% に引き上げた。ハンバーガーの店内飲食の場合は 19% だがテイクアウトの場合は食料品の適用税率の 7% である。ミネラルウォーターは 19%、牛乳が 7% である。

【フランス】

TVA (Taxe à la Valeur Ajoutée : 付加価値税) を 1968 年に導入した。2012 年

10月に19.6%から21.2%へ変更予定であったが21.2%を撤回した。キャビア19.6%、トリュフ、フォアグラは5.5%である。

【イタリア】

IVA (L'Imposta sul Valore Aggiunto: 付加価値税) は1973年に導入され、2012年9月に21%から23%に引き上げた。

【ベルギー】

VATが導入された1971年は、品目別に税率が19.5%、12%、6%であったが、現在は21%、12%、6%である。

【スウェーデン】

VATを1969年に導入した。25%、12%、6%の3つの複数税率を単一税率の21.7%で統一する予定であると最近公表した。

【スペイン】

VATを1992年に導入し、近年19%から21%へ引き上げた。

【カナダ】

GSTを1991年に導入した。7%を6%に引き下げた。店内でドーナツを購入した場合飲食となり、5個以内は6%だが、6個以上は店内で食べきれないとされ0%とされている。

【ニュージーランド】

GSTを1989年に導入した。2010年10月1日より12.5%から15%に引き上げた。

わが国では、1989年4月1日から導入された消費税の税率は、3%からスタートし、1997年に5%へ引き上げられ、2014年4月から8%、2015年10月から10%へ引き上げるとしている。しかし、少子高齢社会と現状の発行済み国債残高を考慮すれば、政府の打ち出す成長戦略が生み出す税収増だけでは、財政再建を果たすのは困難との見方がある。恒久的財源としての消費税増収のため、EU諸国のVAT税率並みの消費税率への更なる引き上げを検討せざるを得ない状況と言える。

(2) 各国の法人所得課税について

各国の経済成長戦略に大きな影響を与える法人税率の状況について簡記する。

【イギリス】

2008年4月より30%を28%に引き下げ、2011年度及び2012年度は26%に、

2014年4月からは22%、2015年4月から20%に引き下げられると、2013年3月20日に公表された。

【ドイツ】

2001年に48.55%を38.47%に引き下げた。2008年から29%へ改正された。2012年4月の実効税率29.48%（法人税率15%、連帯付加税額×5.5%、営業税率13.65%）である。

【フランス】

2007年1月1日より36.67%を33.33%（法人税額763,000ユーロ超の大会社は34.44%）に引き下げた。地方税は無い。

【オランダ】

2005年より34.5%を31.5%に引き下げ、2007年に25.5%へ引き下げた。一方、海外財産に係る無申告加算税は2007年7月2日から100%が300%に引き上げられた。

【アイルランド】

2003年から12.5%で、地方税は無い。

【韓国】

2005年から30.8%を27.5%へ引き下げ、現在は実効税率24.2%（法人税22%、地方税2.2%）である。

【シンガポール】

20%を18%へ引き下げ、現在は17%である。地方税は無い。

前述の主要国の法人税率に関連して、法人税・所得税・VATの税率統一化を図った諸国の状況をここで紹介する。

まず、スロバキアは2005年から法人税、所得税、VATをいずれも19%とした。モンゴルも同様に2007年1月1日より、改正し、所得税率を3段階累進課税から一律10%課税に変更した。さらに、2段階累進課税の法人税率を引き下げ（15%→10%、30%→25%）、VAT税率も引き下げ（15%→10%）共に10%に統一した。

これら諸国における改正の特徴は法人税率の引き下げを基軸とした「税制におけるポリシーミックス」であり、わが国の旧法人税法第35条（特殊支配同族会社の役員報酬の損金不算入）の目的である「法人成りによる租税回避の防止」をも結果的にクリアできる税制と言える。

産業界におけるグローバル競争が激化する中、今後、世界でも例を見ないスピードで少子高齢化が進行するわが国にとって、グローバル社会を前提とした新たな成

長戦略が希求されており、喧伝されている二国間または多国間の経済連携協定（Economic Partnership Agreement, EPA）だけでなく、法人税率（現行の実行税率 38%）の引き下げをはじめとした税制改正もその戦略メニューのひとつに位置付けられよう。

そうした視点から新たな税制を構築する際は、EU 諸国に散見されるような経済連携諸国間における過度な租税競争をいかに回避するかの方策の検討が必要であり、加えて、現行の海外取引に対する課税のあり方を検証する必要がある。そして、法人税率の引き下げにあたっては、所得税や消費税についても税率の見直しを行うことで、「税制におけるポリシーミックス」を意識した簡素な税制の構築を検討する必要がある。

（3）各国の相続課税について

国際的な相続税の廃止・軽減の動向のなかで、わが国では、逆に、基礎控除の引き下げによる課税強化へと舵を切った改正が行われたことで、近年、相続税に対する注目が集まっている。ここでは、相続課税のうち事業承継税制等に係る国際的な動向について、確認をしておきたい。

【イギリス】

1976 年から事業用資産の軽減があり、現在は非上場株式や事業用土地は 100% 軽減される。

【ドイツ】

事業用資産について 1994 年に実施された 25% の軽減が、現在では 22.5 万ユーロ控除後 35% の軽減及び 10 年間事業継続要件の下で 100% の軽減ができる。

【フランス】

2000 年に事業用資産に係る相続税の軽減の 50% が 2005 年には 75% に拡大されている。事業継続要件がある。

【アメリカ】

1997 年から事業用資産について 130 万ドルまで非課税としている。事業継続要件がある。わが国の相続時精算課税制度はアメリカで採用されている贈与税の累積的な課税方式と類似している。

【韓国】

事業用資産・株式の相続は、1億ウォンまで非課税としている。①相続人が相続前2年間事業に従事する、②被相続人が当該事業・株式を相続5年前から保有する、③相続後の5年間事業継続（一部非適用業種あり）の3要件がある。

韓国の贈与税についても、わが国の相続時精算課税と同様の制度がある。

韓国では相続税の推計課税制度がすでに導入されており、わが国の 2013 年度税

制改正時に国税庁は、所得税・法人税と同様に、相続税についても推計課税を要望したが見送りとなった。

(4) 各国の納税者憲章について

納税者憲章に関して、わが国では、先般の国税通則法改正時に検討がなされたが、制定には至らなかった。

一方、国際的には、AOTCA、CFE、STEP の 3 団体による共同プロジェクトとして納税者の権利に関するモデル憲章の策定が進められている。ここでは、各国の納税者権利憲章を紹介する。

【イギリス】

「納税者憲章」を 1986 年 7 月に公表した。英国は所得税・法人税は変則賦課課税制度である（2002 年現在）。納税者サービスに対する宣言があり、一般の任意調査は必ず事前通知がある。

【ドイツ】

ドイツには「納税者憲章」と呼ばれる宣言書はないが、1997 年に施行された「租税基本法」により、納税者の保護が明確化されている。税務調査は、原則として納税者の店舗や事務所で行う。ただし、調査の場所が確保できない場合は、所轄税務署や顧問税理士事務所で行う。寝室・プライベートルームへの調査は、令状が必要となる。帳簿等の領置権はない。調査の録音（刑法第 201 条第 1 項）及び取引銀行に対する反面調査は禁止されている（租税基本法第 30 条 a）。聖職者・議員・弁護士・公証人・税理士・医師・マスコミ関係は職業上の守秘義務が尊重されるとともに、資料提出拒否権がある。

【フランス】

「納税者憲章」が 1975 年から税務調査の際に納税者に交付された。フランスでは、給与に源泉徴収制度がない。法人税には変則的な申告納税方式がある。帳簿等の領置権はない。過去には、「フォルフェ」と呼ばれる、小規模事業者が税務職員と話し合い、向こう 2 年間の納税額を決める制度があったが、1999 年に廃止された。

【イタリア】

「納税者権利憲章法」が 2007 年 8 月から施行された。所得税・法人税は申告納税制度である。イギリスやカナダ等の課税当局が策定したものと異なり、立法院によって法制化された。拳銃を持った税務警察がある。中小企業者に対し無予告調査が行われる。税務恩赦(自主的に一定の罰金を支払うことで、調査を免除する制度)がある。イタリアの徴税庁は、2013 年度から「所得税推定メーター」を導入し、中小の事業者に対し推定で課税すると発表した^{xii}。

^{xii} 日本経済新聞 2012 年 12 月 25 日付夕刊

【スペイン】

「納税者権利保障法」が1998年2月26日に成立・公布された。税務職員が違反してもこれに対する罰則規定がない。

【オーストリア】

「連邦租税基本法」が1962年に制定された。第三者、特に銀行への反面調査は、銀行の守秘義務により行うことができない。

【アメリカ】

納税者の権利を明確化するため、1988年8月に初めて「納税者としてのあなたの権利」が制定された。アメリカでは申告納税方式を採用しており、給与については源泉徴収制度であるが年末調整がないため確定申告を行う。税務調査を録音する権利を認めている（内国歳入法第7521条）。また、納税者権利擁護官制度や市民による納税者救済委員会があり、任意調査の帳簿類を持ち帰る領置権はない。

【カナダ】

「納税者の権利宣言」が1985年2月28日に制定・公布された。

【オーストラリア】

「納税者の権利宣言」が1997年7月に国税庁で作られた。調査の録音は無料でコピーしてくれる。

【ニュージーランド】

内国歳入庁「お客様憲章」が1994年に公表された。

【韓国】

「納税者権利憲章」が1997年7月1日に公表された。「税務行政サービスの履行標準」には「納税者を迎える我々の姿勢・・・感謝の心で民願人^{xiii}を迎えて、性別・年齢・身分による差別をいたしません。民願人の便宜のために、来署の前に電話等を通じて訪問目的を知らせ、訪問予約をすることができます。他の業務中であっても、民願人が訪ねてきたときは優先してお迎えいたします。」という記述がある。

【その他】

カンボジア、台湾、インド等に納税者憲章がある。

^{xiii} 韓国語における「民願」の意味は「国民の願い、請願」であり、ここでの「民願人」は税務官庁に対する申請等を行う者を意味し、一般に「納税者」及び「税務に関する申請等を行う者」と解される。

2. 各国の税務専門家制度の動向

上記のように、グローバル社会における税制改正が加速する中、各国では税制を支える税務専門家制度の重要性が益々認識されてきている。前述のように、欧米諸国では従来から弁護士及び公認会計士が税務業務を担える専門家としての中心的地位を確立している。

したがって、ドイツ、オーストラリアなど一部を除いて、欧米諸国では当初から税務に特化した専門家制度を有する国は少ない現状にある。

一方、アジア諸国では、独自の税務専門家制度が確立・浸透しつつあり、長い歴史を持つわが国、韓国及びインドネシア以外に、近年では中国、モンゴル及びベトナムにおける税務専門家制度の導入が進んできている。ここでは、各国の税務専門家制度の動向と EPA に伴う税務専門家制度の相互乗り入れ問題について、簡記したい。

【ドイツ】(Steuerberater/Steuerberaterin：税理士)

ドイツ税理士の根拠法は職業法の「ドイツ税理士法」である。ドイツ税理士の数は、2013年1月現在で79,885人である。

ドイツの税理士制度とわが国の税理士制度が近似していることは知られているが、ドイツ税理士には税務訴訟の代理権がある^{xiv}。

税理士会の自治権も獲得されており、現在では税理士試験の運営は税理士会が行っている。

【オーストラリア】(Tax Agent：税務代理人)

オーストラリア税務代理人の根拠法は2009年に制定された職業法の「税務代理業務法 (Tax Agent Services Act 2009)」である。

税務専門家を規制する連邦税務実務家評議会 (the Tax Practitioners Board/TPB)^{xv}の年次報告書によると、税務代理人登録者数は38,100人、BAS 代理人 (Business Activity Statements agent) 数は14,247人である (2012年6月末)。

所得税・法人税業務は有償独占業務である。勅許会計士や公認会計士であっても、一定期間の税務実務要件を満たさなければ税務代理人登録はできない。

【韓国】(Certified Public Tax Accountant, CPTA：税務士)

韓国税務士の根拠法は職業法の「韓国税務士法」である。韓国税務士の数は、個人10,165人、法人354件である (2013年3月末現在)。

韓国税務士制度は、50年間の歴史を有し、同国の福祉国家建設のための礎石として、租税行政の一翼を担い発展した。1997年7月1日に公表された国税基本法では、

^{xiv} ドイツの租税裁判は、2審制であり、特別裁判所である財政裁判所で審理される。地方財政裁判所から連邦財政裁判所に上告され審理される件数は年間約3000件であり、ほぼ同数の判決が下されている。

^{xv} 2009年税務代理業務法 (Tax Agent Services Act 2009) に基づき設立されているオーストラリアの連邦政府機関。その目的は、消費者保護のため税務代理人とBAS 代理人を規制し、その専門職業規定と倫理規定の適切な水準を保つことにある。個人だけではなく、専門家団体もTPBにより認定されなければならない。TPBが認定する専門家団体は、AOTCAに加盟している3団体を含め、全部で14団体。

新たに「納税者の権利」が追加された。これは WTO (World Trade Organization: 世界貿易機構) 及び OECD の方針に適合すべく規定されたもので、納税者の権利を明確にすることで税務士の立場も明確化されている。

【インドネシア】(Tax Consultant : 税理士)

インドネシア税理士の根拠法はなく、税理士制度は財務大臣決定を根拠としている。インドネシア税理士の数は不明だが、インドネシア税理士会の会員は 2,100 人である。

税理士会が税務当局の監督下のもと資格試験を実施し、税理士資格のランクが A (個人納税者のみ税務代理ができる)、B (地方企業納税者の税務代理ができる)、C (上場企業、恒久的施設 (Permanent Establishment : PE) や多国籍企業の納税者の税務代理ができる) に分かれている。現在、税理士会及び税務当局が協力し、税理士に係る職業法の制定に向けた活動を行っている。

【中国】(Certified Tax Agent : 税務師)

中国税務師の根拠法は、1992 年制定の「中華人民共和国税収徴収管理法」(中国語表記「税収征收管理法」) である。

急速な経済の自由化と発展を背景に、現在 99,000 人を超える税務師を擁している。税務師法人 (有限責任法人は税務師 5 人以上、無限責任法人は税務師 3 人以上で設立) でなければ、税務業務の提供はできない。特徴は税務師法人・税務師個人についてランキング制度により品質の管理がなされている点である。

【モンゴル】(CPTA : 税理士)

モンゴル税理士の根拠法は職業法の「税務相談業務に関する法律」である。モンゴル税理士会の会員は、695 人 (2013 年 5 月末現在) である。

同法は 2012 年 12 月 27 日に国会で成立し、2013 年 1 月 28 日施行された。同法では、税務法人による税務業務の提供が前提とされ、同法第 10 条に「税務法人の条件」として 5 人以上の税務専門家から構成されることと規定されている。すなわち、わが国のように個人の税理士資格での税務業務をできる訳ではない。この点に、税務相談業務は専門性が高く、かつ、リスクが高い業務であるため税務法人による税務業務提供が必要である、との同法の趣旨が顕著に表れていると言える。現在、モンゴルでは、同法の効率的な運用、税理士会員の質の向上を図る研修の充実等が課題とされている。

【ベトナム】(Tax Consultant : 税理士)

ベトナム税理士の根拠法は「税務管理法」である。同法第 20 条により、税理士資格を有する者が 2 名以上の税理士法人が税務業務を行える。税務総局が実施する税理士試験は、2009 年から 2011 年までに 3 回行われ、税理士資格保有者は 1,179 人 (2012 年 6 月現在) である。ベトナム政府は、2020 年までに税理士法人の数を 8000 法人とする目標を掲げている。一方、ベトナム税理士会ではこの目標を達成するた

め、税理士制度の発展・普及に積極的に取り組んでいる。具体的には、マスメディアを通じた税制に関する知識の普及、税理士会のホームページにおける税制に関する記事の掲載、税理士試験の受験者のための研修の実施、税制に関する書籍の出版、税制改正への提言等を行っている。

これらの各国の税務専門家制度の動向とは別に、EPAによる税務専門家の相互乗り入れ問題が浮上してきた。すなわち、グローバル社会では、工業製品やサービスなどの円滑な国際的流通が可能となるよう、各国間でFTAなどが締結されている。さらには、物流のみならず、人の移動、知的財産権の保護、投資など様々な領域で、二国間または多国間で連携を目指すEPAの締結も進んできた。環太平洋戦略的経済連携協定(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement, TPP)は後者の多国間連携に該当する。

日本は従来から、シンガポール、メキシコ、チリなどと二国間でのEPAを締結してきたが、第二次安倍政権はアメリカ主導のTPPにも条件付きでの加入を決定した。

日本の税理士業界として、注目すべきはサービス分野における動向である。例えば、同様の多国間連携のモデルであるEUにおいては、ドイツ税理士業界とドイツに参入してくるオランダの税務専門家との税務業務市場における競合関係が問題となっているという。

すでに日本の国内法である税理士法においても、外国公認会計士(公認会計士法第16条の2第1項)には税理士資格が自動付与されることになっている点(税理士法第3条第2項)が問題視されているが、それに加えて、将来的には、国際的枠組みにより、TPPを含むEPA締結国の税務専門家が日本において税務業務を行える可能性を排除できない状況にある。

こうしたEPAに伴う税務専門家制度の相互乗り入れ問題は、今後の日税連の国際交流事業に対して大きな影響を与えることが予測される。

Ⅱ 2011-2012 年度日税連の国際交流事業のレビューと今後の方向性

ここではまず、日税連国際委員会の 2011-2012 年度の国際交流事業のレビューを行う。次に、税理士会からのアンケート回答の結果も踏まえて、グローバル社会における税務専門家制度のあり方を検討する。そして、最後に、それらに基づき、今後の日税連国際交流事業の方向性を提起する。

1. 2011-2012 年度日税連の国際交流事業のレビュー

(1) 2011 年-2012 年度国際交流事業の概要

日税連国際委員会は、1993 年 4 月の臨時総会により設置されてから 2009 年度までは委員長及び 4 税理士会からの委員という少人数構成で活動を行ってきたが、2010 年度より 15 人体制に拡大され、その活動範囲も大幅に広がった。その最初の集大成が、前期国際委員会で取りまとめ、2010 年 5 月に発行した『国際交流事業に関する報告書-2010 年版』であろう。同報告書の発刊によって、これまでの国際交流事業に関する情報を日税連と税理士会とが共有することが可能となった。本書はその第 2 版となる。ここでは、前報告書発行以降の国際交流事業についてその概要を表 3-1 に示す。

表 3-1 国際交流事業事績 (2011-2012 年度の主な事業)

年	月	場所	主な事業
2011	10	—	AOTCA、CFE、STEP 共同プロジェクト「納税者憲章」に関するアンケート調査に参画
	10	ソウル	韓国税務士会との第 15 回定期懇談会開催、韓国の外国税務諮問士制度、日本の「企業財務会計士」の導入への進展状況等について意見交換
	11	バリ	AOTCA2011 年バリ会議に参加。セミナーにおいて国際委員が日本の移転価格税制についてプレゼンテーション
	11	東京	中国・広西省チワン自治区地方税務局職員 15 人が来訪、税理士制度について講義
	12	東京	前 JICA 専門家を講師に招き、ベトナム経済・税制等に関する座談会を開催
	12	東京	モンゴル国会議員及び税理士会幹部が来訪、税理士制度について講義
2012	1	東京	国税庁実務研修生 19 人が来訪、税理士制度について講義
	2	東京	ベトナム租税総局幹部及び税理士会幹部来訪、税理士制度について講義
	4	ソウル	韓国税務士会設立 50 周年記念式典出席
	7	大阪	韓国税務士会との第 16 回定期懇談会開催、資格付与のあり方、韓国税務士法の改正について意見交換
	7	—	日税連英語ホームページの Guide to Japanese Taxes を 2012 年版に更新
	8	—	日税連ホームページ内に中国語ホームページを開設

2012	8	—	DVD「税理士の仕事」英語字幕版を制作
	8	東京	財務省主催「中央アジア・コーカサス夏期セミナー」において税理士制度について講義
	10	東京	ISTAX(国際税務行政セミナー)研修生が来訪、税理士制度について講義
	10	ソウル	AOTCA 第3回国際コンベンションに160人が参加、国際委員が2セッションでプレゼンテーション
	11	東京	インドネシア税理士会会長、税務当局幹部が来訪、税理士制度について講義
	12	ハノイ	ベトナム税務総局及び税理士会を訪問、会長が日本の税理士制度について講義
2013	1	東京	国税庁実務研修生20人が来訪、税理士制度について講義
	3	東京	モンゴル国会議員、税理士会役員が来訪
	3	—	『英訳税理士法』の編集

(2) 情報発信力の強化

この2年間を振り返ると、以前より諸外国の税務行政職員、税務専門家団体役員等に対し日本の税理士制度を紹介する機会が増えたと言える。最近では、国際委員が英語で講義を行うようになり、通訳に要する時間が節約され、質疑応答の時間を十分に取れるなど、講義の時間を有効に使えるようになった。

しかし、英語での講義を行うに当たり、常に課題として残るのが「税理士の英語訳」であった。Topic 4でも紹介したが、国際委員会では、検討を進めた結果、「日本独自の税務専門家を包括的に表す適切な英語訳を見出すことは困難」と判断し、既に広く認知されているCPTAを使用しながら、場面に応じて*Zeirishi*を併用してわが国独自の制度を積極的にアピールすることとした。

そして、2012年10月18、19日に開催されたAOTCA第3回国際コンベンションにて、セッションスピーカーを務めた長谷部・瀧谷両国際委員により、夫々のプレゼンテーションの中でCPTAの代わりに“*Zeirishi*”が初めて使われた。この時、“*Zeirishi*”は、国際舞台で正式なデビューを果たしたと言える。

また、長年にわたり念願であった税理士法の英訳についても、積極的に*Zeirishi*を使用する方針の下、国際委員全員で翻訳作業を行った。その結果、2013年3月に抄訳版の『Certified Public Tax Accountant Act (*Zeirishi* Act) : 英訳税理士法』として出版し、正副会長会、理事会において配布した。『英訳税理士法』は日税連ホームページで公開している。

その他、日税連・外国語ホームページの充実作業については、前述したように、中国語ホームページの開設を行うとともに英語ホームページに掲載してきた「Guide to Japanese Taxes」について内容の更新を行うなど情報発信力を強化した。

以上のように、『国際交流事業に関する報告書 - 2010年版』の発刊以降の日税連国際交流事業及びこの間の国際委員会の活動は、今後のグローバル社会における日税連の役割を果たす上で重要な転換期を示すものであった。特に、①AOTCA セッション

におけるわが国の税理士制度及び税制に関するプレゼンテーションの定着、②『英訳税理士法』の編集、③英語・中国語ホームページの整備が象徴的な活動であったと言える。これらの活動は、日税連が進めるアジア諸国への税理士制度の導入支援の基盤となるものだと評価できる。

2. グローバル社会における税務専門家制度のあり方と日税連の国際交流事業の今後の方向性

税理士会や日税連の国際交流事業が定着し、さらに、より進化した交流の必要性が求められていると同時に、グローバル社会における税制や税務専門家制度の動向を俯瞰した場合、日税連の国際交流事業はどのような方策に基づいて活動すべきなのかが課題として認識される。ここでは、まず、日税連国際委員会が各税理士会に対して実施したアンケート結果を記述し、次にその結果から浮き彫りになった「グローバル社会における税務専門家制度のあり方」を検討する。そして、最後に、その検討に基づき、本報告書の最終的な目的である日税連の国際交流事業の今後の方向性について提起する。

(1) グローバル社会における税務専門家制度のあり方

日税連の国際交流事業は今後どのような方策に基づいて活動すべきなのか、とする前述の課題の解決に資するため、日税連国際委員会は2012年12月に「グローバル社会における税務専門家制度のあり方」を主題とし各税理士会を対象にアンケートを実施した。各税理士会からの回答にはこれからの国際交流事業を実施する上で考慮しなければならない点が多く含まれており、以下にその主な意見を要約して掲載する。

【アンケート結果（要旨）】(2012年12月実施：15税理士会から回答入手)

Q1) 税務専門家制度のあり方と導入支援について

- ・ 国というものは、その成り立ちによって風土が異なるように、国により課税制度が異なる。当然、国が異なれば、課税制度も異なったものとなる。従って、税務専門家制度は、その国の風土に適した課税制度に対応した制度が良い。
- ・ 税制は各国内の財政・経済・社会の影響を強く受ける制度である、との前提に立って、グローバル化のメリットを活かすために税務専門家制度のFTAによる相互乗り入れを図るべきである。
- ・ 税理士制度は国家の根幹をなす税収の安定性を補助する制度である。証券取引の安全性の確保のための財務諸表監査を主たる業務とする公認会計士や税実務・会計実務に馴染みの薄い弁護士に、国家の歳入に関わる公共的業務を担わせることは、適切とは言えない。こういった趣旨で成長過程のアジア諸国に税理士制度を

普及させることが必要である。

- これまでの実績を踏まえ、今後もアジア諸国のミャンマー、カンボジア、ラオス等、成長の見込める諸国に税理士制度を普及していく必要がある。

Q2) グローバル化に対応できる納税環境、税理士の育成について

- グローバル社会においては、既に先進諸国には納税者権利憲章が制定されており、税務専門家が納税者の権利を擁護する立場を明確にし、2012年開催のAOTCAソウル大会でも宣言された。日本においても、納税者権利憲章を成立させ、税理士が納税者の代理人として納税者の権利を擁護する立場を明確にすべきである。
- 顧客の海外進出など、実際に支援が必要なケースも増えてきており、韓国の外国税務諮問士のような制度を検討することも今後必要になってくるのではないか。
- 日本国内の外国人や外国法人等が適正な納税義務を果すことができるよう、税理士会として、地元の税務当局や国際関係機関等と連携し、税務支援を行う体制の整備が必要である。
- 国際課税に関する専門家制度の創設や海外事務所との提携・仲介制度の充実に取り組んでいく必要がある。
- グローバル社会に通じる税理士の育成に向け、国際税務（居住地国課税、源泉地国課税、二重課税、外国税額控除、租税条約等）の研修等を日税連の統一研修会に盛り込んでもらいたい。

Q3) その他日税連への要望について

- 各税理士会が単独で行っている各国税務専門家組織との交流内容を取りまとめ、情報や人脈の共有化を図りシナジー効果が出るような役割を積極的に担うことを期待する。
- 日税連が実施している国際交流事業に関する情報が少ない為、会員の国際交流事業に対する理解が不足しているように思われるので、より多くの情報発信を要望する。
- 日税連として「国際化対応可能要員：少なくとも外国語で業務遂行可能な税理士」を把握すべきである。
- AOTCA 中心の活動から、それ以外の諸外国との国際交流事業の推進を望む。今後、日税連がAOTCAのリーダーであるためには発言できる日税連が必要。国際交流中心の活動から、諸外国の税制および税理士制度の調査研究活動へとシフトすべきである。
- 現在税理士会での国際交流は韓国、ドイツにやや偏っていると思われる。今後交流を重点的に深めていくべき国・地域を洗い出し、日税連がコーディネーター役となって交流地域・団体を広げていく必要がある。
- 各税理士会の国際交流懇談会資料をデータベース化して、簡単に取り出せる仕組みがあれば資料の作成に際し参考になる。例えば「電子申告」というキーを入力すると、〇〇〇〇年××会資料といった形で、日本語訳や韓国語訳の論文が取り出せるといったものが望ましい。日税連並びに各税理士会間の情報の共有化ができれば、より深い

議論につながると考える。

- ・ 日税連による国際交流は形式的になりやすく、真の意味での国際交流は税理士会で行うのが望ましいのではないかと。交流実績のある税理士会に日税連が費用の一部を補助してはどうか。
- ・ 日税連で友好協定国に対し、AOTCA 以外に二国間において相互訪問による国際交流事業を行ってはどうか。そのために事前学習で相手国の制度や税務専門家（税理士等）制度について資料収集を行い、相手国の担当者と情報交換を行う。予算は国際委員の自己負担又は一部日税連国際委員会補助で良いと考える。

以上のアンケート結果から、下記の 2 点が浮き彫りになってきた。

1 点目は、グローバル社会における税務専門家制度のあり方として、各国の国情や税制の状況に応じた税務専門家制度の構築・維持を大前提としながら、国の枠を超えて活躍できる税務専門家の必要性についても提起されている点である。加えて、EPA の一環としての税務専門家制度の相互乗り入れ問題への建設的な検討の必要性が提起されている点も看過できないのである。

2 点目は、上記の認識に基づき税理士会は日税連に対して、税理士制度の導入支援の相手国の選定、国情への配慮、国家間の資格認定、納税環境についての国際的動向の注視、国際税務の研修制度の必要性、国際化対応可能要員の確保、諸外国の税制及び税務専門家制度の調査研究、交流地域と団体の拡大、税理士会の国際交流実績のデータベース化等多様かつ専門的な対応を求めていることが理解できる。こうした税理士会からの要望は、日税連がより組織的な国際交流事業を展開すべきことを明示している。

（２）日税連の国際交流事業の今後の方向性

① 国際交流事業の遂行に係る制約について

アンケート調査結果から、浮き彫りになった点に基づき、日税連の国際交流事業の今後の方向性を提起する際に、先ず検討すべき事項として、国際交流事業を担う国際委員会の組織上の制約が挙げられる。周知のように、諸外国との友好的かつ効果的な交流事業の基盤となるのは、継続的な人的関係の構築と外国語等に習熟した国際的な人材の育成である。しかし、現行の日税連の委員の任期は 2 年間であり、かつ、人材の登用は、基本的には税理士会の推薦に依存しているのが現状である。また、現行の国際委員会は日税連の会務執行規則上、あくまで「委員会」であり、本来「審議的役割」を担うもので、国際交流という「執行的役割」を担う組織設計にはなっていない。

こうした、組織上の制約と現状とのギャップを内包しながら、これまで、国際委員会は AOTCA に関する所掌事項や各国税務団体との交流に関する事項の遂行など

その与えられた役割を果たしてきた。

今後、特に役割が増すのは AOTCA に関する事項である。なぜなら、2012 年から、日税連会長が AOTCA の会長代理の要職に就任したことで、国際委員会が担うべき役割が量的にも質的にも増加することが予測されるからである。

具体的には、AOTCA は規約第 2 条により、「団体相互の理解および協力を促進するとともに、その構成員の税務及びその周辺業務の拡充並びに友好親善に資す」ことをその目的としており、第 3 条では「税制、税務行政及びタックスコンサルタント制度に関する情報、経験及び知識の交流促進のための便宜を提供すること」や「会報の発行及び専門的論文の出版」などを主な事業として掲げている。

そして、AOTCA の事務局 (The Secretariat of Association) は、会長の定める所に置くが、第 4 条 1 項で「本協会の the foundation office は、日本税理士会連合会が本協会の加盟団体であり、かつ、同連合会の同意がある限り、日本国東京の日本税理士会連合会に置く」とされ、日税連に対し重要な役割を果たすことが求められている (資料編「AOTCA 規約」参照)。同規定は、AOTCA の発足・運営に積極的に関わってきた経緯から、加盟団体の日税連に対する期待の表れだと捉えられる。

しかし、このような役割の遂行についても、2 年で任期が終了する国際委員では継続的な対応が困難であり、これまで日税連事務局の特定のスタッフにより対応してきたのが実態である。

税理士制度及び会務運営に関する深い理解、外国語能力、国際間の深い人的関係、AOTCA でのわが国の制度についてのプレゼンテーション、諸外国制度との比較研究の継続等国際交流に不可欠な特性を考慮した場合、これらに適した委員の発掘は国際交流を継続的に発展させるうえで極めて重要な要素である。また、グローバル社会における日税連の地位や AOTCA における本部的役割を考えると、基本的には各税理士会からの人選と任期制度を維持しながら、今後の国際交流の継続性と内容の充実を図るため、適材をどのようにして確保していくのかを真摯に検討する時期に来ている。

② 国際税務情報研究会の設置

そこで、国際委員会は上記の組織上の制約に係る課題を解決すべく、日税連会務執行規則第 55 条の 8 に規定する付設機関として「国際税務情報研究会」の設置を提言した。同研究会設置の眼目は、諸外国の税務情報に精通している者を税理士のみならず会員以外の幅広い分野から積極的に登用することによって、より効果的な国際交流事業を行うことにある。

また、同研究会の設置により、役員・委員の任期制度によって生じる人的継続性の問題も解消でき、日税連に期待される国際交流事業をより効果的に推進することが可能となる。

現時点における同研究会の所掌としては、下記の 5 項目に係る調査研究活動が中心となる。

- a. 諸外国における税理士制度の導入・普及に関する事項
- b. 諸外国の税務関係機関及び団体との交流事業に関する事項

- c. 諸外国の税務情報の収集に関する事項
- d. 国際委員会から調査研究を委託された事項
- e. その他の関連事項

同研究会は、国際交流事業に関する調査研究等を行うとともに、国際委員会の活動を側面から支援する態勢を構築することで、グローバル社会や税理士会が日税連に求めている国際交流事業の遂行が可能となると考える。

③ 日税連の国際交流事業の今後の方向性

ここで、日税連の国際交流事業の今後の方向性を示すために、これまでの論稿を下記のように要約する。

- a. グローバル社会において、各国の社会構造、財政課題及びグローバルな経済戦略の影響を受けダイナミックな税制改革が実施される一方、TPP を含む EPA 締結国間における税務専門家制度の相互乗り入れ問題が浮上してきている。
- b. こうした動向を受け、各国の税務専門家に対して、自国の税制・税務専門家制度への深い理解、他国の税制・税務専門家制度に関する知識及び外国語能力を前提としたグローバルな税務業務を担える能力が求められている。
- c. 税理士会や日税連はそうした税理士会員の能力向上に資する国際交流事業を積極的に展開する必要がある。
加えて、日税連は、独自性を持つわが国の税理士制度のプレゼンスを高めるためにも、成長著しいアジア諸国への *Zeirishi* 制度の導入を積極的に支援する必要がある。
- d. そのためには、日税連による税理士会の国際交流事業への支援及び当該事業における日税連と税理士会との連携のみならず、国際的な税務専門家団体との関係強化が必要となる。後者については、特に、AOTCA におけるリーダーシップの発揮が重要であり、日税連会長の AOTCA 会長代理への就任はその方向性に沿ったものだと言える。
- e. こうした状況下で、日税連の国際委員会はその役割が量的にも質的にも増加することが予測され、国際委員についての税理士会からの人選と 2 年の任期による現行の組織設計では、活動の継続性や内容の十分性が担保できないことが想定される。
- f. そこで、日税連は、国際委員会とは別に付設機関として、当委員会が提言した「国際税務情報研究会」を設置し、広く適材を求め継続的かつ十分な対応が可能となる態勢を整備することになったのである。

以上が、わが国の税理士制度を取り巻くグローバルな環境変化に係る分析と近年の税理士会・日税連の国際交流事業に係るレビューに基づき得られた、日税連の国際交流事業の今後の方向性である。

最後に、今後の国際交流事業の有望なコンテンツとして、税理士会及び日税連が注

力している租税教育事業が加わる可能性をここで示唆しておきたい。

税理士会では 2011 年度は 5,433 件、2012 年度は 6,518 件の租税教室を実施しており、日税連も支援態勢を整えるべく、2012 年 4 月に独立した分掌機関として「租税教育推進部」を設置した。一方、Topic 6 に掲載するように、各国の税務専門家による租税教育事業は一部を除き、未開拓の状況と言える。この点から、税理士会・日税連が行う租税教育事業をアジア諸国への *Zeirishi* 制度の導入支援に関連付けながら、グローバル社会に発信する好機と捉えることも可能な状況にあると言える。

これらの背景から、今後、日税連国際委員会と付設機関「国際税務情報研究会」が、日税連の他の分掌機関と連携を図りながら、AOTCA における重要な役割と拡大・進化する日税連の国際交流事業の中核的役割を担うことが大いに期待されるのである。

以 上

Topic 6 諸外国の租税教育

わが国では、2011 年度税制改正大綱で示されたように、税の大切さへの理解や納税意識の醸成について、「租税教育の充実」を具体的な施策と捉え、官民あげて推進をしようとしている。しかし、現状を見れば、わが国の中学校の社会科の教科書には税に関する事項の記載が 2~3 頁あるのみで、EU 諸国に比べ租税教育が軽視されている状況と言える。

こうした状況下で、税収を大幅に上回る国債残高について、マスメディアが報じる度に、子供たちから「なぜ私たちがその借金を払わねばならないのか？」という疑念が投げかけられるのは当然と言えよう。子供の将来のためにも税務専門家である税理士が租税教育に取り組まねばならない時期にきている。

日税連はこうした問題意識に基づき、2012 年 4 月に租税教育推進部を新設し、租税教育の普及、推進及び充実を図ることを重点施策に掲げた。現在、税理士による租税教育のさらなる充実に向け本格的に事業に着手したところであるが、諸外国では租税教育はどのように実施されているのだろうか。

国際委員会では、2012 年 10 月開催の AOTCA ソウル会議の際、定例会議の出席者に対し租税教育に関する簡単なアンケートを行った。得られた回答は少なかったが、オーストラリア、パキスタン、マレーシア、インド、インドネシア、カナダの 6 ヶ国の参加者から回答を得たので、その概要を紹介する。

6 ヶ国のうち、租税教育を行政及び専門団体の両者が行っている国がオーストラリア、パキスタン、マレーシア、インド、インドネシアの 5 ヶ国で、オーストラリアでは民間の教育機関も行っていると回答があった。また、税務専門家団体が存在しないカナダでは、大学の受講科目に税の基礎知識を習得するものがあるとの回答であった。

カナダを除く 5 ヶ国の AOTCA 加盟団体の取り組みについて聞いたところ、租税教育を行う際に、「会独自の教材を使用している」と答えた国はインドとパキスタンであった。「行

政当局の作成した教材を使用する」がオーストラリア、パキスタン、インドネシア、「講師が個々に準備する」がパキスタンを除く4ヶ国だった。

どのような機会に租税教育を行うかについては、一般公開又は特定の団体の要請により公的・民間の施設で行われているのが多数を占め、学校教育の一環として学校の施設で実施しているという回答は皆無であった。

実施している租税教育の対象者についての質問では、社会人が圧倒的で、子供、学生を対象とする回答は1件もなかった。

一方、AOTCAの1加盟団体である香港会計師公会では、2005年より“Rich-Kid, Poor-Kid Programme (「裕福な子・貧乏な子」プログラム)”と称する社会貢献活動を展開している^{xvi}。これは、会員が学校に出向き、子供にお金の価値を正しく教えるための特別授業を行うもの。また、同会では、子供たちにお金の価値を正しく理解し、お金にまつわる問題についてどのように正しい選択を行うかを教えるための副読本を出版している。昨年出版された *May Moon's Book of Choices* (写真3-1) は、そのシリーズの第3冊目となる。



写真 3-1 香港会計師公会制作の副読本

また、韓国税務士会では、夏休み期間中に税務士会館にて中高校生、大学生を対象とした税金教室と会館内にある租税図書館の見学をセットにしたセミナーを開催している。このセミナーは子供たちに税金の重要性を教えるだけでなく、韓国社会における税務士の役割を正しく認識させる狙いがある。租税教育の取り組みは、全国の各地方税務士会でも行われており、地元の税務士が学校を訪問し「一日税金教室」を開催している。さらに、韓国税務士会は2011年、小中学生及び高校生が税の仕組みを理解しやすいように『わんぱく王子の税金留学記』と題する漫画本(写真3-2)を制作し、全国の小中学校・高校の図書館などに配付している。

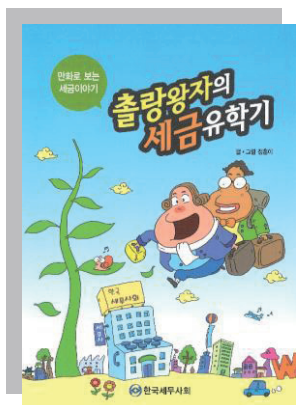


写真 3-2 韓国税務士会制作の漫画本

今後、アジア諸国で税理士制度を始めとする税務専門家制度の導入が加速すれば、わが国や韓国のような独自の税務専門家制度を有する諸国が培った租税教育に関する知見がグローバル社会で脚光を浴びる時代が到来するのは確実であろう。

今後、アジア諸国で税理士制度を始めとする税務専門家制度の導入が加速すれば、わが国や韓国のような独自の税務専門家制度を有する諸国が培った租税教育に関する知見がグローバル社会で脚光を浴びる時代が到来するのは確実であろう。

^{xvi} <http://www.hkicpa.org.hk/en/communications/community-projects/rich-kid-programme/>

むすびに

「国際交流事業に関する報告書—2010年版」の発行から2年が経過した。2012年版を編集するにあたり、この2年間における国際交流事業に関する取組みを振り返ってみると、AOTCA活動においては、バリ会議及びソウル会議への参加があげられる。特に、2012年にソウルで開催された第3回国際コンベンションには、国際委員会委員全員が出席するとともに、委員2名がスピーカーとして参画するなど、その運営に協力を行っている。なお、資料編には当日のセッション報告の概要を掲載している。

また、日税連においては、モンゴル国国会議員の2度にわたる来訪、国税庁等を通じての諸外国の税務職員を対象とした研修会への出講等、諸外国の多くの税務専門家団体及び税務当局の訪問を受け入れてきたところである。これら団体等の主たる訪問の目的は、自国における税務専門家制度の導入に当たって、既に70年余の歴史を有する日本の税理士制度を参考とするためであり、未だ税務専門家制度や職業法が整備されていない国々における税務専門家制度の導入・定着に向けた支援が国際交流事業の重要な課題の一つとなっている。

このほか、英訳税理士法を編集するとともに、日税連ホームページ内の外国語ホームページの充実を図るため、従来の英語に加え、新たに中国語のホームページを開設したことは、大きな成果といえよう。

一方、各税理士会においては、友好協定締結先団体との定期交流のほか、外国語による税理士制度の紹介、在日外国人に対する税務相談の実施等、地域に密着した様々な交流活動を行なっている。

さらに、2012年4月に、租税教育推進部が新設されたことから、今回、諸外国における租税教育の実情と税務専門家の関与についても調査を行っている。

むすびに、本報告書の編集に当たられた国際委員をはじめとして、原稿の執筆及び資料の提供をいただいた各税理士会の関係役員の皆様に対して心から感謝の意を表する次第である。本報告書が今後の国際交流事業の推進に当たって参考資料として活用いただければ幸いである。

日本税理士会連合会
国際委員会副委員長 高見 正彦

参 考 資 料

[資料 1]	税理士会における国際交流事業の実態に関する調査結果	53
[資料 2]	グローバル社会における税務専門家制度のあり方について (税理士会へのアンケートから)	56
A O T C A 関 係		
[資料 3]	A O T C A 概要	61
[資料 4]	A O T C A 規約	62
[資料 5]	A O T C A 加盟団体及び各国国税行政当局一覧	67
[資料 6]	A O T C A 加盟団体概要	68
[資料 7]	A O T C A バリ会議報告(2011年)	69
[資料 8]	A O T C A 第 3 回国際コンベンション(ソウル会議)報告	73
韓 国 関 係		
[資料 9]	韓国税務士法(日本語仮訳)	92
[資料 10]	韓国税務士会概要	104
[資料 11]	日本税理士会連合会・韓国税務士会定期懇談会事績	107
そ の 他		
[資料 12]	ドイツ連邦税理士会概要、会員特性ほか	110
[資料 13]	モンゴル『税務相談業務に関する法律』(日本語仮訳)	115

税理士会における国際交流事業の実態に関する調査結果

実施年	東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	九州	沖縄
① 4 1 海外 視察・研修	2010年 第2回国際都 市税理士サ ミット	2010年 国際交流 委員会	2011年 モンゴル国会 議員来会		2010年 プロフェッショ ナルセミナー	2010年 北海道税理士 会欧州税制視 察	2012年 ミュンヘン税 理士会来会記 念シンポジウ ム	2012年 ミュンヘン税 理士会来会記 念シンポジウ ム	2012年 ドイツ研修旅 行	2012年 大連市注册税 務師協会等と の意見交換会					
主催	ソウル地方税 務士会	本会	日税連、千葉 県税理士会	研修部	国際税務・源 泉所得税	委員会(国際 委員会設置前)	名古屋税理士 会	名古屋税理士 会	調査研究部、 研修部	本会					
テーマ	税務専門家制 度、税制、電 子申告ほか	韓国の税制・ 税務の視察	税理士制度に ついて			個人課税、納 税者権利保護 等		電子政府の現 状と課題、共通 番号制度における 仕入税額控除 の課題点、給付 付き税額控除 制度	ドイツの税理 士制度等	税制ほか					
対象国	ドイツ、イギ ル、中国、韓 国、日本	韓国	モンゴル国		イギリス、フ ランス、ドイツ		ドイツ	ドイツ	ドイツ	中国					
参加者数	30人	11人	千葉県会9人、 モンゴル3人	467人	15人		89人	8人	11人						
実施依頼・調 整手続き	第1回サミット参 加団体に依頼			委員に依頼	現地税理士、 公認会計士に 依頼			ミュンヘン大 学、フンボルト 大学	関係役員、日本 海国際交流セン ターに依頼						
②	2012年 研修視察	2012年 国際交流		2010年 国際セミナー			2012年 韓国・ソウル 地方税務士会 来会								
主催	国際部	本会		国際部			本会								
テーマ	社会保障・税 共通番号制 度、税務専門 家制度、税 制、電子申告 ほか	ドイツの税制・ 税務の視察研 修		海外事業、ほ か			出延陳述権、 会計参与制 度、税務士法 改正の最近の 動向								
対象国	スウェーデン、 フランス	ドイツ					韓国								
参加者数	10人	5人		211人			21人								
実施依頼・調整 手続き	大使館等に依 頼			ジェトロに講師 派遣依頼											
③	2012年 事業名称			2012年 国際セミナー			【名古屋】2010年 ドイツ・ミュンヘン税理士会訪 問								
主催				本会			本会								
テーマ				国際税務、ほ か			税理士法、付加価値税、書面 添付制度								
対象国				203人			ドイツ 10人								
参加者数				大阪国税局に 講師派遣依頼											
実施依頼・調整 手続き															
④	2010年 事業名称						【名古屋】2010年 ソウル地方税務士会訪問								
主催							本会								
テーマ							税務士法、付加価値税								
対象国							韓国								
参加者数							6人								
実施依頼・調整 手続き															

税理士会における国際交流事業の実態に関する調査結果

	東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
4 1 2	あり		千葉県税理士 会の活動(日 →モ)	韓国における 電子申告の実 情	2013年										
4 3				国際セミナー	2014年										
4 4				国際課税、ほ か	2014年										
4 5				270人											
5 1	あり	税法研究所 会員相談室													
5 2	あり	随時・FAX等 または電話回答													
5 1 2				①カウンセリ ング・デ ィー ②一日イン フォメーション サービス	税理士による 外国人納税者 に対する無料 税務相談会										
5 2				①年4回外部 機関に会員派 遣 ②年1回外部 機関に会員派 遣	相談は予約制 で、相談員に1 名の通訳者が 付く。税務支 援対策部が所 掌で広報とし てチラシ配 布、マスコミ各 社にPR及び 取材依頼を行 う。										

[資料 2] グローバル社会における税務専門家制度のあり方について
 ー税理士会へのアンケートからー

1. グローバル社会における税務専門家制度のあり方について

1) グローバル社会のなかで、税務専門家制度はどのようにあるべきか

会名	意見・提案等
東京	<p>我々税理士の関与先である中小企業も、経済活動のグローバル化の波に乗り海外企業との取引が増加する傾向にあり、中には海外進出を試みる企業も出てきているところである。この傾向はTPPやFTAといった海外取引の自由化、ボーダレス化により更に強まっていくものと考えられる。</p> <p>しかしながら、それぞれの国の事情により租税政策や制度は異なっているのが実情である。我々税理士は、出来るだけ多くの海外諸国の税務専門家と情報交換や交流を通して、税理士会員やその関与先企業に貢献し得るネットワークを構築すべきと考える。</p> <p>このための具体的施策(努力施策)としては、海外諸国の税務専門家団体と情報交換の協定を締結することが大事だと考える。また、海外とのネットワーク構築は人と人との繋がりから構築されていく傾向が強いので国際交流協会会員の創設とその充実を図るべきと考える。</p>
東京地方	<p>グローバル社会の今日においては、既に先進諸国には納税者権利憲章があり、税務専門家が納税者の権利を擁護する立場を明確にしており、本年開催のAOTCAソウル大会でも宣言されている。日本においても、納税者権利憲章を成立させ、税理士が納税者の代理人として納税者の権利を擁護する立場を明確にすべきである。</p> <p>また、グローバル社会においては、AOTCAの加盟団体だけではなく、世界全体の税務専門家制度を有する国との交流を深め、AOTCAのソウル大会宣言のような組織的な意見表明がなされることを望む。</p> <p>税務専門家制度は「税」がその国特有のものであって、「標準としての制度」は次の理由で求めることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 税は国の権力と結びついている 2. 税は経済政策の一つのツールでもある 3. グローバル社会であっても国境があり、各国は独立している
千葉県	<p>国際的であるべきと意識して、コミュニケーションをとる。正しい納税者の権利等について真剣に考えると、そこに税務専門家の必要性が理解される。各国の税務専門家制度や歴史を知ることによって、わが国の税理士制度の歴史を振り返ることも必要であり、その制度のルーツを知ることによって制度そのものを理解することができる。</p>
関東信越	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般的な税理士事務所がグローバル社会に対応していくためには、日税連レベルでの対応が望まれる(例えばJETROの様なものの上上げ等)。 2. グローバル化となると直接的には海外取引が中心と思われる。海外取引に関する税制が条約等についての研修習得が必要になる。 3. 国内の税制のみならず、諸外国の税制についてもある程度、知る必要があると思う。しかしながら個人では自ずと限界があると思うので、各国の税理士会が各国の税制について情報を共有する仕組みづくりが必要と考える。 4. 国というものは、その成り立ちによって風土が異なるように、国により課税制度が異なる。当然、課税制度は国が違えば異なった課税制度となる。従って、税務専門家制度は、その国の風土に適した課税制度に対応した制度が良い。 <p>社会がグローバル化した場合、問題となるのは、その国々の課税制度を利用した租税回避である。従って、これを防御するための課税制度が必要になってくるのであって、税務専門家制度がどのようにあるべきかということではないと思われる。それでも、税務専門家制度がどのようにあるべきかと問われるのなら、①各国の成り立ちに基づいた課税制度を理解すること、②各国の語学力を身に着けること、③他国とどのような取引を行えば顧問先に利益になるか、ということであろうか。しかしこのことは、税務専門家に求められることであろうか疑問である。</p>
近畿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務専門家制度がどのようにあるべきかは、納税者が決めるもの。グローバル化の進行に対する対応は個々の税理士が行うもの。そもそも税理士資格そのものがドメスティックなものを前提。 ・ 近い将来ボーダレス(TPP,FTA等に参加する事により)になり、国際基準に対応できる制度に変更されなければいけないのではないか。 ・ クライアントの企業活動も国境をまたいだグローバル的な部分が拡大するので、税理士としても最低限、主要な進出先の税務制度についてのアドバイスができる程度に知識向上をはかることが望ましいと考える。 ・ 顧客の海外進出など、実際に支援が必要なケースも増えてきている。要件等は十分に議論する必要はあるが、韓国の外国税務諮問士のような制度を検討することも今後必要になってくるのではないだろうか。

北海道	各国の税理士等同士のネットワークの形成が必要と思う。 特に顧客が海外進出する際に、海外の税理士等との連絡・連携を図り、適正なアドバイスやサービスを提供できる体制の構築が必要と思う。 また、日本国内の外国人や外国法人等に対して、適正な納税義務を果たして頂くためにも、税理士会として、地元の税務当局や国際関係機関等と連携し、税務支援を行う体制の整備も必要と思う。
東北	税制は各国内の財政・経済・社会の影響が強く受ける制度との前提に立った上で、グローバル化のメリットを活かすために税務専門家制度のFTAによる相互乗入を図るべきである。
北陸	国際課税の複雑化や中小企業の海外進出が今後ますます進んでいくと思われる中、一国の税制の知識のみでは納税者の期待に応えられない時代が到来すると思われる。 そのような中では国際課税の専門家制度の創設や海外事務所との提携・仲介制度の充実化といったことに取り組んでいく必要があると思われる。
中国	租税は国家財政の根幹をなすものだから、法律上、確固たる地位と職務を求める。
四国	日本における税務専門家制度は申告納税制度の理念に沿った永年にわたる歴史および、その結果として日本国民に広く認知された重要なソフトインフラの一つと考える。 従って、社会がグローバル化するかどうかとは関係なく、納税者および当局からの社会的役割期待について、従前にもまして真摯に答えることが、我々に求められている姿であると考えます。
南九州	研修をして、グローバル社会に通じる税理士をつくる道を開くべきだ。そのためには日本税理士会連合会が行うべき。 その内容は、①英語、②グローバル社会に通じる税理士の内容の研修、③実施期間は研修希望者を月に10日間で10か月間。述べ年間100日間、④研修費は自己負担。 このような高度な内容にして実施するのはどうだろうか？
沖縄	日本の経済社会は急速にグローバル化が進展している。その中において、国際税務について研修制度がないため、外国企業及び外国人の税務相談に税務専門家として苦慮している。 また、近年において税務調査においても私たち関与先企業の取引相手である海外取引の調査が増えているように感じる。 そこで、税務専門家として海外取引にも対応できるよう国際税務の研修等を日税連の統一研修会にも入れてもらいたい。 研修内容は、税務専門家として理解できる基礎知識(居住地国課税、源泉地国課税、二重課税、外国税額控除、租税条約等)の研修がいいと思う。

2) 税理士制度を他国にどのように普及・浸透させていくべきか

会名	意見・提案等
東京	税務専門家制度は、国の事情によりさまざまであると思われるが、そのような制度を持つ諸外国との定期的な情報交換会を持てる機会を増やしていくべきだと考える。 そのような機会を通して、我が国の税理士制度を普及浸透させていくことが可能かと考える。
東京地方	税理士制度の長い歴史をもつ日本は、AOTCAの創設に協力するとともに、中国、ベトナム、モンゴル等の税務専門家制度の成立にも協力してきた。 今後も、アジア諸国のミャンマー、カンボジア、ラオス等、成長の見込める諸国に税理士制度を普及していく必要がある。その際には、日税連が主体となって、これら諸国と税務専門家との幅広い交流を通して税理士制度の普及に協力すべきである。 わが国の税理士制度が他国へ普及・浸透することは好ましい。他方、国には歴史(成り立ち)・政治状況・経済状況の違いがあり、画一的な制度を押し付けることはできない。
千葉県	昨年12月27日に税理士におけるモンゴルの法律が国会で採択された。日本の税理士制度をモンゴル税理士会の役員や国会議員が研修をしに来日した。 アジアの時代が到来したといわれる。経済で今年、フィリピンの株価が30%上がった。ミャンマーが注目されている。シンガポール等日本が学ぶべきところが多い。税理士制度において納税者のサポートのみならず、みずから納税制度を改革するためにもモンゴル税理士会等の国際支援をしたことは高く評価される。

関東信越	<p>1. 制度の充実はもちろん、その内容を広く浸透させるための広告宣伝の拡充。</p> <p>2. それぞれの国の状況を把握してその状況に応じた対応（例えばその前提として複式簿記の普及等、日本国の税制と税理士制度を理解していただく）。</p> <p>3. 日本において税理士制度が創設された趣旨や経緯、また現状において日本の税理士が円滑な税務行政や国民が納税の義務を果たすうえでの役割等を他国にまず知らしめる必要があるかと思う。</p> <p>4. 租税収入の安定した確保はどの国においても最大の関心事である。安定した租税債権の確保は安全・安定した租税債務の計算と同意語である。ここに租税法主義の意義があり、経済的予測可能性が可能となり次の投資への安全性が生まれる。安定した租税債権又は租税債務の計算が可能なのは税理士だけであり、ここに、税理士制度の意義がある。</p> <p>資格制度というものはその資格の必要性があるために生じた制度であり、その制度を担保するために資格試験が存在する。資格制度の垣根を低くしたり、資格の一部の共通性を重視し、一の資格を得た者が他の資格をも得られるといった制度は資格制度そのものの必要性を否定する行為である。ましてや、税理士制度は国家の根幹をなす税収の安定性を補助する制度である。証券取引の安全性の確保のための財務諸表の監査を主たる業務とする公認会計士や税実務・会計実務に馴染みの薄い弁護士に、国家の歳入に関わる公共的業務を担わせることは、適切とは言えない。こういった趣旨で成長過程のアジア諸国に税理士制度を普及させることが必要であり、我が国の税理士法改正にも役立つ。</p>
近畿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報化が進み、簡素な税制になれば税理士は不要。日本でも会計士と税理士資格を早く統一化させて、シンプルなものにすべき。税理士の「独自性」を強調することはナンセンス。 ・ 現時点でのアジア諸国は課税、徴収業務の速やかな対応に税理士制度が非常に利があるという事で導入されていると考えられる。この制度が定着されて以降、納税者憲章等による納税者保護を担保するためにより良い制度の構築にわが国の税理士会が手を差し伸べるべきであると考えられる。 ・ 比較的純粋に民間資格として成立してきた欧米の専門資格と、税務当局の外注先（下請け）として成熟してきたアジア諸国の専門資格とでは状況が異なる考える。国家財政により有益に機能できる制度として、「税理士制度」をアピールすることが必要であり、制度維持のために、外圧に対抗するためにも有効と考える。 ・ まずは相互交流ありきであると考え。各国の税制や税務行政、税理士制度に関する情報交換を行うことで、お互いに理解し合い、また税理士制度普及のために協力し合うことが重要だと思う。またその前提として、今回予定されている税理士法改正で、他国の手本となるような税理士法となるよう努力することが必要となるであろう。
北海道	<p>各国の税制や税務行政を尊重した上で、税理士等の民間同士の草の根レベルの交流を図り、各国の自発的な取組みに協力することが必要かと思う。また、国際協力機構（JICA）等の国際機関等とも連携し、アジア諸国の民間レベルの税務専門家同士の交流・研修プログラムを充実させる必要もあるかと思う。</p> <p>さらに、日本の税理士においても、アジア諸国の税務支援や税務行政等の現状を把握すると共に、日本の税理士制度を普及するために、短期・長期の派遣制度や研究助成制度等の創設についても検討してみたいと思う。</p>
東北	<p>日本の税理士制度の優れた点をAOTCAや国際交流を通じて日税連、税理士会が協力し、普及促進すべきである。</p>
東海	<p>引き続き、アジア諸国との交流を通じて税理士制度の紹介を進める。諸外国の税務専門家制度を理解し、比較検討をする。</p>
北陸	<p>日本一国のみの活動ではなく、AOTCAによる各専門家団体や政府へのプロパガンダ、働きかけが有効ではないかと思われます。</p> <p>そのためにはAOTCAによる活動を今以上に充実、活発化させ情報発信を積極的に行っていくことが重要と考えます。</p>
中国	<p>それぞれ交流するのが良いと思うが、予算に限りがあるので、日税連にて国際交流委員会を立ち上げ、その構成員に各単位会から、希望する者を迎える。</p>

四国	<p>まず、日本の制度について、その歴史的背景、制度の理念、制度の内容につきHP等を通じて、積極的に発信していくことが肝要である。これまで、税理士制度に限らず、我が国に根付いたソフトインフラについては、我が国は積極的な海外発信を行っていなかったように見受けられる。</p> <p>現状、近隣アジア諸国においては、めざましい経済発展を遂げている国々が数多くあり、日本における「成功事例」を吸収する余地は十分あるものと考えられる。</p> <p>当然、日本の制度をそのまま導入するか否かはかかる国々の政策当局などの判断となるが、ターゲットを絞った上で、積極的に情報発信、AOTCAへの関与などを強めることにより、日本のZEIRISHI制度を「広報・宣伝」していく努力が日税連に求められていると考えられる。</p> <p>まさに「PRO-BONO Activity」の国際版の一つとして捉えて取り組みを強化することが肝要であろう。</p>
南九州	日本の税理士制度が世界で一番ということをPRすべき。特に税理士法第一条をPRすべき。
沖縄	<p>国家レベルにおいて、各国の租税制度についての意見交換がなされていると聞いている。</p> <p>税理士制度を他国に普及・浸透させるには、税理士制度について日税連が直接にアジア諸国に制度のPRをする必要があると思う。その中でAOTCAの会議は重要な会議であると思う。</p> <p>日税連の中でアジア諸国に対し制度広報ができるのは国際委員会である。</p> <p>各税理士会においても、友好協定の相手と制度広報を行っておりますが、日税連国際委員会としても友好国に出向き、積極的に税理士制度の普及活動をおこなってはいかがでしょうか？</p>

2. 日税連への要望について

会名	意見・提案等
東京	各単位税理士会がそれぞれ単独で行っている各国税務専門家組織との交流内容状況を取りまとめ、情報や人脈の共有化をしてシナジー効果がでるような役割をもっと積極的に行って頂ける事を日税連に期待する。
東京地方	<p>各単位会ごとに温度差のある国際化に関する認識につき、長期的な視野に立って日本の税理士業務の発展指針を示してほしい。</p> <p>税務専門家としてのサービスは、税務や会計の業務のみならず隣接業務への進出や新規分野への開拓が望まれるところである。海外では、税理士会として税務以外の分野への進出に積極的に関与している国もあるように聞いている。これらの付随業務への関わり方によって、本来の税務専門家としての信頼地位に悪影響を及ぼすことの無きようしっかりと指針作りや指導を要望したい。</p>
関東信越	役員だけの形式的な交流だけではなく、一会員レベルでの交流が図れるようにしてもらいたい。
近畿	<p>・日税連として「国際化対応可能要員：少なくとも外国語で業務遂行可能な税理士」を把握すべき。外国語が可能イコール国際化ではないが、少なくとも現存する税理士の「グローバル化度」を把握し、現状を認識すべき。適当な交流事業よりも、より実のある国際化対応を行ってほしい。</p> <p>・これから、他国が我国の税理士制度により興味を持ち、交流を望まれると考えるため日税連は各相手国との友好協定など最初の窓口を担って欲しい。</p> <p>・「近畿」や他の地方会より「日本」と銘打った権威付けが、相手側に対するプレゼンスとしても有効なことが多いであろう。</p> <p>現在は、各単位会が手探り状態で国際交流事業を行っている部分が多いと思うが、日本の税理士会(単位会を含めて)として、対応に統一性をはかるためにも、日税連の関わりがもっと必要なのではないかと考える。</p>
東海	AOTCA中心の活動から、それ以外の諸外国との国際交流事業推進を望む。 今後、日税連がAOTCAのリーダーであるためには発言できる日税連が必要。 国際交流中心の活動から、諸外国の税制および税理士制度の調査研究活動へ。
北陸	現在各単位会での交際交流は韓国、ドイツにやや偏っていると思われる。 今後交流を重点的に深めていくべき国、地域を洗い出し、日税連がコーディネーター役となって交流地域・団体を広げていく必要があると思う。
中国	国際交流は少人数で行うと良いと思う。今回は、AOTCA20周年、日本70周年、韓国50周年での記念大会だったので多人数の出席も止むを得なかったのだろう。
四国	各税理士会の国際交流懇談会資料をデータベース化して、簡単に取り出せる仕組みがあれば資料の作成に当たり参考になると思う。例えば「電子申告」というキーを入力すると、平成〇年××会資料といった形で、日本語と韓国語訳の論文が取り出せるといったものである。日税連並びに各税理士会間の情報の共有化ができれば、より深い議論につながると考える。

九州北部	<p>当会は単位会としてドイツと韓国との国際交流を持っているが、ドイツは2年に一度、韓国は毎年、いずれも訪問あるいは来日となっており、実際には単位会として過重負担気味である。特に、訪問費用は会員でも大半が個人負担であり、夫婦同伴が国際交流の基本であるならば、更に参加者の負担は増加することになる。国際交流が個人の負担で成り立っている現状では、参加者が変わらぬ限り今後は参加者の増加と維持は困難と思われる。しかしながら、連合会での国際交流は形式的になりやすく、真の意味での国際交流にはなりにくく、単位会で行うのが望ましいのではないかと考える。</p> <p>したがって、単位会が過度な負担とならない範囲で交流を行えるように、交流実績のある単位会に連合会が費用の一部を補助をしてはいかがであろうか。それにより若手会員の参加もまた可能になることにもつながると考える。</p>
南九州	前述(質問1)の通り
沖縄	<p>日税連で友好協定国に対し、AOTCA以外に二国間において、相互訪問し、国際交流事業を行ってはいかかだろうか？</p> <p>そのために事前学習で相手国の制度や税務専門家(税理士等)制度について資料収集を行い、相手国の担当者と情報交換を行う。</p> <p>予算は国際委員の自己負担もしくは一部日税連国際委員会補助でいいと思う。</p>

3. その他

会名	意見・提案等
東京	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来から韓国ソウル地方税務士会と毎年交互に訪問し合い、定期的な交流会を実施している。 ・ 友好交流関係にあるドイツ・ケルン税理士会の主催により、東京・ソウルに続く第3回目のコンベンションが行われることになっている(2014年11月20～21日)。このため、来年はケルンを訪問する予定で準備をしている。 ・ 台湾の税務専門家団体である中華工商税務協会との間で情報交換協定を2013年4月4日に締結し、今後、税務と会計分野における相互の友好関係を築こうとしている。
東京地方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本年10月に、本会と韓国中部地方税務士会とで定期懇談会を開催した。次回は、2014年の秋に本会が訪韓(4年周期:隔年から変更)の予定となっている。(本会会報第657号掲載) 2. 本年7月に、本会の役員がハンブルグ税理士会を訪問した。今後も交流関係を深めて行く予定である。(本会会報第653号掲載) 3. 本年、AOTCAソウル大会には、本会から7名が参加した。今後も参加して行く予定である。
近畿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本会は韓国の釜山地方税務士会との交流を行っている『学術討論会を中心として』わが国に進出する予定の個人、法人に対して相談員制度『外国語対応可能な税理士』を設けている。 ・ 近畿会が行ってきた、釜山地方税務士会との学術討論会は、国際部員の献身的な負担もあり、有益に推移してきていると自負する。その結果を会員専用サイトのみならず、一般市民や他の単位会の会員にも紹介することが必要ではないかと考える。逆に、ほかの単位会の国際交流事業の成果については、われわれ近畿会会員でもなかなか知りえない状況ではないかと思う。
北陸	<p>現在金沢国税局でも国際交流に積極的に取り組んでおられ、先日も中国税務局の幹部との交流が実施された。その中で大連注冊税務師協会と友好協定を締結している関係で北陸会も交流に参加し、税務師協会だけでなく税務当局との意見交換も実施された。</p>
沖縄	<p>沖縄税理士会は2010年に国際委員会を設置し、その活動がスタートした。沖縄会は2012年に創立50周年を迎えた。その記念事業として国際委員会は昨年より2回、台湾の台北市にあるAOTCAの加盟団体の単位会である台北市記帳及報税代理業務人公會と友好協定を結ぶため訪問した。訪問するにあたっては、AOTCAの会議に参加されている中華台北記帳及報税代理人業務人公會全国連合会国際委員会主任委員長洪先生に橋渡しをしていただき大変お世話になった。2012年11月22日に沖縄税理士会50周年記念式典に台北市より台北市記帳及報税代理業務人公會の李理事長他8名の役員に参加していただき無事調印式がおこなわれた。</p> <p>台湾は、国家として認められていないため日本との租税条約も締結されていないが、沖縄からもっとも近い外国であり、経済交流は盛んに行われている。今後は友好協定に基づき互いの税制や税理士制度等について相互訪問をおこないながら情報を蓄積していきたい。</p>



アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会(AOTCA)

Asia-Oceania Tax Consultants' Association

[資料3]

AOTCAは、アジア・オセアニア諸国の税務専門家を結ぶ国際組織です。AOTCAは、加盟団体間の相互理解、協力、友好的交流を促進し、各加盟団体の構成員が従事する税務業務の拡大に資することを目的とし、1992年に設立されました。以来、年々加盟団体を増やし、加盟団体間の情報交換、交流を強化するとともに、他の税務関係の国際組織との連携、協力が図られています。

Executives

- 会長 トーマス・リー (香港税務学会)
- 会長代理 池田肇啓 (日本税理士会連合会)
- 副会長 各加盟団体が推薦する者
- 事務総長 ノエル・ローランド (オーストラリア租税協会)
- 名誉顧問 ギル・レビー、デービッド・ラッセル、張樂方孝宣、具鍾泰、アーマド・ムスタファ・ガザリ、石井宏尚
- 顧問 H. S. デイロン、マイケル・カデスキー (カナダ)

Contact

オーストラリア租税協会内
<http://www.aotca.org> Email: aotca@taxinstiute.com.au

Member Organizations

Ordinary Members 正規加盟団体

- インド税務実務家連合会 All India Federation of Tax Practitioners
- パキスタン税法協会 All Pakistan Tax Bar Association
- 中国注冊税務師協会 Chinese Certified Tax Agents Association
- オーストラリア会計士会 CPA Australia
- 香港会計師公会 Hong Kong Institute of Certified Public Accountants
- インドネシア税理士会 Indonesian Tax Consultants' Association
- シンガポール公認会計士協会 Institute of Certified Public Accountants of Singapore
- スリランカ勅許会計士会 Institute of Chartered Accountants of Sri Lanka
- 日本税理士会連合会 Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations
- 日本税務研究センター Japan Tax Research Institute
- 韓国税務士会 Korean Association of Certified Public Tax Accountants
- マレーシア勅許租税協会 Chartered Tax Institute of Malaysia
- モンゴル税理士会 Mongolian Association of Certified Tax Accountants
- オーストラリア全国会計士協会 Institute of Public Accountants, Australia
- 台湾記帳及報税代理業務人公会全国連合会 Tax-Accountancy Association Union of Chinese Taipei
- フィリピン税務協会 Tax Management Association of the Philippines
- オーストラリア租税協会 The Tax Institute, Australia
- 香港税務学会 Taxation Institute of Hong Kong
- ベトナム税理士会 Viet Nam Tax Consultants' Association
- ベカス・ペガワイ・ハシル(マレーシア) Bekas Pegawai HASIL, Malaysia
- シンガポール税理士会 Singapore Institute of Accredited Tax Professionals

Associate Members 準加盟団体

- バングラデシュ勅許会計士協会 Institute of Chartered Accountants of Bangladesh

< 2013年4月現在 >

* 団体名アルファベット順

日本税理士会連合会仮訳

アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会規約

制定：1992/11/6 設立総会(於・東京)にて
変更：1994/11/10、1996/11/7、1998/11/13、2002/11/6、2004/2/16、2004/11/27、2012/10/18

第1条 (名称)

本協会は、アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会(略称AOTCA)と称する(以下本協会という)。

第2条 (目的)

本協会は、アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体相互の理解及び協力を促進するとともに、その構成員の税務及びその周辺業務の拡充並びに友好親善に資することを目的とする。

第3条 (事業)

本協会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税制、税務行政及び税理士制度に関する情報、経験及び知識の交流促進のための便宜を提供すること。
- (2) 税務及び経済に関する情報、経験及び知識の交流促進のための便宜を提供すること。
- (3) 会報の発行及び専門的論文の出版を行うこと。
- (4) 国際組織、特にI.F.A.(国際税務協会)及びC.F.E.(ヨーロッパ税務連合)との関係を密にし、関係情報の収集と活用を図ること。
- (5) その他、目的達成に必要な事業を行うこと。

第4条 (事務局等)

1. 本協会の the foundation office は、日本税理士会連合会が本協会の加盟団体であり、かつ、同連合会の同意がある限り、日本国東京の日本税理士会連合会内に置く。

2. 本協会の事務局は、会長の定める所に置く。
3. 本協会に係るすべての通信は事務局あてに行うものとする。

第5条 (加盟団体)

1. 本協会の正規(ordinary)加盟団体は、アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体で、国内法に依拠する団体、または良識ある全国的組織として広く認知されている団体で本協会に加入することを希望し、かつ、総会で加入が認められた団体とする。
 - 1A. 本協会は正規加盟団体の他に、総会で加入が承認された場合に限り、次の団体を準(associate)加盟団体として認める。

Affiliate members : アジア・オセアニア以外の地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体で、国内法に依拠する団体または良識ある全国的組織として広く認知されている団体、

Candidate members : アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体で、近い将来、国内法に依拠する団体または良識ある全国的組織として広く認知されることを本協会が認めた団体、及び

Official members : アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体であるが、団体と政府との関係またはその他の政府機関との関係のため原則的には独立した民間の職業専門家団体ではない団体

2. 本協会への加入を希望する団体は、書面により加入申請を行うものとする。
3. 前項の書面には、次の書類を添付しなければな

らない。

- (1) 加入を希望する団体の属する国又は地域内に本協会に既に加盟している団体がある場合は、本協会への加入について当該団体の推薦を受けていることを証する書面
 - (2) その他会長が必要と認めたもの
4. 加盟団体が本協会を退会するときは、その年の10月末日までに届出るものとする。但し、退会は翌年の1月1日から発効する。
 5. 総会は、以下の場合、4分の3の多数で正規(ordinary)加盟団体の加盟を停止または取り消すことができ、また、過半数で準(associate)加盟団体の加盟を停止または取り消すことができる。
 - (1) 加盟団体が本規約の規定に違反し、勧告を受けた後3ヵ月を超えても修正が見られないとき
 - (2) 本条第1項が規定する加盟団体としての資格が無くなったとき

第2章 役員及び会務

第6条 (役員)

本協会には、次の役員を置く。

会長

会長代理 会長の属する団体以外の団体に属する者

副会長 会長及び会長代理に選任された者の属する団体以外(第7条第3項に規定する)の加盟団体により推薦された者

事務総長

監事(2名) 2名の監事は、それぞれ別の加盟団体に所属し、かつ会長または事務総長の所属する団体以外の団体に所属する者とする。

第7条 (役員を選任)

1. 副会長を除く役員は、2012年及びそれ以降に開催する総会において、2年に1度正規(ordinary)

加盟団体の構成員のうちから選任されるものとする。但し、事務総長は、その加盟団体により雇用されている professional officer である場合には、必ずしもその団体の構成員である必要はないものとする。

2. 会長代理は、会長が選任された総会の次の総会において、当該者が辞退した場合または総会が新たに会長を選任することを決定した場合を除き、次期会長に就任するものとする。
3. 会長及び会長代理が所属する団体を除く正規(ordinary)加盟団体は、その構成員のうちから協会の副会長を推薦するものとし、必要に応じ当該副会長を交替させることができる。但し、会長が所属する団体の長を退任したときは、当該団体から副会長を推薦することができる。
4. 役員に欠員が生じたときは、次によりその職務が代行されるものとする。
 - ・ 会長に事故があるときは、会長代理が、会長の任期終了時まで、その職務を行う。
 - ・ 会長代理に事故があるときは、次回役員会で選任する。
 - ・ 事務総長に事故があるときは、会長が事務総長を指名し、指名された事務総長の任期は次回役員会が開催されるまでの間とする。また、役員会の承認を得た場合は、引き続き残りの任期を終了する。
 - ・ 副会長に事故があるときは、当該副会長を推薦した加盟団体が新たに推薦する。
 - ・ 監事に事故があるときは、役員会が新たに後継の監事を選任する。ただし、当該役員会にて監事による報告が要請されている場合は、監事が所属する加盟団体が後継の監事を指名することができる。
5. 補欠選任は、役員会の議により、次の総会までこれを行わないことができる。

第8条 (会長、会長代理、副会長)

1. 会長は、本協会の会務を総括する。
2. 会長代理及び副会長は、会長の定めるところに

より会長を補佐する。また、会長に事故があるときは、会長の要請によりその職務を代理する。

第9条 (事務総長)

事務総長は、事務局の総責任者として本協会の事務を掌理する。

第10条 (監事)

監事は、会計及び会務の執行を監査する。

第11条 (役員の任期)

1. 副会長を除く役員の任期は、新たに役員が選任された総会の終了以降の12月31日に満了する。役員の再任は妨げない。会長の任期は二期を超えてはならないものとする。但し、補欠により就任した期間はこれに含まないものとする。
2. 補欠により就任した役員の任期は、他の役員の任期と同一とする。
3. 任期満了によって退任する役員は、新たに選任された役員が就任するまで引き続きその職務を行う。

第12条 (役員の退任)

役員は、役員に選任されたときに所属していた加盟団体の構成員でなくなったときは退任する。

第13条 (会務の執行)

役員は、会務の執行にあたっては、この規約又は総会若しくは役員会の議決に反することができない。

第14条 (役員会)

1. 役員会は、会長、会長代理、事務総長及び副会長数名をもって構成する。当該副会長は、前事業年度に協会に5,000米ドル以上の運営助成金を寄付した正規加盟団体が推薦する者とする。ただし、会長もしくは会長代理が構成員である正規加盟団体は、5,000米ドルの運営助成金の有無にかかわらず副会長を指名する権利を有しない。また、別に2名の副会長を総会において無記名投票で過半数(候補者を除く)を得た者に

選任する。

2. 役員会は、次の事項を決定する。
 - ・ 総会に提出すべき議案
 - ・ この規約において役員会の議を要するものとされている事項
 - ・ 前各号に掲げる者のほか、会務の執行に関する重要事項

第15条 (役員会の運営)

1. 役員会は、会長が招集し、2分の1を超える構成員が直接もしくは電子的方法を用いて出席しなければ会議を開くことができない。
2. 役員会の議長は会長が当たり、会長は決定票を投ずることができる。
3. 役員会の決議は、出席者の過半数をもって決する。
4. 役員会の構成員のうち過半数が署名のうえ採択した書面による議決事項は、各加盟団体が提案された審議事項について通知されている場合、正規に開催された協会の会議にて出席した構成員の過半数により議決したものと同等の効力を有するものとする。書面審議により議決された議案については、構成員が署名のうえ書簡またはファクシミリにより事務局に提出されるものとする。
5. 役員会は、1年に4回開催することとする。うち2回の役員会は、役員が直接出席するものとする。

第16条 (役員の出張旅費等)

役員の報酬は、これを支給しない。また、役員の総会、役員会出席に係る旅費等の出費は、その者の所属する団体または関係役員が負担するものとする。

第3章 顧問及び名誉顧問

第17条 (顧問)

1. 会長は、役員会の承認を得て、本協会の運営に関する事項を諮問するため、本協会の役員に在任したことのある者、及び税務の研究または実

- 務の専門家のうちから顧問を委嘱することができる。
- 2. 現に本協会の役員である者は、顧問に委嘱することができない。
- 3. 顧問は、役員会及び総会に出席することができる。また、会長の求めに応じ、発言することができる。
- 4. 顧問の任期は、当該顧問を委嘱した会長の任期と同一とする。
- 5. 第12条の規定は、顧問について準用する。

第18条（名誉顧問）

- 1. 会長は、総会の承認を得て、本協会の役員経験者もしくは退任者を名誉顧問（顧問を除く。）に委嘱することができる。
- 2. 現に本協会の役員である者は、名誉顧問に委嘱することができない。
- 3. 名誉顧問は、役員会及び総会に出席することができる。また、発言することができる。
- 4. 名誉顧問の任期は、終身とする。
- 5. 第12条の規定は、名誉顧問について準用する。

第19条（顧問、名誉顧問の出張旅費等）

第16条の規定は、顧問及び名誉顧問について準用する。

第4章 総 会

第20条（構成）

- 1. 総会は、全ての加盟団体によって構成されるものとし、加盟団体の長またはその委任を受けた者がこれに出席する。
- 2. 加盟団体の長は、自らが所属する団体の構成員のうちから、3人以内の者を、本協会の定時総会に当該団体の代表者として指名し出席させることができる。

第21条（召集）

- 1. 会長は、1年に1回定時総会を召集するほか、必要に応じ臨時総会を召集することができる。

- 2. 会長は、3分の1を超える加盟団体の求めがあるときには、臨時総会を召集する。
- 3. 総会を召集するには、総会日の2ヶ月前までにその日時、場所及び議案を記載した書面をもって、加盟団体に通知する。

第22条（議決権）

- 1. 正規(ordinary)加盟団体は、それぞれ1票の議決権を有する。第2項の規定を除き、他のいかなる個人または団体も議決権を行使することはできない。第20条第2項により任命された者は、協会の会議にて発言することができるが、当該者が所属する団体の長が議決権の行使を委任した場合のみ、当該団体の議決権を行使することができる。
- 2. 定時総会の議長は、会長が当たる。会長は決定票を投ずることができるが、会長は一般加盟団体を代表者していない場合は、議決権を有することはできない。

第23条（議決の要件）

- 1. 総会の決議は、2分の1を超える正規(ordinary)加盟団体が出席し、その出席した正規(ordinary)加盟団体の過半数で決する。
- 2. 総会において、この規約の変更につき議決する場合は、前項の規定に拘わらず、2分の1を超える正規(ordinary)加盟団体が出席し、その出席した正規(ordinary)加盟団体の3分の2以上の多数をもって決する。
- 3. 過半数の加盟団体の正規に任命された代表が署名した書面審議により採択された議決事項は、各加盟団体が提案された審議事項について通知されている場合、正規に開催された協会の会議にて出席した構成員の過半数により議決したものと同等の効力を有するものとする。書面審議により議決された議案については、構成員が署名のうえ書簡またはファクシミリにより事務局に提出されるものとする。

第24条（委任による議決権の行使）

総会に出席することができない加盟団体は、あら

はじめ、議案について賛否の意見を明らかにした書面をもって出席する他の加盟団体に委任して、その議決権を行使することができる。

第 25 条 （総会で決定すべき事項）

総会は、次の事項を決定する。

- ・ 本規約において総会の議を要するとされている事項
- ・ 次回定時総会の日程及び開催国
- ・ 本規約の変更
- ・ 前号に掲げるもののほか、会務の運営に関する重要事項

第 26 条 （議事録）

1. 総会の議事録は、事務総長が作成する。
2. 総会の議事録には、議事の要領及び、その結果を記載し議長及び出席構成員 2 人以上が署名して保存する。
3. 総会の議事録は、可及的速やかに加盟団体に送付する。

第 5 章 入会金及び会費

第 27 条 （入会金）

加盟団体は、入会金として 1,000 米ドルを加入時に納入する。

会長は、加盟団体の申請時の財務事情を考慮して、500 米ドルを超えない範囲内で入会金を減額することができる。

第 28 条 （会費）

加盟団体は、基礎会費として一事業年度につき 1,000 米ドルをその年の 2 月末日までに納入する。但し、年度の途中で加入した団体は、加入時に納入する。

加えて、会員数が 1,000～5,000 人の団体は加算会費として 1,000 米ドルを納入する。また、会員数が 5,000 人超の団体は加算会費として 2,000 米ドルを納入する。

会員構成においてタックスコンサルタントが中心でない加盟団体については、加盟団体の規模をタックスコンサルタントの会員数をもって、その規模とする。

第 29 条 （事業年度）

本協会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

第 30 条 （経費）

本協会の経費は、入会金、会費、寄付金その他の収入をもって支弁する。

第 31 条 （監査報告）

1. 監事は、本協会の会計及び会務の執行を監査し、その結果を監査報告書として取りまとめ、これを会長及び定時総会に提出する。
2. 会長は、前項に定める監査報告書をその都度加盟各団体に送付する。

第 6 章 雑 則

第 32 条 （公式言語）

本協会の公式言語は英語とする。但し、役員会において、必要に応じてその他の言語を公式言語として指定することができる。

[資料5] AOTCA加盟団体及び各国税務行政当局一覧

国名	上段:AOTCA加盟団体 / 下段:税務行政当局		HPアドレス
インド	インド税務実務家協会	All India Federation of Tax Practitioners	http://www.aiftponline.org/
	インド財務省歳入庁所得税局	Income Tax Department, Department of Revenue, Ministry of Finance, Government of India	http://incometaxindia.gov.in/
パキスタン	パキスタン税法協会	All Pakistan Tax Bar Association	なし
	パキスタン連邦歳入局	Federal Board of Revenue	http://www.cbr.gov.pk/
中国	中国注册税务师協会	Chinese Certified Tax Agents Association	http://www.cctaa.cn/
	中国国家税務総局	State Administration of Taxation	http://202.108.90.130/n6669073/index.html
オーストラリア	CPAオーストラリア	CPA Australia	http://www.cpaaustralia.com.au
	オーストラリア租税協会	The Tax Institute, Australia	http://www.taxinstitute.com.au/
	オーストラリア会計士会	Institute of Public Accountants, Australia	http://www.publicaccountants.org.au/
	オーストラリア国税庁	Australian Taxation Office	http://www.ato.gov.au/
香港	香港会計師公会	Hong Kong Institute of Certified Public Accountants	http://www.hkicpa.org.hk/en/
	香港税務学会	Taxation Institute of Hong Kong	http://www.tihk.org.hk/
	香港内国歳入庁	Hong Kong Inland Revenue Department	http://www.ird.gov.hk/eng/welcome.htm
インドネシア	インドネシア税理士会	Indonesian Tax Consultants' Association	http://www.ikpi.or.id/
	インドネシア税務総局	Indonesian Directorate General of Taxes	http://www.pajak.go.id/eng/
シンガポール	シンガポール公認会計士協会	Institute of Certified Public Accountants of Singapore	http://www.accountants.org.sg/
	シンガポール税理士会	Singapore Institute of Accredited Tax Professionals	http://www.siatp.org.sg/
	シンガポール内国歳入庁	Inland Revenue Authority of Singapore	http://www.iras.gov.sg/irashome/default.aspx
スリランカ	スリランカ勅許会計士協会	Institute of Chartered Accountants of Sri Lanka	http://www.icasrilanka.com/
	スリランカ内国歳入庁	Sri Lanka Inland Revenue	http://www.inlandrevenue.gov.lk/
韓国	韓国税務士会	Korean Association of Certified Public Tax Accountants	http://www.kacpta.or.kr/ (*)
	韓国国税庁	National Tax Service of Korea	http://www.nts.go.kr/eng/
マレーシア	マレーシア勅許租税協会	Chartered Tax Institute of Malaysia	http://www.ctim.org.my/default.asp
	ベカス・ペガワイ・ハシル	Bekas Pegawai HASIL	
	マレーシア内国歳入庁	Inland Revenue Board Malaysia	http://www.hasil.gov.my/lhdnv3e/
モンゴル	モンゴル税理士会	Mongolian Certified Public Tax Accountants & Consultants Association	http://www.cpta.mn (*)
	モンゴル国税庁	General Department of Taxation, Mongolia	http://en.mta.mn/
台湾	中華民國記帳及報稅代理業務人公會全國連合會	Tax-Accountancy Association Union, R.O.C.	http://www.tauroc.org.tw/index.php (*)
	中華民國財政部賦稅署	Taxation Agency, Ministry of Finance, R.O.C.	http://www.dot.gov.tw/en/
フィリピン	フィリピン税務協会	Tax Management Association of the Philippines	http://www.tmap.org.ph/
	フィリピン内国歳入局	Bureau of Internal Revenue, Republic of the Philippines	http://www.bir.gov.ph/
ベトナム	ベトナム税理士会	Vietnam Tax Consultants' Association	http://translate.google.com/translate?hl=vi&sl=vi&tl=en&u=http://vtca.vn/&prev=hp
	ベトナム財務省 税務総局	General Department of Taxation, Ministry of Finance of the Socialist Republic of Vietnam	http://english.gdt.gov.vn/

注: (*)英語サイトなし

[資料6]

AOTCA加盟団体

◇正規加盟団体

No.	団体名	設立年	会員数	会員詳細
1	インド税務実務家協会	1976.11.11	4,900	国内の弁護士、事務弁護士、勅許会計士、税務士を会員とする団体
2	パキスタン税法協会	-		
3	ベカス・パガワイ・ハシル・マレーシア	-	3,000	マレーシア内国歳入庁において、最低6か月の職務経験を有し、財務省が発行する税務代理の許可を得た者からなるOBによる専門家団体
4	中国注冊税務師協会	1995.2.28	個人:99,085	
5	CPAオーストラリア	1886.4	129,000	世界でも有数の規模を誇る会計専門家団体で、127か国を跨ぐ144,000人の会員を擁す。
6	香港会計師公会	1973.1.1	会員:28,000 研究員:13,000	
7	インドネシア税理士会	1965	2,100	
8	シンガポール公認会計士協会	1963	25,000	
9	スリランカ勅許会計士協会	1959	4,300	
10	日本税理士会連合会	1942	73,567	
11	公益財団法人)日本税務研究センター	1984		
12	韓国税務士会	1962	10,000	
13	マレーシア勅許租税協会	1991.10.1	2,500	会計士、税務代理人、弁護士、ビジネス界関係者、学識者並びに税務実務家から構成される団体
14	モンゴル税理士会	2004.12.23	695	2012年12月27日、税務専門家に関する職業法成立
15	オーストラリア会計士協会 (Institute of Public Accountants)	1923	22,000	
16	シンガポール税理士会	2010.5		シンガポール公認会計士協会との連携の下、設立
17	中華民国記帳及報税代理業務人公会全国連合会			全国に22ある地方組織の連合体
18	フィリピン税務協会	1981.10.22	100	
19	オーストラリア租税協会	1943	15,000	会員は税務代理人、弁護士、経営者、学識者で構成
20	香港税務学会	1972.9.29	2,700	
21	ベトナム税理士会	2008.4.17	600 (内、法人60)	会員は、法人、個人及び税務関連分野に従事する者

◇準加盟団体

	バングラデシュ勅許会計士協会	1973	勅許会計士 1,200 研究者 20,000	2012年4月20日現在、1,252人の会員(うち特別会員766人、準会員486人)が所属している。1,107人がバングラデシュ国内に在住し、145人が国外に居住している。特別及び準会員は協会により承認される。協会の定める最終試験を通過した者は特別会員となり、一方、準会員は最低5年の次期特別会員の経験を有する会員でかつ他の関連する要件を満たさなければならない。
--	----------------	------	---------------------------------	---

[資料 7]

AOTCA バリ会議報告（2011 年）

1. 概要

2011 年度 AOTCA の定例会議は、インドネシア税理士会（オヨン・スキアット会長）がホスト団体を務め、2011 年 11 月 17 日、18 日にかけてインドネシア・バリ島のホテルメリア・バリ・ヌサドゥアで開催された。AOTCA の定例会議は、概ね、役員会、総会、ホスト団体主催によるタックス・セミナー、レセプションで構成される。当会議には、各国の加盟団体より約 220 人が参加した。

定例会議終了後の夕刻にはレセプションがホテルの中庭で行われた。レセプションのような社交行事は、ホスト団体のホスピタリティとお国柄が反映される。バリ島のケチャックダンスをはじめとする伝統的踊りの披露はもちろんのこと、特に印象的だったのは、アングルンと呼ばれる竹製のインドネシアの伝統楽器を参加者全員が持って演奏するという演出であった。一つ一つのアングルンには付番されており、その番号が音階となっている。指揮者となった司会者が番号を発し、それに併せて参加者がアングルンを振る。それが、皆が知っているメロディを形成する。そしてそのアングルンは記念品として全参加者に贈られた。

会議翌日の 18 日には、セミナーが下記プログラムにて開催され、「加盟国における移転価格税制」と題するセッションでは、松岡宣明国際委員会常任委員が日本の移転価格税制についてプレゼンテーションを行った。

2011 年度バリ会議セミナープログラム

基調講演	ヘンリ・スマルデイト インドネシア国税総局長官
セッション 1	“インドネシアにおける相互協議及び事前確認制度の最新の動向” Dr. シャリファディン・アルンヤ・インドネシア国税庁第 2 税務規則局長
セッション 2	“CFE・AOTCA 共同プロジェクト－納税者の権利について” マイケル・カデスキー 信託・不動産管理者協会 (STEP) 副会長
セッション 3・4	パネルディスカッション “加盟国における租税回避否認規定について” モデレーター トーマス・リー AOTCA 会長代理 パネリスト フィリップ・ハン・香港税務学会会長／ユニー・マリー・マタペレス・フィリピン税務協会理事・事務総長／ハリシュ・N・モティワラ インド税務実務家協会会員・クリス・エバンス・オーストラリア NSW 州立エータックス大学教授／スン・ヤン・中国注冊税務師協会会員／S・M・タニールマライ・マレーシア勅許租税協会会長
セッション 5	“OECD の動向－現在の課題と今後の展望” ステファン・コールクロウ CFE 会長
セッション 6・7	パネルディスカッション “加盟国における移転価格の動向” モデレーター デビッド・ラッセル AOTCA 名誉顧問 パネリスト フー・チー・ツウ・フォン・ベトナム税理士会役員／P. クリスタント・インドネシア税理士会会員／Ma. ビクトリア・A・ビラルス フィリピン税務協会前会長／Dr. K. シバラム インド税務実務家協会元会長／松岡宣明・日税連国際委員会常任委員／S・M・タニールマライ マレーシア勅許租税協会会長

以下、松岡宣明国際委員によるプレゼンテーションの資料を掲載する。

2. プレゼンテーション「日本の移転価格税制」 松岡宣明・日税連国際委員会常任委員



① 日本の移転価格税制について、歴史、根拠法

わが国の移転価格税制は OECD 諸国の中では後発組で 1986 年に法制化された。(租税特別措置法 66 条の 4) 法律制定に当たっては OECD 移転価格ガイドラインに沿うような配慮がなされている。

日本の移転価格税制の特徴として法律では『法人がその国外関連者とする取引の対価の額が、独立企業間価格 (Arm's Length Price 以下、ALP) と異なることにより、わが国の課税所得が減少している場合に、その取引は ALP で行われたものとみなして、課税所得の計算を行う』としており『課税所得が減少していない場合』にはこの法律の適用はないことになる。従って、複数の取引間での課税所得の増加分と減少分のセットオフは予定されておらず、問題がある。

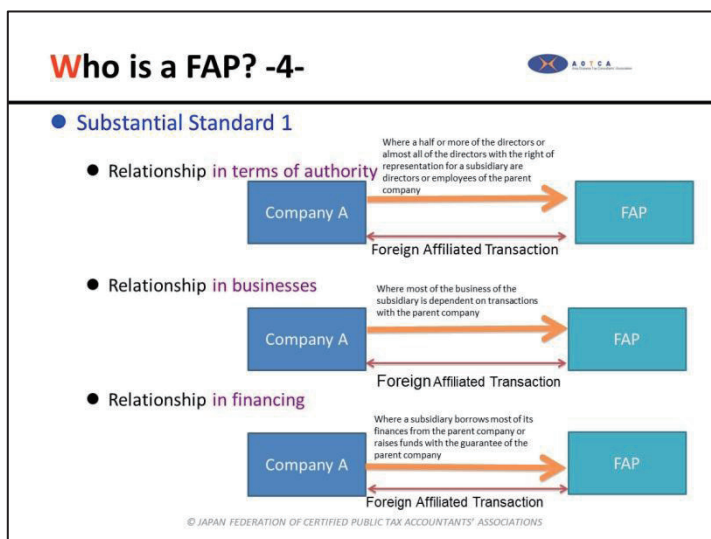
Overview of Japan's Transfer Pricing Taxation

- **Act on Special Measures Concerning Taxation Article 66-4**
 - When a corporation has conducted a transaction with a foreign affiliated person (FAP), if the amount of compensation that the corporation receives from the FAP reduces the taxable income in Japan because of a difference with the arm's length price, the taxable income shall be calculated as if said transaction had been conducted at the arm's length price.
 - This system is limited to cases in which the taxable income decreases.
- **Persons subject to application: Japanese law stipulates this system only applies to corporations**
- **Definition of "foreign affiliated person" ⇒ judged according to Shareholding Standard and Substantial Standard**
 - Hierarchy between these two standards
 - Share-holding Standard
 - A foreign affiliated person is a person who directly or indirectly holds 50% or more shares of the company
 - Issues/problems with this rule
 - Substantial Standard
 - Relationship in terms of authority
 - Relationship in businesses
 - Relationship in financing
 - Other relationships

© JAPAN FEDERATION OF CERTIFIED PUBLIC TAX ACCOUNTANTS' ASSOCIATIONS 3


② FAP (国外関連者) とは？

③ FAP の二つの算定基準について



わが国では FAP の算定基準に『形式基準 (持ち株基準)』と『実質基準』を採用しており、これらの基準間にヒエラルキーは存在しない。なかでも形式基準には持ち株比率「50%以上を直接又または間接に保有する関係」が規定されており、この「以上」という定義が問題点として指摘されている。ドイツなどのように持ち株基準の比率をより厳しくするとか、アメリカやイギリスのようにそもそも形式基準を規定しないというケースも考えられる。

④ FAP に対する寄附金の損金不算入について

Contributions to an FAP 

- **Special Measures Concerning Taxation Article 66-4(3)**
Any part of the amount of a contribution expended by a corporation in each business year that has been paid to a foreign affiliated person related to said corporation, shall not be included as a deductible expense in the calculation of the amount of the corporation's income.
- The logic of the taxation authority
- In other countries, this rule does not exist and gratis transactions are dealt with in the "category of TPT."
- Actions taken by the taxation authority in response to criticism from other countries (Recent trend)

© JAPAN FEDERATION OF CERTIFIED PUBLIC TAX ACCOUNTANTS' ASSOCIATIONS 10

租税特別措置法 66 条の 4 (3) で規定されている「FAP に対する寄附金」については、諸外国から数多くの批判が寄せられている規定である。

日本の課税庁のロジックは次の通りとなる。

- ① 対価性の認められないような経済的利益の供与については、そもそも取引ではない。
- ② 従って取引でない以上、相手方が存在しているか否かは重要な問題ではない。


- ③ 当該相手方が国内法人であるか、海外法人であるかも課税判断に影響を及ぼすものではない。
- ④ この問題は純然たる国内問題である。
- ⑤ 寄附金は我が国の納税者の一方的な行為に起因するものであり、国外関連者に所得が移転するという概念自体がなりたたない。
- ⑥ つまり二重課税の問題ではないから、TPT の対象にはならない。
課税庁も諸外国からの批判が多いことは知悉しており、最近では TPT に準じて取り扱い、TPT の相互協議の対象となるケースも増加しているようである。

⑤ ALP (独立企業間価格) の算定方法

⑥ 2011 年税制改正について

ALP の算定方法は、従来日本においては基本三法とよばれる CUP 法、RP 法と CP 法が優先され、これら以外の方法は基本三法が適用できない場合に限り利用することとされていた。然るに 2010 年 OECD ガイドラインに沿う形で税制改正が上程されている。

- ① まず先ほど述べた ALP の算定方法の適用順位の見直しである。
- ② 独立企業間価格レンジの取り扱いを明確化することとした。
つまりレンジの概念を取り入れることにより、国外関連取引の価格等がレンジの中にある場合には移転価格課税を行わないことになる。

2011 Tax Reform Scheme for TPT 

Reviewing TPT

The following review related to special provisions for taxation on transactions with foreign affiliated persons (known as TPT) would be performed by revision of the OECD TP Guidelines.

- 1 Reviewing priorities of calculation methods of arm's length price
- 2 Clarifying how ranges for arm's length prices are handled
- 3 Clarifying the use of "secret comparables" (information on comparative transactions obtained from a third party who deals with similar transactions through questions and inspections).
- 4 Other than the above three, rules regarding procedures for arbitration, etc., will be reviewed in accordance with the introduction of arbitration systems in tax treaties, and other necessary reviews will be made in accordance with the revisions of the 2010 OECD Transfer Pricing Guidelines.

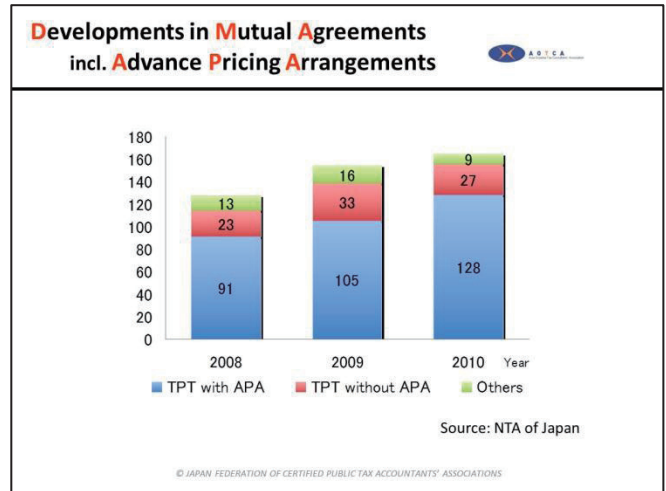
© JAPAN FEDERATION OF CERTIFIED PUBLIC TAX ACCOUNTANTS' ASSOCIATIONS 12

③さらに従来から問題視されていたシークレットコンパブルの運用を明確化することにより、納税者の予見可能性を確保することができるようになる。

㊦ APA（事前協議）

日本は TPT の導入は OECD 諸国の中でも遅い方であるが、この APA を諸外国に先駆けて 1987 年に導入したことは特筆すべき内容である。現在では多くの国が APA を導入するに至っている。

何故、短期間の中にこの仕組みが多く
の支持を受けたかと言え、その背景には『ALP の算定の困難さ』という大きな問題がある。日本の仕組みは、『あらかじめ納税者が選択した ALP の算定方法を、税務当局が事前に確認する』というもの。そして、その確認内容に適合する価格で FAP と取引を行っている限り、TPT は行われ
ないという内容である。



もともと、日本サイドで課税当局と事前合意しても、FAP の所在地国の課税当局がこの合意と異なる判断をする可能性が存在する。従って、実務上は、日本の課税当局（国税庁）と、当該外国の税務当局に、同時に事前確認の申し立ての手続きをとり、両国間で相互協議を行い、両国で事前協議の成立を目指す場合が多いことになる。

㊧ 結語

Conclusion

- The arm's length principle specified in Chapter 1 of the OECD TP Guidelines is a universal concept.
- Excluding a few exceptions, the arm's length principle does not lead to arm's length prices.
- An absolute standard does not exist.
- Mutual agreements (BAPA) among related countries conforming to the arm's length principle are extremely important.

© JAPAN FEDERATION OF CERTIFIED PUBLIC TAX ACCOUNTANTS' ASSOCIATIONS 15

OECD 移転価格ガイドラインが第 1 章に規定する、独立企業間原則（The Arm's Length Principle）は世界共通の概念である。この概念から導き出される ALP はごく例外を除けば、実際には存在しないフィクションであり、その算定には多くの困難を伴う。しかしながら他に有効な代替手段がない以上、利益が相反する各国間の利害調整には有効な基準となっていることも事実である。日本も直近の税制改正で 2010 年版 OECD 移転価格ガイドラインにできる

だけ近づける方向に舵を切っている。経済のグローバル化の流れを止めることは不可能である。もちろん各国の課税当局が政府間でいわば『税金戦争』をしても生産的ではない。関係国双方に影響を及ぼす移転価格問題を解決するためには、前段で述べた、日本が世界に先駆けて 1987 年に導入した APA、とりわけ二国間の BAPA をより積極的に活用していくことが重要ではないだろうか。

以上

AOTCA 第 3 回国際コンベンション（ソウル会議）報告

I 概要

2012 年の AOTCA は、韓国税務士会がホスト団体を務め、韓国・ソウル市で、第 20 回役員会及び第 10 回定時総会に加えて第 3 回国際コンベンションを開催した。同会議には、世界各地から税務専門家が訪れ、20 ヶ国超の地域より 350 人以上を動員する一大イベントとなった。日本からは、日税連役員、国際委員をはじめ、各税理士会より 150 人ほどが参加した。1 日目は、AOTCA 加盟団体の代表者のみが出席する役員会と定時総会が行われた。午後から翌 2 日目にかけては国際コンベンションが開催された。税務に関するトピックとしたセッションが行われ、日税連国際委員会の長谷部光哉委員がセッション 1「税務専門家の規制」、瀧谷和隆委員がセッション 5「異業種間共同経営」のスピーカーとして壇上にあがり英語で発表した。AOTCA 初日の夜には、ウェルカムディナーが催され、アトラクションとして韓国国楽院の研修生による韓国伝統芸能パフォーマンスが披露された。色鮮やかな衣装の数々に、扇や太鼓を用いたダンスや楽器演奏が行われ、コンベンション参加者の心を魅了した。

《コンベンションプログラム》

第 1 日目－10 月 18 日(木)	
14:00-	開会式 オープニング映像／開会のことば：AOTCA 会長／ 歓迎の挨拶：韓国税務士会会長／ 来賓挨拶／ソウル宣言／写真撮影
15:30-	セッション 1 “税務専門家の規制” －各加盟団体の国において税務を行うための資格を含む－ 進 行：ギル・レビー AOTCA 会長 スピーカー：トニー・グレコ・オーストラリア全国会計士協会シニアタックスアドバイザー／チュエン・ファン・ロウ・ 中国注册税務師協会副会長／長谷部光哉・日税連国際委員会委員
16:45-	特別講演 1 “OECD の最近の動向について” ステファン・コールクロウ CFE 会長(イギリス)
18:00-	レセプション、韓国国楽院による伝統芸能パフォーマンス
第 2 日目－10 月 19 日(金)	
9:00-	セッション 2 “移転価格税制の最近の動向” 進 行：トーマス・リー AOTCA 会長代理 スピーカー：K・シバラム・ジョシ・インド税務実務家協会／リム・カー・ファン・マレーシア勅許租税 協会副会長／パク・フン(韓国)
10:45-	セッション 3 “特別地域における外国企業への課税について” 進 行：デービッド・ラッセル AOTCA 名誉顧問 スピーカー：ツェ・ファン・中国注册税務師協会／スリ・ワヒュニ・スジョノ・インドネシア税理士会 国際理事／ディン・ティ・クイン・ヴァンベトナム・PW クーパーズディレクター
13:30-	セッション 4 “税務調査” ～税務調査の手順、税理士の役割、納税者及び税務行政との関わり～ 進 行：ノエル・ローランド事務総長 スピーカー：フィリップ・フォン・香港税務学会会長／ベネディクト・トゥゴノン・フィリピン税務 協会会員／ツイ・ジャオリン・台湾記帳及報税代理業務人公会全国連合会理事長
14:45-	特別講演 2 “納税者憲章の最近の動向” マイケル・カデスキー STEP 副会長(カナダ)

15:45-	セッション 5 “異業種間共同経営 (Multidisciplinary Practice, MDP)” (パネルディスカッション) 進行: キム・ソンドン・韓国税務士会会員 パネリスト: デービッド・ラッセル・AOTCA 名誉顧問/マイケル・カデスキー・STEP 副会長(カナダ)/瀧谷和隆・日税連国際委員会委員/ステファン・コールクロウ・CFE 会長
17:00-	特別講演 3 (ヨーロッパにおける税制: 単一市場の影響) ゴットフリート・シェルマン CFE 租税委員会委員長(オーストリア)
18:00	閉会
18:30	フェアウェルパーティ

以下、国際委員による各セッション及び特別講演報告を掲載する。

II セッション報告

セッション 1

“税務専門家の規制” – 各加盟団体の国において税務を行うための資格を含む

1-1 「オーストラリアの税務アドバイザー制度について」

オーストラリア全国会計士協会シニアタックスアドバイザー トニー・グレコ

1. 基礎知識

(1) 申告

オーストラリアの租税制度は基本的に申告納税制度であり、納税者は正確な申告を行う義務を負い、ほとんどの納税者は毎年確定申告が必要である。納税者は必ずしも税務代理人によるサービスを利用する必要はなく、自ら申告書を作成して提出することもできるが、個人のうち 70%超、法人等のうち 95%超が税務代理人によるサービスを利用している。

(2) 専門家の登録

税務代理人はもちろんのこと、記帳代行を行う者 (BAS 代理人/Business Activity Statements Agents) も登録をする必要があり、連邦税務実務家評議会 (the Tax Practitioners Board/TPB) がこれらの者を規制する。

また、上記の者以外にも、例えば研究開発専門家、消費税やFRINGE BENEFIT 税の専門家、積算士や価格査定士、国際税法の専門家、ファイナンシャルプランナーなどは、実務要件を満たせば特定の領域に限る形で税務代理人としての登録が認められる。

2. 税務専門家が行う税務相談

(1) 定義

登録された税務代理人が税務アドバイスを行うが、税務アドバイスとは、以下のものをいう。

- 納税義務、租税債務や還付税債権の確定
- 納税義務、租税債務や還付税債権に関する助言
- 納税者の代理人として国税当局との交渉を行うこと
- 事業者にとって納税の履行をすること
- 事業者にとって還付の請求をすること

(2) 適用除外

税務代理サービスや BAS 代理サービスを行う事務所の従業員は登録しなくても、当該事務所の業務として上記(1)の作業を行うことができる。

Registration

- Allows registration for specialists. Can limit registration to particular areas of law where a person meets the relevant experience requirement
- Examples of potential specialists include:
 - R&D specialists
 - GST and FBT specialists
 - Quantity Surveyors/Valuers
 - International Tax/Law
 - Financial Planners

publicaccountants.org.au
IPA INSTITUTE OF PUBLIC ACCOUNTANTS

3. 登録のための学歴要件

税務代理人として登録するためには、会計、税法、商法等の分野において要求されている単位の取得を満たした上で、大学を卒業、または大学院を修了していることなどが求められる。特に、商法に関する単位取得が重んじられており、受講すべき講義は、税法よりも商法の方が多い。具体的には、税法の諸科目について2学期の履修と単位取得が、商法に関する諸科目について3学期の履修と単位取得が求められる。

4. 税務専門家の行動規範

税務専門家は以下の行動規範に従わなければならない。

- A. 誠実性 依頼者の金銭を誠実に管理し、税法を順守しなければならない。
- B. 独立性 依頼者の利益を最大限追求し、利益相反を回避しなければならない。
- C. 守秘義務 法令によって義務付けられる場合を除き、依頼者の情報を漏洩してはならない。
- D. 能力適性 スキルを維持し、適切に法令を適用し、依頼者の案件を合理的な注意力をもって処理しなければならない。
- E. その他 職業賠償責任保険への加入、継続職能研修

5. セーフハーバー措置

納税者は税務代理人のサービスを利用する場合、以下の条件を満たす限り、罰金や加算税などの行政罰を負うことはない。

- (1) 税務代理人またはBAS代理人が関与していること
- (2) 税務代理人が適切な情報を適時に納税者から入手していること
- (3) 税務代理人が報告書を作成していること
- (4) 税務申告書が提出されていること
- (5) 納税額の不足が納税者または税務代理人の故意または重過失によるものでないこと

6. 報告者の感想

オーストラリアでは日本の税理士制度と比較すると、より幅広く一定の実務家などにも税務代理人としての登録を認めているようである。しかし、オーストラリアで税務代理人として登録しようとする者には、大学における商法や税法の所定の単位取得を前提とした学歴要件が課されている。特に商法科目について、税法科目より多くの履修と単位取得が義務付けられていることが発表の中で強調されていた。

1-2 「中国における税務専門家制度」

中国注册税务师协会 チュエン・ファン・ロウ

1. 中国の税務専門家制度の始まりと歩み

(1) 法制化

1992年に施行された「税收徴収管理法」（中国語表記：「税收征收管理法」）では、「納税者と源泉徴収機関は、税に関連する取扱を税務師に委ねることができる」という方針が謳われている。中国は立法により、税務師制度を確立した。これにより、税務師制度は10の省と地方自治体で試験運用された。

(2) 協会と税務師試験の発足

1995年には、中国注册税务师協会が設立された。また、1998年には最初の税務士試験が実施され、26,500人の受験者が合格した。

2. 税務専門家の規制

(1)試験制度

税務師試験は国家試験であり、税法、財務会計、関連法令など5つの科目で構成される。一度合格した科目は3年間有効である。

(2)登録のための申請

税務師登録のためには、税務師事業所で2年以上の実務経験を積む必要がある。また、身分証明等の書類を提出する必要がある。実際に税務師業を行わない税務士は、活動しない税務師として登録することとなる。

(3)税務師事業所

5人以上の税務師と、10人以上の従業員による有限責任法人、3人の税務師と相当数の従業員による組合法人などの形態を採ることができる。

税務師個人としては直接依頼者と契約を交わすことはできない。また、税務師は2以上の事業所に勤務することはできない。

(4)税務師事務所の業務範囲

納税申告等の代理行為、会計帳簿の記帳、税務関連書類の作成代理、税務相談、税務監査および指導などの業務を行うことができる。

3. 中国注冊税務師協会の紹介

(1)協会設立の目的

会員の利便向上、会員の管理、会員の法令の順守徹底、納税者や会員の法律上の権利の保護、商取引の健全な発展などの目的で設立された。

(2)協会の組織

発展戦略委員会、会則規則委員会、取引支援委員会、教育訓練委員会、賞罰委員会、会員権利保護委員会、財務委員会、広報委員会、地方税務師協会構築委員会の9つの委員会がある。

(3)現在の取組み

会員の自己鍛錬や継続研修の方法、会員の登録の方法などの仕組みを構築中である。

(4)会員の統制

すべての会員は中国注冊税務師協会の定款で規定された権利を有し義務を負う。協会は会員の規則順守の状況を調査し、会員の監督に当たる。

(5)継続研修

税務師として活動中の会員は、年間72時間以上の研修を受ける必要がある。

4. 税務師業界の状況

(1)税務師業界の経済規模

経済規模(収入ベース)は2000年においては約12億人民元(約153億円)であったが、2011年には約97億人民元(約1,241億円)にまで拡大している。

(2)税務師事業所の数

2000年には2,033であった事業所数が、2011年には4,667まで増加している。

(3)税務師数

2000年には40,044人であった税務師数が、2011年には99,085人に増加している。

(4)税務師(事業所)のレベルとグレードについて

税務師事業所は「5A」から「1A」の5段階のレベルで区分され、税務師は「特級」から「3級」の4つのグレードで区分される。



5. 報告者の感想

中国では、20年ほど前から日本の税理士に類似する独立資格として税務師制度が創設され、税務師試験が実施されている。発表の中では、この税務師制度が急速に普及拡大し、定着しつつあることが、税務師業界の収入規模や事業所数、税務師数の推移などの実数を用いることで強調されていた。税務師事業所や税務師個人をレベルやグレードで区分するという概念は日本にはないものであり、興味深いものであった。その区分は、多国籍企業や大手企業などの要求に応え得るような質の高い税務師業界を形成するという目的で行われているようであるが、もう少し具体的な説明を受けたかった。

1-3 「日本における税務専門家の規制」

日税連国際委員会常任委員 長谷部光哉

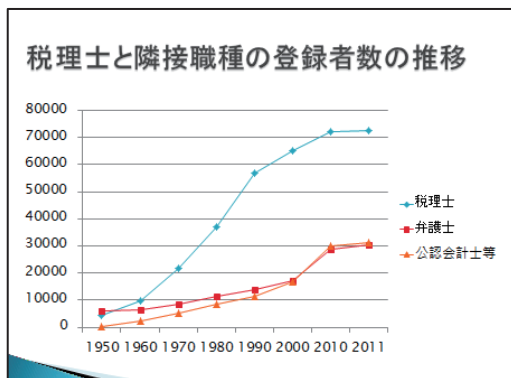
〈発表内容の概要〉

日本の税理士制度の概要と沿革、税理士と隣接資格者の登録者数の推移、税理士制度の特徴と資格付与や試験制度の問題点、その問題点に対する日税連の意見など

1. 日本の税制と法による税務専門家制度

第二次世界大戦中の財政需要の増加、戦後の1949年のシャープ勧告による新税制の構築、所得税・法人税・消費税を基幹税とし、高成長期から低成長期にかけて幾度もの税制改革と毎年の税制改正の実施による税制の複雑化・多様化、申告納税制度と法人税における確定決算主義の採用などの税制の変遷と特徴から税務専門家制度が必要とされてきた。

そして、国家歳入の確保と適正な納税義務の実現を目的として、法による税務代理士制度（1942年）、税理士制度（1951年）が構築された。以後税理士法は4回の改正（最終改正2001年）が行われてきた。現在税理士数は約71,000人、隣接職種の弁護士・公認会計士のそれぞれ30,000人に比し規模的には2倍強の職種となっている（下記グラフを参照）。



2. 税理士制度の特徴

税理士制度の特徴として、独立性・公平性、税理士業務（税務代理・税務書類の作成・税務相談）の無償独占と会計業務の名称使用および税務付随性、財務大臣による税理士の懲戒・税理士会に対する監督と税理士会による自主規制、弁護士・公認会計士に対する資格付与、研修受講の努力義務、税理士法人制度、税理士会及び日本税理士会連合会の建議権等が特徴と言える。

3. 税理士に対する規制と問題点

税理士法による規制として、資格付与、登録、業務、税理士会会則遵守、事務所設置、使用人の監督、税理士法人の設立と運営等がある。そのうち業務規制として、脱税相談の禁止、報酬ある公職者への規制、税理士証票の提示義務、署名押印義務、守秘義務、帳簿（業務処理簿）の作成義務、助言義務等多くの規制がある。

税理士会による自主規制として、会費納入義務、税務支援への参加など会務への協力等がある。

4. 税理士への規制の問題点に対する日本税理士会連合会による意見収集

2012年6月の「税理士制度に関する勉強会における論点整理メモ」によると、現状の問題点

を踏まえて、①報酬ある公職についた者の税理士業務停止規定の見直し、②隣接職種への資格付与についての能力担保措置、③受験資格要件の廃止と試験科目の整理、④研修受講の義務化、⑤税務支援従事の義務化、⑥税理士賠償保険の強制加入等が提言されている。

5. まとめ

法による税理士制度の導入・発展してきた点、税理士が税務業務・会計業務の提供により、国家歳入の確保と経済の発展に貢献してきた点、業務規制など現行の税理士制度の問題点について、税理士会・日本税理士会連合会には今後とも適切な意見収集・議論を経て制度改革に寄与することが求められている点を強調して総括していた。

6. 報告者の感想

日本の税理士制度の概要を報告するものであったが、現制度の説明に合わせて、資格付与や試験制度の問題点にも触れられ、限られた時間の中での過不足のない発表だったと思う。

(報告：長谷部委員、高橋委員)

セッション 2

“移転価格税制の最近の動向” —インド、マレーシア、韓国の場合—

2-1 「インドの場合」

インド税務実務家協会元会長 Dr.K・シバラム

1. インドにおける移転価格規制に関する法制化

2001年の財政法から導入された新しい制度である。

2. 独立企業間価格(ALP)について

(1) 1961年所得税法で規定

- ①CUP (独立価格比準法、以下同様)
- ②RPM (再販売価格基準法)
- ③CPM (原価基準法)
- ④PSM (利益分割法)
- ⑤TNMM (取引単位営業利益法)
- ⑥その他

(2) 適用は納税者の選択に任されている。

3. ITPA&L(インド移転価格査定&訴訟手続)

- (1) 税務申告があった場合公認会計士が移転価格報告書を保管する。
- (2) 調査官が査定を行う。
- (3) 調査官がALP(独立企業間価格)についてTPO(移転価格査定官)に見解を求めた方が合理的と判断した場合は査定官の評価を求める。
- (4) 査定官は納税者にヒヤリングを行い証拠書類を検討する。
- (5) 査定官はこれらの手続を経て調査官に対して報告書を提出する。
- (6) 調査官はこれに基づき査定草案を作成し納税者に送付する
- (7) 納税者がこれに不服がある場合には訴訟を提起することになる。

4. APA(事前確認制度)

- (1) 2012年7月1日よりAPA(事前確認制度)を導入。
- (2) 海外取引をする会社は適用を受けることができる。

5. OECDガイドラインとの比較

- (1) 対象企業はインドが範囲は広い。
- (2) インドには無形固定資産に関する規定はない。

2-2 「マレーシアの場合」

アーンストヤングパートナー リム・カー・ファン

1. マレーシアにおける移転価格税制の導入

- (1) 2009年1月施行のSection 140Aにより導入されたばかりである。
 - ①Associated person との取引(買収や物品販売、役務提供など)については独立企業間原則に基づいてALP(独立企業間価格)が決定される。
 - ②当局は当該価格を用いて取引を行ったものとみなすことができる。
 - ③国内外取引について同様に適用される。
 - (2) 対象取引
 - ①物品売買、原材料売買、その他有形固定資産の売買
 - ②ロイヤリティーやライセンスフィーなど無形固定資産に関する取引
 - ③マネジメントフィーなどの財務、マーケティングなどに関する取引
 - ④R&D
 - ⑤リース、レンタル
 - ⑥ギャランティーフィー、金利など
- #### 2. 独立企業間価格(ALP)について
- (1) 伝統的3方法が優先適用:CUP(独立価格比準法)、Costプラス法、Resaleマイナス法)
 - (2) TNMM(取引単位営業利益法) and Profit split は(1)が適用できない場合に利用可。
- #### 3. 事前協議
- (1) Section 138C 2009年1月より施行
 - ①一定規模以上の企業が適用できる(例:年商売上1億リンギット以上など)
 - ②海外との取引が対象
- #### 4. 移転価格に関する調査(省略)

2-3 「韓国の場合」

ソウル大学教授 パク・フン

1. 1995年まで

- (1) 1988年12月31日より以前
 - ①具体的な規定はなかった。
 - ②1970年の日韓租税条約が租税に関する最初のもの。
 - ③一部の国内関係会社間の取引に関する規制は存在。
- (2) 1989年1月1日から1995年まで
1989年1月1日以降、ALP(独立企業間価格)の考え方が対外取引について導入された(Article 46(4) of the CITA Enforcement Decree)。

2. 1995年12月6日LCITA（国際税務取引調整法）制定以降

- (1) 1996年にOECD加盟
- (2) ALP（独立企業間価格）についてはOECDガイドライン1995に準拠した。
 - ①CUP（独立価格比準法）
 - ②RPM（再販売価格比準法）
 - ③CPM（原価基準法）
 - ④PSM（利益分割法）
 - ⑤TNMM（取引単位営業利益法）
 - ⑥その他

3. 2009年2月4日修正（適用方法の階層化）

第1順位 CUP（独立価格比準法）、RPM（再販売価格比準法）、CPM（原価基準法）を優先適用

第2順位 PSM（利益分割法）、TNMM（取引単位営業利益法）

第3順位 Others

4. APA（事前確認制度）

- ①1997年5月にアメリカとの間で最初に締結した。
- ②2010年末までに255項目の論点整理が行われ、そのうち158項目が解決している。
- ③APA（事前確認制度）は今後ますます増えるものと考えられる。

◆報告者の感想・コメント

今回の発表国における移転価格の状況はインド、マレーシアは取組みが始まったばかりの状況、韓国は一定期間の実績が窺える。いずれもOECDガイドラインに準拠しており、わが国同様、APAやBAPA（バイラテラルAPA）を重視していく方向性が見て取れる。

参考：事前確認制度（APA）（※この項はウィキペディアより引用）

移転価格課税リスクをあらかじめ回避するために、取引に先立って企業が課税当局との間で、国外関連者との取引価格が独立企業間価格であるとの確認を得る制度があり、これをAPA（事前確認制度、英: Advance Pricing Arrangement、米国では Agreement）という。

APAは大きく分けて2種類あり、ひとつは、国外関連取引当事者一方とその所在する国の当局とのみで行う「ユニラテラルAPA」で、もう一つは当事者双方がそれぞれの所在地国の当局とで行う、「バイラテラルAPA」である。バイラテラルAPAは両所在地国の当局間の相互協議での合意が前提であることから、合意され、その合意にしたがって国外関連取引を行う限り、国際的三重課税のリスクはなくなる。一方、ユニラテラルAPAは、一方の所在地国内での確認であり、他方の所在地国がその確認を認めるとは限らないことから、国際的三重課税のリスクは残るが、国外関連者が香港、台湾など租税条約締結国以外や地域以外に所在する場合はそれなりに有効な手段である。

（報告：伊藤委員、松岡委員）

セッション 3

“特別地域における外国企業への課税について”

3-1 「天津における韓国企業の発展と課税制度の現状」 <中国>

ユニテックス天津公認税務事務所 代表 Zhe Hang

1. 天津における韓国企業の現状

天津には、2011年末現在で8業種2,612社の韓国企業があり、115,000人の韓国人が常住している。

2. 天津における韓国企業の発展と税制

(1) 発展の推移

1992年の国交正常化以来、天津は地理的關係と豊富な労働力により韓国企業の関心の的であった。しかし近年では人的資源への魅力は薄れ、市場開拓と消費潜在力への期待が増大している。

(2) 中国税制の変化

改革開放政策の初期には経済発展の促進と外国資本の誘致のために外資企業に対する税制優遇政策を採ったが、WTO加盟後に世界が中国経済の発展に関心を寄せるなかで、外資企業の中国進出で優位な立場となった中国政府は「投資促進」から「公正な競争」へと政策を転換することとなる。2008年1月には法人税率が一律25%に改正され、外資企業に対する超国家的優遇政策は終焉を迎えた。さらに、産業構造の調整、経済政策の変化そして為替レートの調整等により中国経済と市場環境は大きく変化し、より多くの国際資本の導入を促した。

(3) 韓国企業の経営の特徴

- ①大企業の経営管理は中小企業のそれよりも優れている。
- ②特に大企業はタックスコンプライアンスが高い。
- ③韓国企業、特に中小企業は内部管理に留意している。

言語と文化の違いや政策に対する理解能力・実行能力は重要で、優遇措置をなかなか活用できない中小企業にとって優秀な財務担当者の採用は不可欠である。

3. 天津に進出した韓国企業への提言

中国の税制改革は二重課税を防ぎ納税者の負担を軽減することを目的に、1994年以降徐々に国際化が進んだ。特に2008年以降重要な改革が行われている。中国進出を狙う韓国企業に、政策への理解と実行に関して提言したい。

(1) 法人課税に関する政策変更注意到注意を払うこと

一律25%に下げた法人税、追加された租税回避防止規定。今後も優遇措置を受けるためには先端技術、エネルギー削減あるいは環境保護分野への進出が必要、移転価格にも留意する必要がある。

(2) 付加価値税の改正を十分理解すること

2009年1月から中国の付加価値税は生産型から消費型に転換した。生産設備が控除対象となるため、装置産業では税負担の軽減に役立つ。

(3) 事業税から付加価値税への課税制度の転換に注視すること

運送業やコンサルティング業等のサービス産業で、事業税に代わり付加価値税の徴収へ転換。これは控除範囲を拡大し、二重課税を防止する効果がある。多くの製造業にとって朗報であり、可能な限り迅速に科学的な税務計画を作成することが重要となる。

3-2 「インドネシアの課税制度」

インドネシア・SEコンサルティング スリ・ワヒュニ・スジョノ(AOTCA 監事)

1. インドネシアの歳入の80%は税収で、その税収の90%が大手企業からのものであり、中小企業からのものは3%程度である。インドネシア経済の70%は中小企業が占めており、この比率から見ても、また現状から推察しても、課税が大手企業に集約されており中小企業の課税に対しての不公平が指摘されている。
2. 個人事業も税務調査の対象となり、税務コンサルタント（税務の専門家）、弁護士などがそのターゲットとなっている。その理由は租税スキャンダルを見ると税務コンサルタントや弁護士が納税者に脱税指南や談合をしているのではないかと懸念されているからである。
3. 基本原則としてインドネシアでは自己評価をベースとして課税される。一定期間インドネ

シアに居住している場合に納税義務がインドネシアに発生し、全世界の所得がベースとなって課税されるが、その一方で、免税控除の適用を受けることもできる。

4. 税目の種類は、所得税、源泉所得税、付加価値税、関税と消費税（物品税）である。源泉所得税は地域によっては適用されない地域も存在する。また、付加価値税関係では脱税事案が多く存在して例えば虚偽の付加価値税申告をする場合があるが、これは税制がしっかり構築されていないからである。相続税は存在しない。
5. インドネシアでは今、この国際課税について対応が急がれている。60ヶ国との租税条約を締結しており、移転価格の場合の関連法案が存在はしていないが、ガイドラインしか存在していない。そして、この移転価格の税務調査においても具体的に実施はされていない。APA 関連規定も存在はするものの導入初期の段階である。
6. 税率：法人所得税率 25%（固定）、個人所得税率 5～10%（累進税率）、付加価値税 10%（単一税率）
7. 紛争解決プロセスについて、税務調査はインドネシアの国税局が所管する。最大 12ヶ月間の税務調査を行うことができる。また、更正処分があり、この更正処分についても 12ヶ月間の対応が認められる。
8. アジアで 5 番目の経済規模を持つインドネシアは人口も多く天然資源も豊かで、更に経済成長の拡大が期待される。このような経済成長の成果を上げることができたのは、政治的な改革が進められたからであり、特に、租税分野での改革が行われたのが大きな要因となっている。租税制度の改革を押し進めている OECD では、租税基盤を更に構築することをアドバイスしているが、近代的な税制と税務行政の歴史が浅いため、今後も更に諸外国の制度を参考にしながら統一的な税制の確立と税務行政の近代化のための組織作りと人材の教育に力を入れて世界レベルに近づくような様々な取組みがなされている。

3-3 「外国人企業に対する源泉課税」 <ベトナム>

ベトナム PW ケーパーズディレクター デイン・ティ・クイン・ファン

1. 法人を設立せずにベトナムで事業を営む、または収入を得る外国企業をベトナムでは外国人事業者（FC）と呼び、その FC がベトナム企業にサービス提供し、対価を受ける場合に源泉徴収され、これを外国人事業者源泉課税という。ベトナムの外国企業に対する課税方法には、付加課税と法人税で構成され、ベトナム国内の法人または個人との契約により得られる収益に対して課税される。外国事業者源泉課税の免除項目として、ベトナム国外で提供かつ消費されるサービスやベトナム国外で提供される一定のサービス（修理、仲介、マーケティング、広告、教育など）等があり、これらについては課税されない。外国人事業者の申告には 3 つの方法が存在する。ベトナム側当事者が源泉徴収し申告する方法で法人税と付加価値税双方について課税所得のみなし税率を適用する。また、ベトナム会計システムを採用し、一定の条件を満たす場合、その外国人事業者は控除方式を採用することができる。これは、ベトナム国内企業と同様の条件で、25%の法人税と売上高付加価値税から仕入付加価値税を控除した額を付加課税として納付する。納税義務は外国人事業者に発生する。第三の方法はそれらの申告方式を複合的に使った申告方式がある。
2. ベトナムでは 60ヶ国との間で二重課税防止条約（DTA）を締結している。もし、FC がベトナムに恒久的施設（PE）が無いことを証明することができれば、二重課税を避けることができ、外国人事業者源泉課税の法人税免除を主張できる。DTA の下での税免除は自動的に承認されるのでなく、FC は証明書類を添付して課税当局に提出しなければならない。ベトナムでは、主に DAT の保護を受けるために使用される。

- ベトナムは地域ごとに税法以外に解釈や課税方法が違い、また租税制度においては毎年税制改正が行われるため、外国企業が申告をする場合に、混乱するケースが多く見受けられる。また、申告において外国企業の多くは、問題トラブルが発生しない源泉徴収課税を適用して申告しているが、控除方式により申告する外国企業にとってはベトナムの会計システムに従って複雑な申告作成が求められる。この様に、ベトナムでの外国企業の申告においては、いち早く情報を先取りして企業に提供できるような品質の高い税務の専門家、コンサルタントが必要とされる。

(報告：西村委員、太田委員)

セッション 4

“税務調査”～税務調査の手順、税務専門家の役割、納税者及び税務行政との関わり～

4-1 「香港における税務調査」

香港税務学会会長 フィリップ・フォン

世界では税収の確保が重要であり、どこの国も税務調査を強化している傾向にある。

1. 香港の税務調査機関の名称

Inland Revenue Department (“IRD”) (香港税務当局)

2. 税務調査の種類

- ・税務調査 (現場に行かない) (6年間に遡る)
- ・現場監査 (租税回避がないか) (1年間の監査)
- ・租税回避防止

3. 税務調査の手順

会社の税務申告書より決算書の内容の他、会社登記簿、会社役員の財政状況や内部告発、外部情報をもとに調査選定を行い、会社に通知する。

会社にインタビューや資料を確認するが、納税者が答えられない場合は、会計士に説明を求め、適切な記帳がなされていない場合は年10万ドルを限度に罰金が賦課される。

聞き取り調査は、会社の社員から行う場合が有効である。

税務専門家がいる場合は、最終的には税務専門家とIRDとの話合いで罰金額が算定され、7～8年前まではIRDが罰金の内容と罰金額を公表していた。

税務調査が行われた場合、9割は合意で修正申告されるが、中には訴訟までいき、起訴されるケースもある。

4. 税務専門家の役割

税務専門家は、納税者側の代弁者としてIRDとの架け橋としての役割を負っている。IRD当局の調査について不十分な箇所について、会計帳簿の他に議事録の分析を行い訴訟に行かないようIRDと交渉する。納税者が裁判を希望する場合は税務専門家としてサポートする。裁判でIRDが勝訴したケースはほとんどない。

4-2 「フィリピンにおける税務調査」

フィリピン税務協会理事 ベネディクト・トウゴノ

フィリピンの GDP は 5.9% 上昇しており、アウトソーシング産業は急成長している。世界企業の子会社、地域オフィスとしてフィリピンは活躍の地とされている傾向にある。

1. フィリピンの税務調査機関の名称

Bureau of Internal Revenue (“BIR”) 内国歳入庁

2. 税務調査の種類

Letter of Authority 調査通知に基づく調査

Tax Verification Notice 税務検査通知に基づく調査

Letter Notice 書面調査通知に基づく調査

3. 税務調査の手順

BIR (内国歳入庁) が納税者に対して調査通知書を発行して、調査が開始される。

納税者は、調査通知書に記載されている関係書類を所定の期間内に提出する必要がある。

提出を怠った場合は、3 回まで督促が行われる。それでも提出しない場合は、出頭命令もしくは書類提出召喚令状を送り、それでも従わない場合は刑事犯罪となり 1 万フィリピンペソ以下の罰金及び 1 年～2 年以内の禁固刑が科せられる。

調査期間は法律により 3 年以内、虚偽・不正申告の場合は 10 年以内と定められており、実際は、6 ヶ月から 1 年以上かかる。

4. 税務実務家の役割

納税者は、税務調査に係る BIR との折衝について、「BIR との折衝等での立会」「必要書類・記録の提出」「BIR との連絡、調整」「意見書・異議申立書の作成及び提出」等の権限を有する代理人として委嘱を受けている。

4-3 「台湾における税務調査」

台湾記帳及報税代理業務人公会連合会理事長 ツァイ・ジャオリン

1. 台湾の税務調査機関の名称

台湾国税局 (審査 1～4 課、人事課、会計課、公務員管理室から構成され、審査 1～4 課で税務調査をしている)

2. 税務調査の手順

税務調査選定

税務当局が提出された申告書をもとに国の関連法律に基づき、IT 等を活用して調査企業を選定し、調査計画、内部統制評価、実地調査を行い、適正な税金を賦課する。

担当者は経験豊富な人が多い。

3. 記帳及報税代理人の役割

- ・2004 年記帳税務代理法が成立し、中小企業の 70% が協会会員の顧問先である。
- ・記帳及報税代理人は企業の帳簿を作成し、税務申告をすることができる。
- ・売上高が 1 億台湾ドルを超える場合は会計士の署名が必要。
- ・税理士は、企業と顧問契約を結び、設立登記、税務申告、廃業手続きにいたる業務を行うが、税務当局については中立な立場である。

(報告：瀬山委員、新垣委員)

《パネリスト》	マイケル・カデスキー	STEP 副会長 (カナダ)
	瀧谷 和隆	日税連国際委員会常任委員 (日本)
	デービッド・ラッセル	AOTCA 名誉顧問 (オーストラリア)
	ステファン・コールクロウ	CFE 会長 (イギリス)

1. カナダの場合

報告者：マイケル・カデスキー

カナダにおいては、税理士のような特化した専門家の名称、制度及びライセンスはなく、会計士や弁護士が税務の専門家として約1万人従事している。

業務の内容としては、会計士が主に税務申告、タックスプランニング、租税紛争を行い、弁護士は税務訴訟、法律的文書の準備、租税紛争を行う。

税務専門の会計士は6,000人程で、40%が会計事務所、38%が政府系機関、20%が一般企業に勤務している。一方、税務専門の弁護士は4,000人程で、その85%が法律事務所で働いている。なお、税務業務だけを行う事務所は非常に少ない。

その一方で、会計監査業務と関連業務の分離、弁護士の守秘義務等の特権、監督機関の規則などの諸問題や、弁護士は会計事務所のパートナーにはなれず、会計士は法律事務所のパートナーになれないなどの問題もあるため、カナダでは、完全な異業種間共同経営を構築するのは容易ではない。

アメリカにおいても、カナダと同様に、税務専門家は存在せず、会計士が税務申告業務を行い、弁護士がタックスプランニング、税務訴訟などの業務を行っている。

エンロン事件以前は、異業種間共同経営が検討・形成されていたが、当事件以降は、異業種間の共同経営の解体や禁止が強化されている。

よって、カナダでは、異業種間共同経営が制度化される可能性は低く、アメリカではそれ以上に可能性は低いと言える。また、監督機関の大幅な構造変化がなければ、独立した税務の専門家制度が構築される可能性も低いだろう。

2. 日本の場合

報告者：瀧谷 和隆

税理士とは、日本における唯一の税の専門家に関する国家資格であり、その使命、歴史的背景、登録制度、業務範囲、権利・義務・責任等において、日本独自の特徴も有している。よって、Certified Public Tax Accountants と *Zeirishi* とを併記することとしている。

税理士法には、税務代理、税務書類の作成及び税務相談が税理士の独占業務として定められている。また、税理士の独占業務ではないが、税理士の特色を生かした業務として、補佐人としての出廷陳述、地方公共団体の外部監査、会計参与及び政治資金監査等がある。

税理士は72,607人、弁護士は30,485人、公認会計士は32,183人おり、税理士は日本社会における税務の専門家として重要な地位を占めている。

税理士や公認会計士や弁護士などが同一グループとして経営しているケースはあるが、それらは、あくまでの独立した事業体同士の提携関係であり、資金的・人的な支配関係を有していることはない。

個人的な意見として、今後、日本においても、業種共同経営の是非について議論する余地はあるかと思うが、その場合も、下記の課題を解決することが前提となるだろう。

- ・他業種との守秘義務や利益相反の範囲の相違をどのように調整するのか。
- ・独立性や公平性等をどのように確保するのか。
- ・税理士会や弁護士会や公認会計士協会等の相互の監督権限をどのように調整するのか？

- ・他業種の監督官庁等から介入をどのように調整するのか。
- ・職業賠償保険等の対象範囲や責任の範囲をどのように調整するのか。

3. オーストラリアの場合

報告者：デービッド・ラッセル

オーストラリアにおける専門職業の規則については、前述のトニー・グレコ氏により概要の説明がされた通り、税務代理人 (Tax Agent) が所得税や付加価値税などの税務申告を行っており、実際に税務代理人として業務を行うのは、弁護士及び会計士である。

1994年に、弁護士及び会計士の協会から、税務業務をするためにはどういう資格を持つべきかなどが書かれた、租税専門家に関する全国統一基準を設けた報告書が公表された。この報告書には、納税者の権利、税務専門家の義務などが明記されており、税務当局も検討に参加しているものの、満足のいく内容には至っていない。本来、いろいろな職種の人が、この税務と関連する業務に関わる際には、同じ倫理基準が適用されるべきである。

オーストラリアには、いくつかの税務関連の専門家団体がある。15,000名の会員を擁するオーストラリア租税協会、オーストラリア公認会計士協会、全国会計士会（この3団体はAOTCA加盟団体）、法務評議会、法曹協会、勅許会計士会などがあるが、いずれも強制加入ではない。協会に入会することが義務付けられていないため、倫理などに関する監督もうまく行われていないことなどの問題もあってか、各団体が統合される動きもある。

4. イギリスの場合

報告者：ステファン・コールクロウ

イギリスでは、税務専門家に関する規制がほとんどない。このような規制があまりない理由は、イギリスの法制度に起因しており、一言で言うと、もともと消費者が望むものは、不法でなければ（誰でも）何でも出来るということである。そして、消費者は、どちらを選択するかを選択権があり、消費者保護が強調される。一方で、ヨーロッパの大陸法では、法律に従って定められた通りにしなければならない。例えば、フランスでは、弁護士でなければ税務相談等が出来ないが、アイルランドでは、誰でも税務相談等出来る。

ただ、税務業務は規制されず、誰でも出来ると言ったが、我々は、資格を持った税務専門家を育成し、消費者が、その専門家に税金の相談をするか或いは他の人に任せるのかを選択できるような情報を提供している。このように、イギリスでは、税務専門職の分野に注視しており、個人的に、オーストラリアの税務専門家の事例に関心を持っている。

また、イギリスでは、2007年に新しい法律が制定され、法律事務所が他の職種と一緒に仕事出来るような会社の設立も可能になり、株式市場に上場することも出来るようになった。一般的には、リーガルサービスモードと言い、法律サービス委員会を設置し、弁護士を一定人数置かなければならない。しかし、残念なことに、現状ではこのような制度を十分に活用できていない。

(報告：倉井委員、瀧谷委員)

Ⅲ 特別講演報告

特別講演1 “OECDの最近の動向について”

CFE 会長 ステファン・コールクロウ

◇スピーカー紹介

1997年1月 PricewaterhouseCoopers (当時の Coopers & Lybrand) に入社、ロンドンで消費税部門の実務に携わる。それ以前は Simons & Simmons で事務弁護士 (solicitor) として1987年から勤務し、

1991年には共同経営者(partner)に就任し、1995年からは、法人税部門のトップとなる。

2005年より CFE 財務委員会 (Fiscal Committee)の委員長を務める。その後、VAT 小委員会の委員長に就任。専門誌や出版物の投稿や執筆も多い。

◇論点

1. 消費税

- (1) OECD 租税委員会は、OECD 発展のため、2006年 VAT/GST ガイドランププロジェクトを立ち上げ、二重課税、意図しない非課税の最小化を目的とした国際基準を確立することとした。OECD は VAT の構築・影響について情報や意見を交換する場として VAT 国際フォーラムを立ち上げた。第 1 回 VAT 国際フォーラムが 2012 年 11 月 7 日～8 日フランス、パリにおいて開催された。
- (2) 消費税の原則は、中立性 (Neutrality) ・効率性 (Efficiency) ・確実性および単純化 (Certainty and simplicity) ・有効性及び公正性 (Effectiveness and fairness) ・柔軟性 (Flexibility) にある。
- (3) 近年の国際化の動きに対応し、CFE は加盟国のための保証制度を設置し、不正・回避・乱用方法の実例に関する情報交換の場を設けた。

2. 税の透明性—税務に関する行政の相互支援に関する条約

納税者が全世界的に経済活動を展開していく中で、各国の税務当局は二国間の協力体制から多国間の協力体制へと移行している。各国間の情報交換はそれぞれの国の要請に基づいて行う体制からより効果的な多国間の協力体制への構築へと進んできている。

税務に関する行政の相互支援条約には、条約締結国の要請に基づく情報交換、要請に基づかなくても自動的に行われる情報交換、条約締結国間で同時に行われる税務調査、税金の徴収に関する国際的な支援が含まれる。2012年には、アルゼンチン、インド、ギリシャ、コロンビア、メキシコ等の国々が税務に関する行政の相互支援条約に調印した。

3. 租税に関する情報交換協定

租税に関する情報交換協定 (TIEA) は二国間協定であり、情報交換を通して締結国が租税に関する協力を可能にするものである。現在は 520 の情報交換協定 (TIEA) が発効されている。税の透明性と税の情報交換に関するフォーラムでは、2000 年以降多国間の枠組みとして OECD の加盟国および OECD の非加盟国において情報交換が行われており、現在 111 か国が参加している。

4. 外国口座税務コンプライアンス法

OECD は 2012 年 7 月にクロスボーダーの税法遵守の改善と税の透明性の強化を図るための新たな国際間のモデル条約を受け入れた。このモデル条約は外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) を政府間の自動交換システムを構築することになった。これにより金融機関の法令遵守のコストを削減しかつ政府間の相互協力体制を構築するのである。

5. 移転価格

移転価格に関する新しい国際フォーラムの最初の会合は、2012 年 3 月に開催された。現在 OECD は、移転価格に関して①無形資産の移転価格側面からの考察、②重要 (substantive) な規則および行政運用の簡素化、という 2 つの主要なプロジェクトに焦点を絞っている。

6. 環境的な問題の考慮を視野にいれて

2009 年 9 月、G20 の首脳は、無駄な消費を助長する非効率な化石燃料助成金について合理化を行い、中期的に廃止していくことを決めた。OECD ではこの G20 首脳の決意を受けて、化石燃料に対する財政的支援および税制優遇の見積をまとめた。

7. 租税政策の分析

社会保険料（社会保険税）負担から消費税への移行、特に付加価値税（VAT）への移行。マイクロデータ調査に基づく家計に関するシミュレーションは、社会保険税から付加価値税への税負担の移行により低所得者層の限界労働時間と労働参加に関して労働意欲を奨励する効果があるとしている。

（報告：田尻副委員長）

特別講演 2 “納税者憲章の最近の動向”

マイケル・カデスキーSTEP 副会長（カナダ）

◇スピーカー紹介

1972 年～1978 年、ヨーク大学にて学部では物理学・数学、大学院では会計・金融・経済学の修士号を取得する。

カデスキー&アソシエイツの代表。カナダ・米国の税務及び国際税務を中心とした税の専門会社でプロのチームには、公認会計士、税務弁護士、米国公認会計士、米国税務弁護士が含まれている。AOTCA 顧問でもあり、香港税務学会のフェロー会員でもある。

◇講演概要

2009 年より AOTCA、CFE、STEP の 3 団体による共同プロジェクトとして納税者権利に関するモデル憲章の草案がすすめられている。3 団体を代表し、プロジェクト誕生の背景、その概要、進捗状況について説明が行われた。

1. プロジェクトの背景

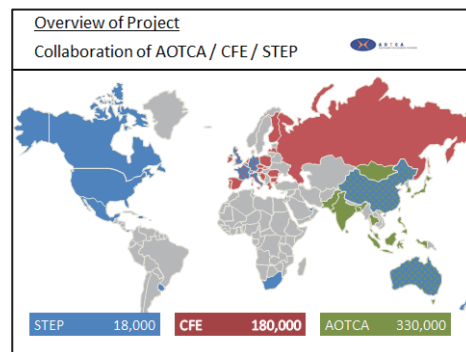
より良い世界を形作るために世界は変わっていかなければならない。租税回避をする理由の一つが、租税制度の持つ不公平感である。制度が不公平であればあるほど人々は納税したくないと思う。当局は納税者を正しく評価する必要がある。租税制度においては公平性、清廉性が何よりも重要である。納税者憲章は、納税者の義務と権利のバランスを見出すものである。

この 20 年間に租税制度及びそれに関する法律は世界的に複雑化され、納税者の責任は拡大する一方、権利は逆に制限されている。その一因は、これまで税務専門家が一丸となり共通した意見を持ち団結した声を高めていないことによる。今後は、税務専門家は積極的に政府に対し提言を行い、租税制度が全世界的に機能するように変えていかなければならない。租税制度も納税者の権利も国により異なるものであるが、全般的には相違点よりはるかに共通点の方が多いのである。

2. プロジェクトの概要と進捗状況

AOTCA、CFE、STEP はいずれも国際組織で、3 団体が結集すると 50 か国の 50 万人のタックスアドバイザーを傘下としており、地域的にみても全世界の 73% をカバーしている。

これら 3 団体により進められている共同プロジェクトでは、作業を行うに当たり非公開のウェブサイトを立ち上げ、各国からの情報・意見収集のためのアンケート調査を実施した。アンケート調査票は、下記 18 分野 164 の質問項目で構成されている。



<アンケート調査項目 18 分野>

わが国の納税者憲章の性質／税務行政／納税者の区分／税務申告／申告書の評価／税務調査／異議申立て／税務支援／サービス基準／規則化と解釈／納税記録／守秘性／税務当局／立証責任／租税立法の草案基準／遡及立法／二重課税と救済／延滞税と罰則／租税政策

現在、37 か国より得た回答の分析を進めており、その集計結果、要約、モデル憲章に加えコメントをとりまとめ近日中に中間報告として発表する予定である。それを、AOTCA 加盟団体ほか回答を寄せてくれた団体に送付し、コメントを求めることとする。

AOTCA、CFE、STEP の 3 団体は、今スタートラインに立っている。租税専門家が世界的に一つの声を発する第一歩が始まろうとしている。

(報告：秋葉委員、齋藤委員)

特別講演 3 “ヨーロッパにおける税制：単一市場の影響”

ゴットフリート・シェルマン租税委員会委員長 (オーストリア)

◇スピーカー紹介

オーストリア出身のタックスアドバイザー。ミュラー&シェルマン税理士法人パートナー。オーストリア経済受託士会議所 (Chamber of the Austrian Tax Advisor) 所属。2009 年より CFE 租税委員会 (Fiscal Committee) の委員長を務め、それ以前は同委員会の間接税小委員会小委員長を 4 年間務めた。専門は、国際課税の付加価値税、関税法、直接税。2013 年より CFE 副会長に就任。

◇講演概要

まず、EU 諸国を単一国家、連邦国家に分けて税制の在り方について総括し、さらに自国オーストリアの場合について説明が行われた。次いで、EU 加盟国の税制を包括的に紹介した。

1. 単一国家の場合

- ① スカンジナビア諸国 (デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ノルウェー) では、国が国税及び地方税も徴収 (同 4 か国) し、地方自治体が市民サービスを行う (デンマーク、スウェーデン)。また、国と民間が共同で保健・医療サービスを提供し、国がその費用を負担する (デンマーク、イギリス)。
- ② 現在、CFE には 24 か国の 32 団体が加盟しているが、スカンジナビア諸国からの加盟はフィンランドの 2 団体のみ。
- ③ 単一国家では、行政単位を縮小化し、より透明で適切な行政単位を設定する傾向がある。
- ④ イギリスでは、152 の地方自治体があり、各自治体平均 15 万人の市民 (3.8 万～90 万人) を抱える。
- ⑤ デンマークでは、自治体の数を 271 から 98 に減少した。
- ⑥ 日本の地方自治体の数は、この 10 年で 1500 程度減少し、約 1800 (2007 年) となった。
- ⑦ 単一国家では、資金調達に自治体自らが先行し、市民の代表が税制を決定する。但し、学校、道路整備、環境、電気・通信等の特別なものは、国からの補助金により運営。
- ⑧ スウェーデン、フィンランド、デンマークでは、国税とは別の所得税 (地方税) 15～33% が課せられる。
- ⑨ イギリスでは、Council tax と呼ばれる固定資産税 (地方税) が全体の税収の 9% を占める。
- ⑩ その他、単一国家では、周辺部の政治家の影響力が少ない、国会での議員のバランスが取れている、透明性のある行政、規制のコンセプトが明確である等の利点がある。

2. 連邦国家の場合

- (1) 地方政府が各々の目的に合わせて課税・徴収する（例：アメリカ、ブラジル、オーストラリア）。
 - (2) 地方政府が各々の目的に合わせて、かつ連邦政府も全体的に課税・徴収する（例：ドイツ）。
 - (3) 地方政府が各々の目的に合わせて、かつ連邦政府も部分的に課税・徴収する（例：スイスの場合、州が直接税、連邦政府は間接税を徴収する）。
- 連邦政府と地方の分離、中央と地方の利害の衝突がある。

3. オーストリアの場合 — 連邦制

- ① 歴史的妥協により形成された憲法で、形式主義が残る。連邦の概念が不完全。
- ② 政治的妥協の結果として、ニーダーエステライヒ州とウィーン（州）を分離するため、歳入分配制度がある。
- ③ スペインと類似した特有の制度である。連邦政府及び社会保障関連団体が主な税収の受け取る側であり、徴収される側は企業・事業主（95%以上）である。
- ④ 他の連邦国家の制度と比較すると、特有な制度である。

4. 法人税の国別比較

国	税制	税率	その他の法人課税	グループ課税	配当金益金不算入	減価償却	繰越欠損金	控除
オーストリア	古典的	25%均一	なし	あり*	50%	定額法	無期限	研究開発
ベルギー	古典的	24.25-34.5%累進	3%追徴	なし	15/25%	定額法/定率法	無期限	研究開発
ブルガリア	古典的	10%均一	なし	なし	5%	定額法	5年	直接投資
キプロス	古典的	10%均一	なし	なし	10%	定額法	無期限	なし
チェコ	古典的	19%均一	なし	なし	15%	定額法/定率法	5年	直接投資
デンマーク	古典的	25%均一	なし	あり*	28.42% (48.3D)	定額法	無期限	多数あり
フィンランド	古典的	24.5%均一	なし	なし	28%	定額法/定率法	10年	多数あり
フランス	古典的	34.43%/15%	1.5-3%付加価値	あり	60%のみ (18)	定額法/定率法	無期限	研究開発
ドイツ	古典的	15.83%均一	取引税 15-18%	あり	26.38%	定額法/定率法	無期限	多数あり
ギリシャ	古典的	20%	なし	なし	25%	定額法/定率法	5年	多数あり
ハンガリー	古典的	19%、10%	2%付加価値	なし	25%	定額法/定率法	無期限	直接投資
アイルランド	古典的	12.5(25%)	なし	なし	20%	定額法	Forward/back	研究開発
イタリア	古典的	27.5%(38%)	3.9% IRAP 付加価値	あり 連結	12.5% (49.72)	定額法	Forward/back	直接投資
リトアニア	古典的	15%	なし	なし	10%	定額法/定率法	無期限	直接投資
ルクセンブルグ	古典的	21%	6.75%	あり	50%	定額法/定率法	無期限	研究開発
オランダ	古典的	20/25%	なし	あり	25%	全ての方法	無期限	研究開発
ポーランド	古典的	19%	なし	あり	19%	定額法/定率法	5年	直接投資
ポルトガル	古典的	25%(12.5%)	1.5%サーチャージ	あり	20%	定額法/定率法	6年	研究開発
ルーマニア	古典的	16%	なし	なし	16%	定額法/定率法	7年	直接投資
スロバキア	水平的	19%	なし	なし	なし	定額法/定率法	7年	直接投資
スロベニア	古典的	20%	なし	なし	15%	定額法	無期限	直接投資

スペイン	古典的	30%(25%)	0.1~0.75% 15%	あり	21%	全ての方法	15年	研究開発
スウェーデン	古典的	26.3%	なし	なし	資本の30%まで	定額法/定率法	無期限	なし
イギリス	一部課税	23% (22%)	なし	あり	一部不算入	定額法/定率法	繰り戻し可	研究開発

* Assumption of for.1

IV その他 — ソーシャルプログラムについて

2012年10月18日、午前中に AOTCA の役員会及び総会が開催された後、午後より翌日 19 日の終日にかけて AOTCA 第 3 回国際コンベンションが 5 つのセッションと特別講演が順に執り行われた。

初日のプログラムの終了後催されたウェルカムディナーでは、アトラクションとして韓国国立国楽院による伝統文化のプログラムが披露された。

当楽院は新羅時代の「音声署」にはじまり、高麗時代の「掌楽院」、近代時代の「李王職雅楽部」へと続いてきた伝統を継承している。韓国の伝統音楽と踊りを国内のみならず広く世界にも知らせるために設立された名実ともに国家最高の音楽機関である。

プログラムは、最初にチャングと呼ばれる鼓を肩から斜めにかけて踊るチャング踊り（腰鼓踊り）、これは時折日本でも見かけることのある楽器と踊りから始まった。次いで、日本の琴に似た楽器カヤグム（カヤ琴）を演奏しながら演奏者が歌う恋唄、大きな扇を持って数人で優雅に豪華な舞を披露する創作舞踊扇踊り、ソゴという小鼓を演奏しながら踊る踊りで、公演者と観客とが風物遊びで一体となるものと次々と演じられた。

伝統舞踊と音楽の後は、クラシックオペラの歌曲をポップミュージックのように大衆化させた「ポップペラ」が 3 曲披露された。最後がオゴム（五鼓舞）で今回のものは女性の気持ちで鼓をたたき人生の躍動性を舞台化したものとの解説であった。

いずれも見事なもので、韓国最高の音楽機関の踊りと歌と演奏に、食事とアルコールと会話をも忘れてしまうほどであった。

翌日のフェアウェルパーティは、韓国の伝統文化から現代に趣向を変え、漢江沿いの洒落たレストランで行われた。ここ数年韓国政府は、漢江をパリのセーヌ川に匹敵するような観光スポットにすべく、川沿いの環境整備に力を入れており、漢江から見る夜景の素晴らしさに多くの参加者は魅了された。

ソーシャルプログラムは、両日とも韓国の昔と今を満喫できる演出であった。

（報告：元山委員）



韓 国 税 務 士 法

制定 1961.9.9 法律第 712 号
改正 1972.12.8 法律第 2358 号 1978.12.5 法律第 3105 号
1981.4.13 法律第 3441 号(併認可等の整備の為の行政書士等の一部改正法律)
1989.12.30 法律第 4166 号 1995.12.6 法律第 4983 号
1999.2.5 法律第 5815 号 1999.12.31 法律第 6080 号
2002.12.30 法律第 6837 号 2003.12.31 法律第 7032 号
2005.1.14 法律第 7335 号 2005.3.31 法律第 7428 号
2005.12.29 法律第 7796 号 2006.3.24 法律第 7878 号
2008.2.29 法律第 8852 号 2008.3.28 法律第 9045 号
2009.1.30 法律第 9348 号 2011.5.2 法律第 10624 号
2011.6.30 法律第 10805 号 2011.6.30 法律第 10805 号
2011.7.25 法律第 10899 号 2012.1.26 法律第 11209 号
2013.1.1 法律第 11610 号

第一章	総 則
第二章	試 験
第三章	登 録
第四章	税務士の権利・義務
第四章の二	税務法人
第五章	懲 戒
第六章	韓国税務士会
第六章の二	外国税務諮問士及び外国税務法人
第七章	補 則
第八章	罰 則

第一章 総 則

第 1 条 (目 的)

この法律は、税務士制度を確立し、税務行政の円滑な遂行と納税義務の適正な履行を図ることを目的とする。

第 1 条の 2 (税務士の使命)

税務士は公共性をもつ税務専門家として納税者の

権益を保護し、納税義務の誠実な履行に役立つことを使命とする。

第 2 条 (税務士の職務)

税務士は納税者等の委任により、次の各号の行為又は業務（以下“税務代理”という）を遂行することをその職務とする。<2011.5.2 改正>

1. 租税に関する申告、申請、請求(課税前適否審査請求、異議申立、審査請求及び審判請求を含む)等の代理(「開発利益還収に関する法律」による開発負担金に対する行政審判請求の代理を含む)
2. 税務調整計算書、その他の税務関連書類の作成
3. 租税に関する申告のための帳簿作成の代行
4. 租税に関する相談又は諮問
5. 税務官署の調査又は処分等に関連した納税者の意見陳述の代理
6. 「不動産価格公示及び鑑定評価に関する法律」による個別公示地価及び単独住宅価格・共同住宅価格の公示に関する異議申立の代理
7. 該当の税務士が作成した租税に関する申告書類の確認。但し、申告書類を納税者が直接作成した場合や、申告書類を作成した税務士が休業・閉業し、これを確認することができない場合は、その納税者の税務調整や帳簿作成の代行または諮問業務を遂行している税務士が確認することができる。
8. 「所得税法」による誠実申告に関する確認
9. その他第 1 号から第 8 号の行為または業務に付帯する業務

第 3 条 (税務士の資格)

次の各号の一に該当する者は税務士の資格を持つ。

1. 第 5 条の税務士資格試験に合格した者

2. 削除 <2012.1.26>
3. 弁護士の資格がある者

第3条2 (税務士資格審議委員会)

- ① 税務士資格の取得と関連する次の各号の事項を審議するため、国税庁に税務士資格審議委員会を設置することができる。
 1. 税務士資格試験の科目等試験に関する事項
 2. 試験選抜人員の決定
 3. 試験の一部免除対象者の要件
 4. その他税務士資格の取得に関連する重要事項
- ② 税務士資格審議委員会の構成及び運営等に関し、必要な事項は大統領令で定める。

第4条 (税務士の欠格事由)

次の各号の一に該当する者は第6条による登録ができない。

1. 未成年者
2. 禁治産者及び準禁治産者 (限定治産者)
3. 破産宣告を受けてから復権していない者
4. 弾劾又は懲戒処分により、その職を罷免又は解任された者で、3年を経過しない者
5. この法律、「公認会計士法」または「弁護士法」に基づく懲戒により除名、登録取り消しにあった者として3年を経過しない者、及び停職処分を受けてその停職期間中にある者
6. 第17条第3項による登録拒否期間中にある者
7. 禁錮以上の実刑の宣告を受けてその執行が終わる場合や(執行が終わったとみなされる場合を含む)、執行が免除された日から3年を経過しない者
8. 禁錮以上の刑の執行猶予宣告を受けてその猶予期間が終わった日から1年を経過しない者
9. 禁錮以上の刑の宣告猶予を受けてその猶予期間中にある者
10. この法律及び「租税犯処罰法」の規定により罰金刑を受けた者で、その刑の執行が終

了したか、執行を受けないことが確定した後から3年を経過しない者、又は「租税犯処罰手続法」による通告処分を受けた者でその通告どおり履行された後から3年を経過しない者

第二章 試験

第5条 (税務士資格試験)

- ① 税務士資格試験は企画財政部長官が実施する第1次試験及び第2次試験とする。
- ② 第4条第2号から第10号までの一に該当する者は、試験を受験することができない。
- ③ 第1項の規定による税務士資格試験の科目、その他試験に関する必要事項は大統領令で定める。

第5条の2 (試験の一部免除)

- ① 次の各号の一に該当する者に対しては、第1次試験を免除する。
 1. 国税 (関税を除く。以下同じ) に関する行政事務に従事した経歴が10年以上の者
 2. 地方税に関する行政事務に従事した経歴が10年以上ある者のうち、5級以上の公務員または高位公務員団に属する一般職公務員として5年以上従事した経歴がある者
 3. 地方税に関する行政事務に従事した経歴が20年以上の者
 4. 大尉以上の経理兵科将校として10年以上、軍の経理業務を担当した経歴がある者
- ② 次の各号の一に該当する者に対しては、第1次試験の全科目と第2次試験の科目数のうち2分の1を超えない範囲内で、大統領令が定める一部科目を免除する。
 1. 国税に関する行政事務に従事した経歴が10年以上である者のうち、5級以上の公務員または高位公務員団に属する一般職公務員として5年以上従事した経歴がある者
 2. 国税に関する行政事務に従事した経歴が20年以上ある者
- ③ 弾劾や懲戒処分によってその職を罷免・解任された者には第1項及び第2項を適用しない。

- ④ 第1次試験に合格した者に対しては、次回の試験に限り、第1次試験を免除する。<2006.3.24 改正、項番号変更前第3号>

第5条の3（不正行為者に対する制裁） <2011.7.25 本条新設>

企画財政部長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その試験を停止・無効とし、その処分があった日から5年間の試験受験資格を停止する。

1. 不正な方法で試験を受験した者
2. 試験で不正行為をした者

第三章 登録

第6条（登録）

- ① 第5条の税務士資格試験に合格し、税務士資格のある者が税務代理業務を開始するには、企画財政部に備える税務士登録簿に大統領令で定める事項を登録しなければならない。<2013.1.1 改正>
- ② 第1項の規定による登録は、大統領令の定めるところにより、これを更新することができる。この場合の更新期間は3年以上とする。
- ③ 企画財政部長官は、第1項の規定により登録を申請した者が、次の各号の一に該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。
 1. 第4条各号の欠格事由の一に該当する場合
 2. 第12条の5第1項に定める実務教育を受けていない場合
 3. 第16条の規定に違反して公務員を兼任したり営利業務に従事する場合
- ④ 企画財政部長官は、第3項の規定に従い登録を拒否する場合には、登録申請を受けた日から30日以内に、申請人にその事由を通知しなければならない。
- ⑤ 第1項の規定により登録した税務士、その登録事項が変更された場合には、大統領令で定めるところにより、企画財政部長官に申告しなければならない。<2013.1.1 新設>

第7条（登録の取消し）

企画財政部長官は、税務士が次の各号の一に該当するときには、その登録を取り消す。

1. 第17条第1項及び第2項第1号により懲戒処分を受けたとき
2. 第4条各号の欠格事由の一に該当するようになったとき
3. 該当の税務士が登録取消しの請求をしたとき
4. 第13条第3項の規定により廃業申告をしたとき
5. 「公認会計士法」や「弁護士法」により登録が取り消されたとき
6. 死亡したとき

第8条（登録又は登録の取消しの通知）

企画財政部長官は、第6条の規定により登録するか、第7条又は第17条の規定により登録を取り消す場合には、その税務士資格を有する者が加入している韓国税務士会、韓国公認会計士会又は大韓弁護士協会（以下“所属協会”という）に通知しなければならない。<2013.1.1 改正>

第四章 税務士の権利・義務

第9条（署名捺印）

第6条の規定により登録をした者が、納税者等の代理で租税に関する申告書、申請書、請求書その他の書類を作成して関係機関に提出するときは、当該書類に署名捺印しなければならない。

第10条（調査通知）

税務公務員は、第9条の規定によって提出した申告書、申請書、請求書に関して調査する必要があると認めるときは、当該税務士に対し調査の日時、場所を通知しなければならない。

第11条（秘密厳守）

税務士及び税務士であった者、又はその事務職員及び事務職員であった者は、他の法令に特別な規定がない限り、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第12条（誠実義務）

- ① 税務士は誠実にその職務を遂行し、その品位を保持しなければならない。
- ② 税務士は故意に真実を隠ぺいし、虚偽の陳述をしてはならない。

第12条の2（脱税相談等の禁止）

税務士又はその職務職員は、納税者が詐欺その他不正な方法で租税を遁脱し、又は還付若しくは控除を受ける行為に対して、加担、幫助又は相談に応じ、その他これらに類する行為をしてはならない。

第12条の3（名義貸与等の禁止）

税務士は、他人に自分の名称又は商号を使用させ税務代理をさせたり、その資格証又は登録証を貸与してはならない。

第12条の4（事務職員）

- ① 税務士は、その職務の適正な遂行を補助するため、事務職員を雇用することができる。
- ② 税務士は、その職務を適正に遂行するため、第1項の規定に基づき、事務職員を指導・監督する責任を負う。
- ③ 事務職員の資格・人数・年数等、その他必要な事項は企画財政部令で定めることができる。

第12条の5（税務士の教育）

- ① 税務士の資格がある者が税務代理の業務を開始するには、第6条の規定に基づき登録する前に、企画財政部令で定めるところにより6ヶ月以上の実務教育を受けなければならない。但し、第5条の2第1項又は同条第2項の規定により試験の一部を免除される者が税理士の資格試験に合格した場合には、1ヶ月以上の実務教育を受けなければならない。 <2013.1.1 改正>
- ② 第6条第1項の規定により登録した税理士は、専門性と倫理意識を高めるために、毎年8時間以上の報酬教育を受けなければならない。ただし、病気・休業などで補修教育を受けるに適していない場合等大統領令で定める事由に該当する場合は、この限りでない。 <2013.1.1 新設>
- ③ 第1項及び第2項の規定による教育の科目 場所

時期や履修方法等必要な事項は、企画財政部令で定める。 <2013.1.1 改正>

第13条（事務所の設置）

- ① 税務士は税務代理を行なうために、一つの事務所のみ設置することができる。
- ② 税務士が、公認会計士・弁護士・法務士・弁理士・関税士・鑑定評価士・公認労務士・公認仲介士・経営指導士・技術指導士・行政士、その他これと類似した資格者として、大統領令が定めた資格者の業務と同時に従事する場合は、税務代理業務だけのために別途の事務所を設置することはできない。
- ③ 第6条の規定に基づき登録した者は、開業・休業・廃業し、事務所を設置・移転若しくは廃止するときは、直ちにその所属協会を経て企画財政部長官に届け出なければならない。

第14条（帳簿作成）

税務士は、業務に関連する帳簿を作成し、これを備え置かなければならない。

第15条（係争権利譲受の禁止）

税務士は係争権利を譲受できない。

第16条（公務員の兼任又は営利業務従事の禁止）

- ① 税務士は公務員を兼ねることができない。但し、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。
 1. 国会議員や地方議会議員になる場合
 2. 常時勤務を必要としない公務員になる場合
 3. 国家地方自治体とその他の公共機関（以下“公共機関”という）で委嘱した業務を遂行する場合
- ② 税務士は次の各号の一に該当する業務を除いては、営利を目的とする業務を経営する者の使用人になること、及び営利を目的とする法人の業務執行社員、役員又は使用人になることはできない。
 1. 学校・学院等の教育分野の出講（専任の場合を除く）
 2. 営利法人の非常勤役員

- ③ 第1項及び第2項の規定は、税務士が休業したときは、これを適用しない。

第16条の2 (損害賠償責任の保障)

税務士(税務法人に所属した税務士を除く)は、職務を遂行することにあたり故意又は過失により委任人に損害を負わせた場合は、その損害に対する賠償責任を保障するため大統領令の定めに基づき保険の加入等、必要な措置を取らなければならない。

第四章の二 税務法人

第16条の3 (設立)

- ① 税務士は、その職務を組織的・専門的に行うため税務法人を設立することができる。
- ② 税務法人の定款には、次の各号の事項を記載しなければならない。
1. 目的
 2. 名称
 3. 主たる事務所及び従たる事務所の所在地
 4. 社員及び理事の姓名・住民登録番号及び住所
 5. 出資1口の金額
 6. 各社員の出資口数
 7. 資本金総額
 8. 欠損金補填に関する事項
 9. 社員総会に関する事項
 10. 代表取締役に関する事項
 11. 業務に関する事項
 12. 存立時期又は解散事由を定めた場合は、その時期及び事由

第16条の4 (税務法人の登録)

- ① 税務法人がその職務を遂行しようとするときは、大統領令の定めるところにより企画財務部長官に登録しなければならない。
- ② 第1項の規定に基づき登録しようとする税務法人は次の各号の要件を備えなければならない。
1. 第16条の5の規定により社員と理事等を置くこと

2. 第16条の6第1項の規定により資本金が2億ウォン以上であること
 3. 登録申込書類の内容がこの法律又はこの法律による命令に違反していないこと
 4. 登録申込書類に、虚偽、不足事項がないこと
- ③ 企画財務部長官は、登録申請した者が第2項の規定に基づく要件を備えていない場合は、登録を拒否することができ、登録申請書類に不備事項がある場合は、期間を決めてその補完を要請することができる。
- ④ 第1項の規定に基づく税務法人の登録の手続き・具備書類等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第16条の5 (社員及び理事等)

- ① 税務法人の社員は税務士でなければならない。その人数は3人以上でなければならない。
- ② 税務法人には3人以上の理事を置かなければならない。但し、次の各号に該当する者は理事になることはできない。
 1. 社員でない者
 2. 第17条により職務停止命令を受けた後その職務停止期間中にある者
 3. 第16条の15第1項の規定に基づき、登録の取消し又は業務停止された税務法人の理事であった者(取消し又は業務停止の事由が発生した時に理事であった者に限る)で、その取消し後3年が経過していない者及び業務停止期間中である者
- ③ 税務法人は理事と職員のうち5人以上が税務士でなければならない。
- ④ 第3項の規定に基づく税務士のうち理事でない税務士(以下、“所属税務士”という)は、第17条によって職務停止命令を受けた後その職務停止期間中にない者でなければならない。
- ⑤ 税務法人には、大統領令の定めにより代表取締役を置かなければならない。
- ⑥ 税務法人の社員は、次の各号の一に該当するときは当然脱退される。
 1. 第7条の規定に基づき登録が取消になったとき

2. 定款で定めた事由が発生したとき
3. 社員総会の決議があったとき

税務法人ではない者は、税務法人又はこれと類似した名称を使うことはできない。

第16条の6（資本金等）

- ① 税務法人の資本金は2億ウォン以上でなければならない。
- ② 税務法人は、直前事業年度末の貸借対照表の資産総額から負債総額を差引いた金額が第1項の資本金に未到達の場合は、未到達金額を毎事業年度終了後6ヶ月以内に社員の贈与によってこれを補填するか、増資しなければならない。
- ③ 第2項の規定に基づき贈与した場合は、これを特別利益として計上する。
- ④ 企画財政部長官は、税務法人が第2項の規定に基づく補填又は増資をしない場合は、期間を決めてこれの補填又は増資を命ずることができる。

第16条の7（損害賠償準備金等）

- ① 税務法人は、その職務の遂行中に委任人に損害を与えた場合、その損害に対する賠償責任を保障するため、大統領令で定めるところにより事業年度ごとに損害賠償引当金を積立したり損害賠償責任保険に加入しなければならない。
- ② 第1項の規定に基づく損害賠償準備金又は損害賠償責任保険は、企画財政部長官の承認なしでは損害賠償以外の別の用途に使うこと、その保険契約を解除又は解約してはならない。

第16条の8（他の法人の出資制限等）

- ① 税務法人は、自己資本に大統領令が定める比率を乗ずる金額を超過して他の法人に出資することや他人のための債務保証をしてはならない。
- ② 第1項の自己資本とは、前事業年度末の貸借対照表の資産総額から負債総額（損害賠償準備金を除く）を差引いた金額をいう。

第16条の9（名称）

- ① 税務法人はその名称の中に税務法人という文字を使わなければならない。
- ② 第16条の4の第1項の規定に基づき登録した

第16条の10（事務所）

- ① 税務法人は大統領令の定めるところにより主たる事務所のほかに従たる事務所を設けることができる。
- ② 税務法人の理事と所属税務士は、税務法人の他に別途事務所を設けることはできない。

第16条の11（業務遂行方法）

- ① 税務法人は法人の名義でその業務を行い、業務を遂行するにあたりその業務を担当する税務士を指定しなければならない。但し、所属税務士を指定する場合には、理事と共同で指定しなければならない。
- ② 第1項によって指定された理事または所属税務士は指定された業務を遂行するとき、各各その税務法人を代表する。
- ③ 税務法人がその業務に関して作成する文書には、法人の名義を記し、その業務を担当する税務士が記名捺印しなければならない。

第16条の12（競業の禁止）

- ① 税務法人の理事又は所属税務士は、自己又は第三者のためにその税務法人の業務範囲に属する業務を行うことや他の税務法人の理事又は所属税務士に就任してはならない。
- ② 税務法人の理事又は所属税務士であった者は、当該税務法人に所属していた期間中その税務法人が遂行若しくは遂行を承諾した業務については税務士業務を行うことはできない。但し、当該税務法人の同意を得た場合は、この限りではない。

第16条の13（解散）

- ① 税務法人は、次の各号一の事由により解散される。
 1. 定款で定めた事由の発生
 2. 社員総会の決議
 3. 合併
 4. 登録の取消

5. 破産
6. 裁判所の命令又は判決
- ② 税務法人は、第1項の各号（第4号の登録取消しを除く）の事由が発生した時は、その事実を企画財政部長官に通報しなければならない。
- ③ 税務法人は、第1項の各号（第3号の合併を除く）の事由により解散する場合、16条の7第1項の規定に基づき積立てた損害賠償準備金の金額（解散直前の事業年度末貸借対照表上の金額を言う）に該当する金額を、第18条の規定に基づき設立された韓国税務士会に別途預けなければならない。<2013.1.1改正>
- ④ 第3項の規定による預り金の管理及び運用について必要な事項は、大統領令で定める。

第16条の14（定款変更の申告）

税務法人は第16条の3第2項による定款の記載事項の中で次の各号に掲げる事項を変更するときは、直ちにこれを企画財政部長官に申告しなければならない。

1. 目的
2. 名称
3. 主たる事務所と従たる事務所の所在地
4. 社員及び理事の姓名と住民登録番号
5. 資本金総額（資本金が減少した場合に限る）
6. 代表取締役に関する事項
7. 業務に関する事項

第16条の15（登録取消し等）

- ① 企画財政部長官は、税務法人が次の各号の一に該当する場合は、その登録を取消すかあるいは1年以内の期間を決めて税務代理の全部又は一部の業務の停止を命ずることができる。但し、第1号から第3号のいずれかに該当する場合は、その登録を取消さなければならない。
 1. 偽りやその他不正な方法により第16条の4第1項による登録をした場合
 2. 第16条の5第1項から第3項まで、又は第16条の6第1項に定める要件を満たすことができなくなった税務法人が6ヶ月以内にこれを補完しなかった場合
 3. 業務停止命令に違反して業務を行った場

合

4. 第16条の6第4項による企画財政部長官の保全命令または増資命令を履行しない場合
5. 第16条の5第4項・第5項、第16条の7、第16条の8、第16条の9第1項、第16条の11又は第16条の14に違反したり、第16条の16第1項により準用される第11条、第12条、第12条の2から第12条の4まで、第14条及び第15条に違反した場合
- ② 企画財政部長官は、第1項の規定に基づき税務法人の登録を取消す場合は、聴聞を実施しなければならない。

第16条の16（税務法人に関する準用）

- ① 税務法人に関しては、第10条から第12条まで、第12条の2から第12条の4まで、第14条、第15条及び第17条第4項（税務法人が第16条の15第1項第1号に該当する場合は除く）を準用する。この場合“税務士”は“税務法人”で報告、第17条第4項でいう“懲戒”は“登録取消及び業務停止”と読む。
- ② 税務法人に関してこの法律に規定されていない事項は、「商法」の有限会社に関する規定を準用する。

第五章 懲戒

第17条（懲戒）

- ① 企画財政部長官は、税務士が次の各号のいずれかに該当する場合、税務士懲戒委員会の議決により、第2項で定める懲戒を命ずることができる。<2013.1.1改正>
 1. この法律に違反した場合
 2. 韓国税務士会の会則に違反した場合
- ② 税務士に対する懲戒の種類は、次の各号とする。
 1. 登録取消し
 2. 2年以内の職務停止
 3. 1000万ウォン以下の過料
 4. 譴責

- ③ 企画財政部長官は、税務士懲戒委員会に懲戒要求された税務士が第7条第3項及び第4号の規定により登録取消になった場合は、税務士懲戒委員会の議決により5年以内の期間を定めて第6条の規定による登録を拒否することができる。
- ④ 該当の懲戒事由が発生した日から3年が経過したときは、第1項から第3項までの規定による懲戒を執り行うことができない。
- ⑤ 企画財政部長官は、税務士が第2項第3号の規定による過料を期限内に納付しないときは、これを国税滞納処分の例に基づき徴収することができる。
- ⑥ 税務士懲戒委員会の構成と運営等に必要な事項については大統領令で定める。

第六章 韓国税務士会 <2013.1.1 改正>

第18条（設立と監督）<2013.1.1 全文改正>

- ① 税務士の品位の向上と職務の改善・発展を図り、税務士に対する指導及び監督に関する事務を行うため、韓国税務士会を置く。
- ② 韓国税務士会は法人であり、税理士はその会員にならなければならない。
- ③ 韓国税務士会は、会則を定め、企画財政部長官の認可を受け、設立しなければならない。
- ④ 韓国税務士会の会則を改正しようとする場合には、大統領令で定めるところにより、企画財政部長官の承認を受けなければならない。
- ⑤ 韓国税務士会の設立及び運営等に必要な事項と韓国税務士会の会則に含まれる事項は、大統領令で定める。

第18条の2（会員に対する研修等）<2013.1.1 改正>

- ① 韓国税務士会は次の各号に該当する者に対し研修を実施し、会員の自発的（自主的）な研修活動を指導・監督する。
 - 1. 会員
 - 2. 第12条の4に規定する事務職員等
- ② 第1項の規定による研修を実施するため、韓国税務士会に税務研修院を設ける。

- ③ 第1項の規定による研修及び監督について必要な事項は、韓国税務士会が企画財政部長官の承認を得て定める。

第18条の3（業務の委嘱等）<2013.1.1 改正>

- ① 公共機関は、第2条の規定による税務士の職務に属する事項について、韓国税務士会に業務を委嘱し、助言することができる。
- ② 韓国税務士会は、第1項の規定により委嘱または助言を受けた場合、その業務を会員に行わせることができる。

第19条（会員の除名）

韓国税務士会は、税務士の品位を失墜する会員や韓国税務士会の会則に違反する会員がいるときは、企画財政部長官の承認を得てこれを除名することができる。<2013.1.1 改正>

第六章の二 外国税務諮問士及び外国税務法人 <2011.6.30 新設>

第19条の2（定義）

この章で使用する用語の意味は以下の通り。

1. "外国税務諮問士"とは、原資格国の税務専門家として、第19条の3により、企画財政部長官から、外国税務顧問士の資格承認を受けた者をいう。
2. "個人の外国税務諮問事務所"とは、外国の税務諮問士が国内では第19条の7による業務を遂行するために開設する事務所をいう。
3. "外国税務法人"とは、大韓民国以外の国でその国の法令により設立され、その本店の事務所がその国の税務法人又はこれに準ずる団体をいう。
4. "法人の外国税務諮問事務所"とは、外国税務法人が、国内では第19条の7による業務を遂行するために開設する事務所をいう。
5. "条約等"とは、自由貿易協定やその他韓国が外国（国際連合、経済共同体などの国家の連合体を含む。）と締約国の第19条の7による外国の税務業務に関する協約を締結し、効果が発生し

たすべての合意をいう。

6. "原資格国"とは、条約等の当事国として、外国税務諮問士が、税務諮問士の資格を取得した大統領令で定める国をいう。ただし、一国の中で地域的に限定された資格を付与する複数の州・省・自治区などがある場合には、その国の法律に基づきその資格が通用する州・省・自治区などのすべてを原資格国とみなす。

第19条の3（外国税務諮問士の資格承認）

- ① 原資格国の税務専門家として、外国税務諮問士になろうとする者は、企画財政部長官から、外国税務諮問士の資格承認を受けなければならない。
- ② 第1項の規定により、外国税務諮問士の資格承認を受けようとする者（以下「資格承認申請者」という）は、企画財政部長官に次の各号の書類を添付した申請書を提出しなければならない。
1. 原資格国で、税務の専門家の資格を取得したことを証明する書類
 2. 原資格国で3年以上の税務専門家の業務に従事した経歴がある者であることを証明する書類
 3. 第4条の規定による税務士の欠格事由がなく、誠実かつ適正に職務を遂行する意思と能力があることを誓約する書類
 4. 大韓民国の書類等を送達される場所があることを証明する書類
- ③ 第2項の規定による添付書類は、原本または認証を受けたコピーでなければならず、ハンゲルで作成されていない場合には、公証されたハンゲル翻訳本を添付しなければならない。
- ④ 原資格国の税務専門家の具体的な範囲は、大統領令で定める。
- ⑤ 資格承認申請書の作成及び提出に関する事項は、企画財政部令で定める。

第19条の4（外国税務諮問士の資格証の交付等）

- ① 財政経済部長官は、資格承認の申請者が第19条の3による書類を提出する書類の内容を確認し、異常がない場合は、資格承認の申請者に外

国税務諮問士の資格を交付する。

- ② 企画財政部長官は、資格承認の申請者の資格承認を拒絶する場合には、遅滞なく、その旨と理由を、資格承認の申請者に通知しなければならない。

第19条の5（外国税務諮問士の登録）

- ① 外国税務諮問士が第19条の7による業務を遂行するには、企画財政部に備える外国税務諮問士登録簿に登録しなければならない。
- ② 第1項の規定により登録した外国税務顧問会社は、その登録事項が変更された場合には、大統領令で定めるところにより、企画財政部長官に申告しなければならない。<2013.1.1 新設>
- ③ 第1項の規定による登録の手續、添付書類等に必要事項は、大統領令で定める。<2013.1.1 改正>

第19条の6（外国税務諮問士の登録取消し）

- ① 財政経済部長官は、外国税務諮問士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。
1. 原資格国の税務専門家として、有効な資格を喪失したり、その資格が停止された場合
 2. 第4条の欠格事由に該当する場合（原資格国の法令に基づいて、第4条の欠格事由に該当する場合を含む。）
 3. 登録申請書の記載内容又はその添付書類の重要な部分が偽の場合
 4. 廃業申告をした場合
 5. 死亡した場合
- ② 企画財政部長官は、前項の規定により登録を取り消した場合には、その事由を明示し、外国税務諮問士に通知しなければならない。

第19条の7（業務範囲）

外国税務諮問士は、納税者等の委任を受け、次の各号の業務を遂行する。

1. 原資格国の租税法令と租税制度に関する相談や諮問
2. 大統領令で定める国際税務に関する相談や諮問

第19条の8（外国税務諮問士の業務遂行の方式）

第19条の5に基づいて登録を行った外国税務諮問士は、次の各号のいずれかの方法でのみ、第19条の7による業務を行うことができる。

1. 1つの個人の外国税務諮問事務所を開設し、業務を遂行
2. 個人の外国税務諮問事務所の外国税務諮問士として雇用され、業務を遂行
3. 法人である外国税務諮問事務所に所属・雇用され、業務を遂行
4. 16条の3に基づき設立された税務法人の外国税務諮問士として雇用され、業務を遂行

第19条の9（法人・外国税務諮問事務所の登録等）

- ① 外国税務法人は、法人である外国税務諮問事務所を開設し、第19条の7による業務を遂行するには、大統領令で定めるところにより企画財政部長官に登録しなければならない。
- ② 第1項の規定により登録した外国税務法人は、その登録事項が変更された場合には、大統領令で定めるところにより、企画財政部長官に申告しなければならない。 <2013.1.1 新設>
- ③ 第1項の規定による登録要件、添付書類及び登録手続等に関し必要な事項は大統領令で定める。 <2013.1.1 改正>

第19条の10（法人・外国税務諮問事務所の登録の取消し）

企画財政部長官は第19条の9に基づき登録された法人である外国税務諮問事務所が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。ただし、第1号又は第2号に該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

1. 原資格国で、外国税務法人の登録が解除されたり業務停止処分を受けた場合
2. 登録申請書またはその添付書類の重要な部分が偽である場合
3. 第19条の7、第19条の11第3項、第19条の12、第19条の13、第19条の14により準用される第12条、第12条の2から第12条の4ま

で、第14条、第15条、第16条の7及び第16条の11に違反した場合

第19条の11（資格の表示）

- ① 外国税務諮問士は職務を遂行し、自分を表示するときは、原資格国の表示の後に、外国税務諮問士としなければならない。ただし、その外国税務諮問士の原資格国が州、省、自治区などの一国に限られた地域である場合、その地域に所属する国名の後に税務顧問士と表示することができる。
- ② 個人・外国税務諮問事務所は、原資格国、外国税務諮問士の名前順に表示した後に税務諮問事務所としなければならない。法人・外国税務諮問事務所は、原資格国、本店事務所の名称の順に表示し、外国税務諮問事務所とする。
- ③ 第2項の規定による税務諮問事務所は、一般人が容易に認識できるように、事務所内外の適切な場所に個人または法人、所属、外国税務顧問士の原資格国を公示しなければならない。

第19条の12（外国税務諮問士等の義務）

- ① 外国税務諮問士及び外国税務諮問士であった者、あるいはその事務職員と事務職員であった者は、他の法令に特別の規定がなければ、職務上知り得た秘密を漏洩してはならない。
- ② 外国税務諮問士は、次の各号の場合を除いては、1年に180日以上韓国に滞在しなければならない。ただし、外国税務諮問士が、本人または親族の傷病やその他のやむを得ない事由で外国に滞在した期間は、韓国に滞在した期間とみなす。
 1. 個人の外国税務諮問事務所に雇用された場合
 2. 法人である外国税務諮問事務所に雇用された場合
 3. 第16条の3に基づき設立された税務法人に雇用された場合
- ③ 外国税務諮問士および法人である外国税務諮問事務所は、原資格国の税務専門家の資格が取り消されたり、外国税務法人の登録が取り消された場合、または業務停止処分を受けた場合に

は、遅滞なく、企画財政部長官に申告しなければならない。

- ④ 外国税務諮問士および法人・外国税務諮問事務所は、開業・休業・廃業したり、事務所を設置・移転・廃止するときは、遅滞なく、企画財政部長官に申告しなければならない。

第19条の13（雇用・協力等の禁止）

- ① 外国税務諮問士および法人である外国税務諮問事務所は、第6条第1項の規定により登録した税務士を雇用することができない。
- ② 外国税務諮問士および法人である外国税務諮問事務所は、税務士や税務法人与第19条の7による業務を共同で受任したり、処理することができず、それにより得られる報酬や利益を分配してはならない。

第19条の14（準用規定）

外国税務諮問士や法人である外国税務諮問事務所については、第6条第2項第3項第1号及び第4項、第12条、第12条の2から第12条の4まで、第13条第1項、第14条、第15条、第16条の2、第16条の4第2項第2号及び第3号、第16条の4第3項、第16条の7、第16条の10、第16条の11、第16条の13、第16条の15第2項、第17条、第18条第1項、第19条、第20条及び第24条を準用する。<2013.1.1全文改正>

第七章 補 則

第20条（業務の制限等）

- ① 第6条の規定に基づき登録した者でなければ、税務代理の業務を行なうことはできない。但し、「弁護士法」第3条の規定により弁護士としての職務を行う場合、及び第20条の2第1項の規定により登録した場合は、この限りではない。
- ② 第6条の規定に基づき登録した者以外は、税務士又はこれと類似した名称を使うことはできない。
- ③ 第1項の規定により税務代理ができない者は、税務代理業務を扱うという意味を標示するよう

な広告をしてはならない。ただし、他の法律で定めた者の業務範囲に含まれる場合にはその限りではない。

第20条の2（その他の法律による税務代理）

- ① 公認会計士法に基づき登録した公認会計士が税務代理業務を開始するときは、企画財政部に備置する税務代理業務登録簿に登録しなければならない。
- ② 第1項の規定により税務代理の業務をする者に対しては、第1条の2、第4条、第9条から第12条まで、第12条の2から第12条の4まで、第13条から第16条まで、第16条の2、第17条(同条第1項第2号は除く)及び第8章を準用する。
- ③ 第1項の登録に関しては、第6条から第8条までの規定を準用する。

第20条の3（権限の委任及び業務の委託）

- ① この法律による企画財政部長官の権限は、その一部を大統領令で定めるところにより国税庁長に委任することができる。
- ② 第5条による税務士資格試験に関する企画財政部長官の業務は、大統領令で定めるところにより、資格検定等を目的に設立された法人に委託することができる。
- ③ 第6条から第8条までの規定による税務士の登録に関する企画財政部長官の業務の中で、次の各号に該当する者の税務士の登録に関する業務は、大統領令で定めるところにより、韓国税務士会に委託することができる。<2011.5.2新設、2013.1.1>
 1. 第5条の規定による税務士資格試験に合格し、税務士の資格がある者
 2. 法律第2358号税務士法の改正法律附則第2項の規定により税務士の資格がある者
 3. 法律第6080号税務士法の改正法律附則第3項（法律第6837号税務士法の改正法律により改正されたものをいう）の規定により税務士の資格がある者 <2011.5.2条文タイトル改正>

第 2 1 条 (施行令) <2009.1.30 削除>

第八章 罰 則

第 2 2 条 (罰則)

① 次の各号の一に該当する者は 3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

<2011.6.30 改正>

1. 税務士の資格を持たずに税務代理を行った者

2. 第 11 条 (第 16 条の 16 第 1 項で準用する場合を含む) 及び第 19 条の 12 第 1 項に違反し職務上知り得た秘密を漏らした者

② 税務士として「租税犯処罰法」に規定された犯罪及び「刑法」の中の公務員の職務に関する罪に対して教唆した者は、その適用する法条の刑期又は罰金の 3 分の 1 まで加重してこれを罰する。

第 2 2 条の 2 (罰則)

次の各号の一に該当する者は 1 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。<2011.6.30 改正>

1. 第 12 条の 3 (第 16 条の 16 第 1 項及び第 19 条の 14 で準用する場合を含む) の規定に違反し名義等を貸した者

2. 第 16 条の 9 第 2 項又は第 20 条第 2 項 (第 19 条の 14 で準用する場合を含む) に違反し税務法人又は税務士やこれに類似した名称を使用した者

3. 第 17 条 (第 19 条の 14 で準用する場合を含む。) による職務停止命令や登録拒否を受けた者で、この職務停止期間又は登録拒否期間中に税務代理の業務を行なった者

4. この法律の規定に基づいて税務代理を行うことができる者で、第 6 条又は第 20 条の 2 第 1 項による登録をせずに税務代理を行なった者

5. 原資格国の税務専門家として、第 19 条の 3 による資格の承認を受けず、又は第 19 条の 5 による登録をせずに、第 19 条の 7 による業務を行った者

第 2 3 条 (罰則)

次の各項の一に該当する者は 200 万ウォン以下の罰金に処する。<2011.6.30 改正>

1. 事務所設置に関する事項を違反する等第 13 条第 19 条の 14 で準用する場合を含む) に違反した者

2. 第 15 条 (第 16 条の 16 第 1 項及び第 19 条の 14 で準用する場合を含む) に違反して係争権利を譲受した者

3. 第 16 条に違反して公務員を兼ねる等営利業務に従事した者

4. 第 16 条の 12 に違反して競業を行なった者

5. 第 20 条第 3 項 (第 19 条の 14 で準用する場合を含む) に違反して表示したり広告した者

第 2 4 条 (両罰規定)

税務法人の社員又は所属税務士、その他の従業員が、その税務法人の業務に関して第 22 条、第 22 条の 2 第 1 号・第 2 号又は第 23 条第 2 号の一にあたる違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その税務法人についても各該当する条文の罰金刑を科する。ただし、税務法人がその違反行為を防止するために、該当の業務に関して相当な注意及び監督を怠らない場合には、その限りではない。

1. 組織の概要

○ 設立

税務士法（1961年9月9日制定）に基づき
1962年に設立

○ 所在地

ソウル市瑞草区瑞草洞 1497-16

○ 会員数（2013年3月末現在）

個人：10,165（うち女性 755）、法人：354

○ 役員

会長 1人、副会長 4人（うち1人は常勤副会長）、理事 25人以内、監事 2人

* 役員任期は 2年

会 長	チョン・クジョン
副 会 長	キム・ヒョンサン、ウオン・キョンヒ、キム・ガン Chol(常勤)、キム・ジョンファ
倫理委員長	チェ・ウオンド
監 事	カク・スマン、イ・ドンイル
常任理事	[総務理事]ユ・ヨンジョ [研修理事]チョン・ドンウオン [研究理事]ク・ジェイ [法制理事]ペ・ヒョンナム [業務理事]ペク・ジョンヒョン [電算理事]イム・スンチョン [広報理事]チュ・ヨンジン [国際理事]イ・デギユ [監理理事]イ・チャンシク [業務浄化調査委員長]チ・ジュンガク

大韓民国データ

人口：4,978万人（2011年）
名目 GDP：1兆 1,164億ドル（2011年）
(ジェット HP より)

○ 地方税務士会（6会）

ソウル地方税務士会 中部（チュンブ）地方税務士会 大田（テジヨン）地方税務士会
釜山（プサン）地方税務士会 大邱（テグ）地方税務士会 光州（クワンジュ）地方税務士会

○ 総会（会則第15条、第19条）

定期総会は毎年1回4月に開催、臨時総会は必要に応じて召集し、会則の改正、役員を選任及び解任、予算及び決算の承認等を決議する。

○ 理事会（会則第30条第1項、第32条第1項）

会長、副会長、倫理委員長、地方税務士会会長、理事、業務浄化調査委員長等で構成され、総会に付議する事項、会則の制定・改正に関する事項、委員会設置に関する事項等を審議・議決する。

○ 常任理事会（会則第 30 条第 3 項、第 32 条第 2 項）

会長、副会長、倫理委員長、常務理事、業務浄化調査委員長で構成され、理事会に付議する事項、重要な建議及び答申に関する事項、会則の解釈に関する事項、会員の研修教育に関する事項等を審議・議決する。

2. 地方税務士会

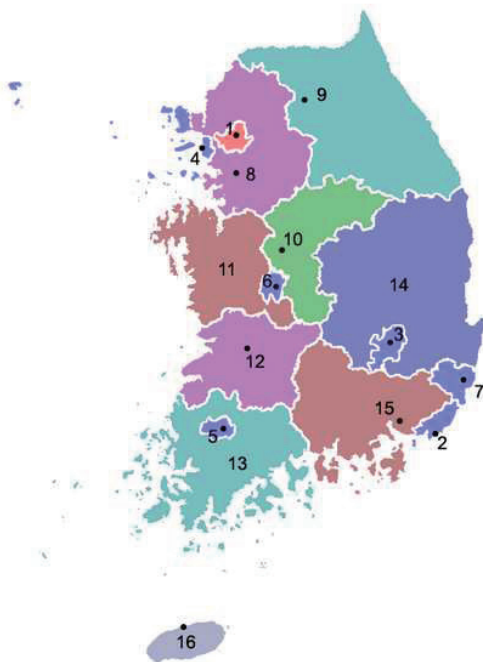
地方税務士会	会長名	直轄地域	地域税務士会数*	会員数	税理士会との友好協定（締結年）
ソウル	キム・サンチョル	ソウル特別市	24	4,567 (384)	東京会(1995)
中部	ハン・ホンチュン	仁川広域市、京畿道、 江原道	27	2,514 (191)	東京地方会(1991) 九州北部会(1994) ***
釜山	ノ・テウ	釜山広域市、蔚山広域市、慶 尚南道、済州特別自治道	15	1,317 (77)	近畿会(1991)
大邱	チェ・サンベク	大邱広域市、慶尚北道	11	639 (28)	中国会(1996)
光州	ユン・ギョンド	光州広域市、全羅北 道、全羅南道	13	550 (32)	四国会(1997)
大田	イム・ソビョン	大田広域市、忠清北 道、忠清南道	12	578 (43)	南九州会(1995)

*地域税務士会：税理士会支部に相当

**会員数：2013年3月末現在の個人会員数、カッコ内は女性税務士数

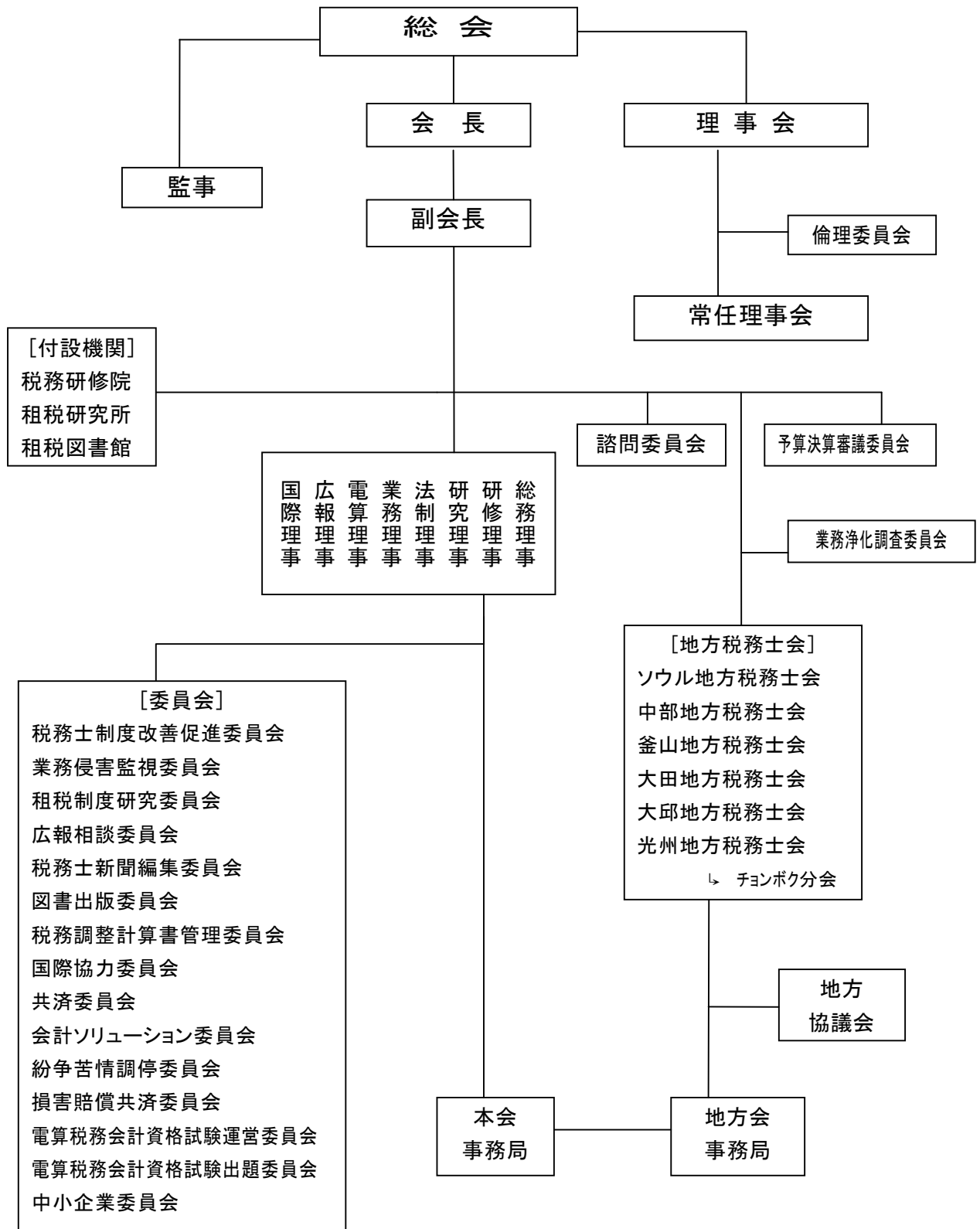
***旧京仁地方税務士会と締結、その後1999年に京仁地方会は中部地方会に吸収

【参考】韓国行政区分



- 1) ソウル特別市
- 2) 釜山広域市
- 3) 大邱(テグ)広域市
- 4) 仁川(インチョン)広域市
- 5) 光州(グワジウ)広域市
- 6) 大田(テジヨン)広域市
- 7) 蔚山(ウルサン)広域市
- 8) 京畿(キョング)道
- 9) 江原(カンウォン)道
- 10) 忠清(チュンチョン)北道
- 11) 忠清(チュンチョン)南道
- 12) 慶尚(キョンサン)北道
- 13) 慶尚(キョンサン)南道
- 14) 全羅(チョンラ)北道
- 15) 全羅(チョンラ)南道
- 16) 済州(チェジュ)特別自治道

《韓国税務士会組織図》



日本税理士会連合会・韓国税務士会定期懇談会事績

回数	開催日・開催場所	懇談のテーマ（上段：韓国税務士会への質問、下段：日税連への質問）
第1回	1997年10月7日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ● 韓国税務士会の倫理委員会の位置づけ、役割について ● 研修の内容、実施状況等について ● 納税者憲章の公布（1997年7月1日）について、公布後の経過について
第2回	1998年6月3日 東京 日本税理士会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ● 日税連が現在取り組んでいる問題について（税理士法改正、会館建設、商法改正問題、税制改正など） ● 日税連、単位税理士会が実施する研修について ● 日本の申告納税制度と税理士の役割について
第3回	1999年6月7日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ● 納税者憲章の制定及び税務士法第1条の2の新設について ● 税制改革と税務士に対する影響について ● 職業賠償責任保険について（適用事例、対象範囲、加入状況等） ● 税務士の訴訟代理権獲得に向けた運動の経緯・経過について
第3回	1999年6月7日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ● 税理士法の改正骨子について ● 日本の青色申告制度について ● 税務申告の実務について ● ドイツの税理士制度に関する情報提供
第3回	1999年6月7日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ● 韓国における公的資格制度の規制緩和の動向について ● 税務士法、税務士法施行令等の改正案について ● 資格者の報酬規定撤廃による問題点及び税務士会の対応などについて ● 資格者団体への任意加入に関する改正案の現状について ● 資格者の広告規制緩和の動向について ● 韓国における電子申告導入の動向と税務士制度との関連について ● 標準所得率による申告の廃止に伴って導入された納税者の記帳義務の実態について
第3回	1999年6月7日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ● 税理士法改正の主要骨子と推進の現況について ● 日税連の収益事業の種類と事業内容について ● 電子申告制度導入の現況について
第4回	2000年6月12日 東京 日本税理士会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ● 税務士会の任意入会、複数団体設立に関する法案廃案の経緯について ● 税務士の広告規定について ● 報酬規定廃止の影響について ● 電子申告制度の導入の動向と税務士制度の関連について ● 税務士資格の自動的付与について
第4回	2000年6月12日 東京 日本税理士会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ● 税理士の出廷陳述権について ● 電子申告制度導入の動向について ● 日税連及び税理士会の収益事業について ● 全税共及び日税研の概要について
第5回	2001年6月4日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ● 韓国における士業団体の強制加入制度の見直しについて
第5回	2001年6月4日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ● 税理士法の改正について ● IT時代の税理士・税務士の業務、情報のIT化に伴う両会の協力体制について
第6回	2002年4月4日 東京 日本税理士会館	なし
第6回	2002年4月4日 東京 日本税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ● 青色申告制度について ● 地方公共団体の外部監査制度について ● 税務署、税理士事務所への訪問（於・日本橋）

第7回	2003年4月7日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ● 税務士法の改正について ● 会員に対する研修について ● 公的保険料の徴収業務の現状について
		<ul style="list-style-type: none"> ● 日本税理士政治連盟について ● 公認会計士法の改正方向と日税連の対応について ● AOTCA 第1回国際コンベンションの開催について具鍾泰 AOTCA 会長と協議
第8回	2004年6月4日 京都市 京都税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ● 税務士の損害賠償責任保険制度について ● 税務法人の実態（数、規制、業務）について ● 公認会計士、弁護士に対する税務士資格の自動付与撤廃に向けた運動について ● 韓国税務士会における電子申告の発展について ● 税務士会会員の会費算定基準について
		<ul style="list-style-type: none"> ● 日本の電子申告の現況と税理士の役割について ● 税理士の業務拡大に対する努力と成果について ● 日本の会計士制度改革と税理士業界の変化について ● 税理士法人の業務領域と活性化の方策について ● ロースクール（法科大学院）導入に対する税理士業界の展望について
第9回	2005年9月22日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ● 韓国税務士会が直面する課題について ● 韓国における電子申告の普及について ● 「税務士」の名称使用制限の効果について
		<ul style="list-style-type: none"> ● 日本の青色申告制度について ● 成年後見制度について ● 会計参与制度について ● 司法補佐人制度の現況、実績について
第10回	2006年4月12日 京都市 京都税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子申告の発展について ● 「税務士」の名称使用制限の効果及び今後の課題について ● 会務統合管理システムの運用状況について
		<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度について ● 会計参与制度について
第11回	2007年10月8日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ● 納税者に対する税務支援への取組について ● 会員に対する税務相談について ● 韓国・米国自由貿易協定について
		<ul style="list-style-type: none"> ● 日税連と税理士会のそれぞれの役割について ● 国税庁アウトソーシング事業の内容とその展望について ● 日税連が行う新規登録者に対する支援について
第12回	2008年6月12日 東京 日本税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ● 税務士の損害賠償責任について
		<ul style="list-style-type: none"> ● 日本の相続税、贈与税について ● 税理士報酬について ● 税理士事務所の職員の確保について ● 納税協力費用について ● 会計参与について
第13回	2009年12月3日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ● 税務士の名称独占について ● 「税務調整計算書」について ● 納税者憲章について ● 納税者番号制度について ● 税務士の研修受講義務について ● 職業賠償責任保険について

		<ul style="list-style-type: none"> ● 国際会計基準の施行に関する中小企業に対する会計基準の適用問題について ● 税理士法以外の法律による日本の税理士の業務について
第14回	2010年10月1日 大阪市 近畿税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ● 韓国における異業種専門職の共同化の推進について ● 書面添付制度について ● 司法書士による地方税の税務代理について ● 成年後見人制度について ● 税理士職業賠償責任保険制度及び保険委員会制度について ● 補佐人制度について ● 「財務会計士」の導入案について
第15回	2011年10月27日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国税務諮問士制度の導入について ● 税制建議について ● 租税教育の推進について ● 韓国税務士会の関連団体について
		<ul style="list-style-type: none"> ● 税制面における経済活性化のための政府の支援策について ● 「財務会計士制度」の導入案について ● 税理士の倫理規定及び懲戒処分について
第16回	2012年7月2日 大阪市 近畿税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ● 公認会計士への自動資格付与の廃止について ● 税務士会による会員の除名処分について ● 韓国税務士会創立50周年記念事業「100万時間職能寄付」について
		<ul style="list-style-type: none"> ● 日本における税務サービス市場開放の現状について ● 成年後見人制度並びに税理士会及び税理士の参加状況について ● 税務調整計算書監理制度について ● 個人情報保護について

《韓国税務士会の50年》

創設期	1961. 9. 9 1962. 2. 10	税務士法制定（法律第712号） 韓国税務士会設立
1970年代	1974-1975 1978. 6. 14	釜山、大邱、光州、大田地方税務士会設立 韓国税務士会館建設（ソウル市・麻浦）
1980年代	1982.11. 9 1986.11. 6	中部地方税務士会設立 付設韓国租税研究所設立
1990年代	1990. 8. 9 1991. 1. 5 1994. 6. 28 1998.12. 4 1999. 9. 1	税務士会館がソウル市瑞草洞へ移転 韓国税務研修院設立 ソウル地方税務士会設立 会館増設 中部地方税務士会が京仁地方税務士会を吸収合併
2000年代	2002. 1. 17 2003.12.23 2003.12.23	電算税務会計資格試験、国家公認資格取得 公認会計士・弁護士に対する税務士名称の使用禁止と弁護士の税務代理を制限する改正税務士法が国会を通過 韓国税務士会付設韓国税務研修院が法定研修院に昇格
2010年代	2011.12.29 2011.12.29 2012. 4. 30	公認会計士に対する税務士自動資格付与を廃止する改正税務士法が国会通過 税務士に対する建設業財務状態診断業務を許可する建設産業基本法が国会通過 韓国税務士会創立50周年記念式典開催

ドイツ連邦税理士会概要

1. ドイツの税理士制度

(1) 税理士となる資格

- 税理士の資格を取得できる者は、試験合格者または試験免除者とされている。
- 弁護士及び公認会計士は、税理士資格の有無にかかわらず、税理士の業務を行うことができる。
- 税理士試験は、筆記、口述から成り、その範囲は租税手続法、所得及び収益に関する税法、評価税、相続税及び土地税、消費税及び流通税、関税法、商法並びに民法、会社法、倒産法及びヨーロッパ共同体法の概要、経営学及び会計制度、経済、職業法等広範囲に及び、受験は3回までに制限されている。学歴や実務経験等の一定の受験資格要件がある。
- 税理士試験は財務省により実施されるが、2009年以降、その一部が税理士会に委託される予定（詳細不明）。

ドイツ連邦共和国データ

人口：8,180万人（2011年）
 名目GDP：3兆6,040億ドル（2011年）
（ジェトロHPより）

(2) 税理士の業務

- 税務相談、税務署に対する代理、申告書の作成、記帳、決算書の作成、税務管理、経営相談ほか
- 地方及び連邦財政裁判所における訴訟代理、税務刑事訴訟代理、行政不服審判手続代理

(3) その他

- 税理士は、税理士法に基づき、税理士会に所属し、税理士会による監督を受けることが義務づけられている。
- 税理士は、職業賠償責任保険への加入が義務づけられている。
- 税理士は、研修の受講が義務づけられている。

2. ドイツ連邦税理士会概要

設 立	1933年
会 長	Dr.ホルスト・ヴィンケン（税理士・公認会計士、デュッセルドルフ税理士会会長）
所 在 地	Neue Promenade 4, 10178 Berlin, Postfach 02 88 55, 10131 Berlin, BRD
会 員 数	91,248（自然人 82,390人、法人 8,858社）〔2013.1.1現在〕
単位税理士会	21会（別掲）

(1) 組織

- 連邦税理士会の組織は、①総会、②規約に基づく会議、③幹部会から成る。
- 総会は、全国21の税理士会が構成する連邦税理士会の最高意思決定機関で、通常年2回開催される。各税理士会の決議権は会員数によって異なる。
- 規約に基づく会議とは、連邦税理士会会長、単位税理士会の会長、その他の全権代表によって構成される。
- 幹部会は、連邦税理士会の全体を指揮するもので、その構成員（会長、副会長及び事務総長）は4年毎に総会で選任される。

(2)目的・活動

- ・ 連邦税理士会の目的は、自主規制の枠組みの中で、税理士職業全般を代表して活動すること、並びに個々の税理士の利益を保護することである。
- ・ 主な事業活動は、①税法、商法、会社法、破産法、社会保険に関する法令、その他の法令について、税理士業務の遂行に係る事項に関して建議すること、②会員に対する専門研修、教育を実施すること、③税理士の実務に関する助言、提言、情報を提供し、会員の業務遂行を支援すること等である。

(3)その他

- ・ CFE（ヨーロッパ税務連合）の創設メンバーである。
- ・ オーストリア及びスイスの税務専門家団体と連携（DACHを組織）し、職業法、税法の発展を目指した相互協力を推進している。

3. 日税連との交流の経緯

年	月	内 容
1988	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、西独連邦税理士会、ケルン税理士会を視察
1989	7	日税連と西ドイツ連邦税理士会が友好協定締結（於・東京）
〃	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、西ドイツ連邦税理士会を視察
1990	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、西ドイツ連邦税理士会を視察
1991	10	ケルン税理士会会長一行 18 名が来訪、懇談、北海道税理士会等を視察
1992	11	ドイツ連邦税理士会会長ほか役員が税理士制度 50 周年記念行事出席のため来訪
1993	11	ドイツ連邦租税裁判所裁判官が研修のため来訪
1995	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、連邦税理士会、ケルン税理士会を視察
1996	4	ドイツ連邦税理士会事務総長ほか 2 名が来訪、懇談
1997	11	DATEV 理事長が来訪、懇談
1998	4	日税連会長ほか役員 4 名がドイツ連邦税理士会、DATEV 等を訪問、懇談
1999	9	友好協定締結 10 周年記念行事等を開催（於・ボン）
2001	6	ドイツ連邦税理士会前会長が来訪、懇談
2007	7	ドイツ連邦税理士会会長、DATEV 名誉会長及び社長が来訪、懇談
2009	9	友好協定締結 20 周年記念行事等を開催（ベルリン）

4. 税理士会レベルの交流の経緯

年	月	内 容
1980	9	東京税理士会・ケルン税理士会、友好協定締結
1989	7	九州北部税理士会・ニュルンベルグ税理士会、友好協定締結
1999	6	近畿税理士会・デュッセルドルフ税理士会、友好協定締結
2000	8	東京地方税理士会・ハンブルグ税理士会、友好協定締結
2001	10	名古屋税理士会・ミュンヘン税理士会、友好協定締結

◇ ドイツ税理士会の会員特性 [2013.1.1 現在、ドイツ連邦税理士会 HP から抜粋、仮訳]

(1) 会員の内訳

税理士 (Steuerberater)	79,885
税理士法人(Steuerberatungsgesellschaften)	8,858
税務代理士 (Steuerbevollmächtigte) 及び税理士法 74 条の 2 の義務会員(*)	2,505
合計	91,248

(*) 法 74 条の 2 の義務会員：税理士法人の取締役、業務執行社員または無限責任社員で、税理士もしくは税務代理士でない者。これらの者についても税理士会入会が義務づけられている。

(2) 税理士会別会員数

税理士会	税理士	税理士法人	税務代理士及び 74条の2の義務会員	合計
1. ベルリン	3,340	549	106	3,995
2. ブランデンブルク	894	153	31	1,078
3. ブレーメン	764	99	15	878
4. デュッセルドルフ	8,171	658	162	8,991
5. ハンブルク	3,642	420	94	4,156
6. ヘッセン	7,096	702	301	8,099
7. ケルン	5,589	525	159	6,273
8. メクレンブルク・フォアポメルン	694	121	38	853
1. ミュンヘン	9,818	1,107	303	11,228
2. ニーダーザクセン	6,393	684	213	7,290
3. ノルトバーデン	2,867	307	64	3,238
4. ニュルンベルク	4,284	465	83	4,832
5. ラインラント・プファルツ	3,133	369	113	3,615
6. ザールラント	875	96	35	1,006
7. ザクセン	2,054	336	180	2,570
8. ザクセン・アンハルト	797	140	47	984
9. シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	2,231	295	95	2,621
10. シュトゥットガルト	6,964	673	155	7,792
11. ズートバーデン	2,157	248	54	2,459
12. テューリングェン	961	160	70	1,191
13. ヴェストファーレン・リッペ	7,161	751	187	8,099
合計	79,885	8,858	2,505	91,248

(3) 年齢構成と平均年齢

年代	会員数 (男性)	会員数 (女性)	男女会員数合計	割合 (%)
70 歳超	5,828	1,002	6,830	7.2
61-70 歳	10,539	2,837	13,376	15.6
51-60 歳	12,405	5,980	18,385	23.3
41-50 歳	15,207	9,454	24,661	29.6
30-40 歳	10,116	8,035	18,151	23.1
30 歳未満	414	573	987	1.2
自然人合計	54,509	27,881	82,390	100.0
平均年齢	52.9 歳	47.3 歳	51.0 歳	—

(4)男女比

個人会員 (税理士、税務代理士、法74条の2の義務会員の合計)	男 性	女 性	合 計
	54,509	27,881	82,390
比 率 (%)	66.2	33.8	100.00

(5)開業形態

形 態	数	割合 (%)
個人事務所(Einzelpraxen)	37,613	70.1
法56条1項による職業共同協定 (Berufliche Zusammenschlüsse)	7,176	13.4
税理士法人	8,858	16.5
開業総数	53,647	100.00

(6)他の専門職業資格を有する税理士

資 格	人 数	割合 (%)
税理士+公認会計士+弁護士	503	0.6
税理士+公認帳簿監査士+弁護士	108	0.1
税理士+公認会計士	9,476	11.6
税理士+公認帳簿監査士	2,921	3.6
税理士+弁護士	3,418	4.2
税理士+その他の資格	3,061	3.7
税理士のみ	62,403	76.2
合 計(*)	81,890	100.0

(*) 税務代理士を含む、法74条の2の義務会員を除く

◇ ドイツ連邦州と税理士会

州・都市州名	州都	州内に所在する税理士会
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州	キール	シュレスヴィヒ・ホルシュタイン税理士会
メクレンブルク・フォアポンメルン州	シュベリーン	メクレンブルク・フォアポンメルン税理士会
自由ハンザ都市ハンブルク	—	ハンブルク税理士会
自由ハンザ都市ブレーメン	—	ブレーメン税理士会
ニーダーザクセン州	ハノーバー	ニーダーザクセン税理士会
ベルリン	—	ベルリン税理士会
ブランデンブルク州	ポツダム	ブランデンブルグ税理士会
ザクセン・アンハルト州	マクデブルク	ザクセン・アンハルト税理士会
ノルトライン・ヴェストファーレン州	デュッセルドルフ	デュッセルドルフ税理士会 ケルン税理士会 ヴェストファーレン・リッペ税理士会
テューリンゲン自由州	エアフルト	テューリンゲン税理士会
ザクセン自由州	ドレスデン	ザクセン税理士会
ヘッセン州	ヴィスバーデン	ヘッセン税理士会
ラインラント・プファルツ州	マインツ	ラインラント・プファルツ税理士会
ザールラント州	ザールブリュッケン	ザールラント税理士会
バーデン・ヴュルテンベルク州	シュトゥットガルト	ノルトバーデン税理士会 シュトゥットガルト税理士会 ズートバーデン税理士会

バイエルン自由州	ミュンヘン	ミュンヘン税理士会 ニュルンベルク税理士会
----------	-------	--------------------------

(注) ドイツは 16 の州から構成される連邦国家であり、各州はそれぞれが主権を持ち、独自の州憲法、州議会、州政府及び州裁判所を有する。

【参考】ドイツ連邦 16 州

1. バーデン・ヴュルテンベルク州 Baden-Württemberg
2. バイエルン自由州 Freistaat Bayern
3. ベルリン Berlin
4. ブランデンブルク州 Brandenburg
5. 自由ハンザ都市ブレーメン Freie Hansestadt Bremen
6. 自由ハンザ都市ハンブルク Freie und Hansestadt Hamburg
7. ヘッセン州 Hessen
8. メクレンブルク・フォアポンメルン州 Mecklenburg-Vorpommern
9. ニーダーザクセン州 Niedersachsen
10. ノルトライン・ヴェストファーレン州 Nordrhein-Westfalen
11. ラインラント・プファルツ州 Rheinland-Pfalz
12. ザールラント州 Saarland
13. ザクセン自由州 Freistaat Sachsen
14. ザクセン・アンハルト州 Sachsen-Anhalt
15. シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州 Schleswig-Holstein
16. テューリンゲン自由州 Freistaat Thüringen



◇ドイツの財政裁判所

ドイツの財政裁判所は、ミュンヘンにある連邦財政裁判所（Bundesfinanzhof）のほか、ノルトライン・ヴェストファーレン州に 3 箇所（デュッセルドルフ財政裁判所、ケルン財政裁判所、ミュンスター財政裁判所）、バイエルン州に 2 箇所（ミュンヘン財政裁判所、ニュルンベルク財政裁判所）、ベルリン都市州とブランデンブルク州で 1 箇所（ベルリン・ブランデンブルク財政裁判所）、その他 12 の州に各 1 箇所、合計 18 の州立の裁判所（Finanzgericht）がある。

日本税理士会連合会仮訳

モンゴル国法律

2012年12月27日

ウランバートル市

税務相談業務に関する法律

第一章 総則

第1条 目的

この法律は、税務相談業務の法的根拠の整備、当該役務を提供する者に対する条件、業務原則、権利及び義務の確定、認定の交付、その抹消、管理関係の円滑な働きを目的とする。

第2条 税務相談業務に関連する法律

2.1 税務相談業務に関連する法律は、憲法¹、税法²、事業認定法³、本法律、および、これらの法律に関連するその他の規定からなる。

2.2 本法律における規定が関係する国際法令と相違する場合、当該国際法令等の規定によるものとする。

第3条 この法律における定義

3.1 この法律における定義は、次の通りである。

3.1.1 「税務相談業務」とは、依頼人の納税義務の履行、その権利及び法的関心（利権）の確保のために行われる専門的相談業務をいう。

3.1.2 「依頼人」とは、契約に基づき税務法人の役務を受ける納税者をいう。

3.1.3 「税務法人（税理士事務所）」とは、認定により税務相談業務を営み、利益を追求する法人をいう。

3.1.4 「税務専門家」とは、税務相談業務資格を有する税務法人に所属する税理士、税務法律家をいう。

3.1.5 「税理士、税務法律家」とは、税務相談業務を提供する個人をいう。

3.1.6 「税務計算」とは、租税、支払、手数料、社会保険などに関する扱い、税務調整、その計算手続きをいう。

3.1.7 「業務実施書類（ワーキング・ペーパー）」とは、この法律に基づく役務の提供業務を証する文書、そのコピー、調査及び分析資料、業務記録、税務専門家協会が承認するマニュアルによる関係文書をいう。

3.1.8 「証票」とは、税務専門家資格を証する印をいう。

第4条 この法律の適用範囲

4.1 この法律の適用範囲は、資産所有を問わず、いかなる法人、組織体、個人の租税法に基づく納税義務の履行、権利、法的利権の保護を目的とする税務法人による税務相談業務を受けるに関連する事項である。

¹モンゴル国憲法—「行政官報」1992年1号

²租税法—「行政官報」2008年22号

³事業認定法—「行政官報」2001年6号

4.2 税務専門家は、税務相談業務以外の事業を営む場合、この法律は適用されない。

第5条 税務相談業務の原則

5.1 税務相談業務は、次に掲げる原則に基づく。

- 5.1.1 独立性の保持
- 5.1.2 法律の遵守
- 5.1.3 公正な業務実施
- 5.1.4 専門的（税務専門家）倫理規則に従うこと
- 5.1.5 法的根拠のある資料に基づく
- 5.1.6 依頼人の権利、法的利権の尊敬
- 5.1.7 情報の保護
- 5.1.8 平等な対応

第6条 税務相談業務

6.1 税務相談業務（以下、相談業務という）は、次に掲げる業務が対象となる。

- 6.1.1 租税に関する法律の施行に関する専門的支援、法的助言の実施、租税法の説明
- 6.1.2 関係法令に基づく、租税計算、税務調整の実施、会計帳簿及び会計資料の確認、基準法人税額計算の記録、定められた様式による租税申告の作成
- 6.1.3 依頼人の会計帳簿、財務諸表の作成
- 6.1.4 依頼人に関する租税紛争を裁判及び行政手続きにより解決する場合、委任状をもとに依頼人

を代理し、必要な説明、確認を行い、更に訴訟代理役務を提供することができる。

6.1.5 依頼人を代理し税務行政機関及びその他の関係者と、対応する。

第二章 依頼人の権利及び義務

第7条 依頼人の権利

7.1 依頼人は、次に掲げる権利を有する。

- 7.1.1 個人の意思により相談役務を受けること
- 7.1.2 税務法人の選択
- 7.1.3 課税の自己申告およびその納税に関する専門的支援を受けること
- 7.1.4 相談業務に関する苦情を関係法律に基づき権限機関及び責任者へ提出すること
- 7.1.5 税務法人の過失による損害賠償を当該税務法人に請求すること

第8条 依頼人の義務

8.1 依頼人は、次に掲げる義務を有する。

- 8.1.1 相談業務を依頼するための条件、環境の整備
- 8.1.2 相談業務を依頼するために必要な文書、帳簿及び会計資料、報告、関係情報の書面による提出
- 8.1.3 課税、納税に関するこの法律の8.1.2の規定について、正確な情報の提供を行う責任を有していること

第三章 相談業務の資格を有する者、 その条件、業務内容、権利及び義務

第9条 税務法人

9.1 税務法人は、有限責任会社、有限責任事業組合の形態で業務を行う。

9.2 税務法人は、社名の最後に「税務専門家」を意味する「TMZ」という省略文字を使う。

第10条 税務法人の条件

10.1 税務法人は、次の掲げる条件を満たす。

10.1.1 設立者は税務専門家であること

10.1.2 5人以上の税務専門家から構成されること

10.1.3 この法律の10.1.2に規定する構成人数の3分の2以上が税理士であること

10.1.4 事務所、資材、必要なソフトを整備すること

10.1.5 業務に関するマニュアル、業務手続き、指導資料の策定

10.1.6 相談業務に関する資料保管専用書庫の整備

10.1.7 依頼人情報の保護、情報の安全性確保の環境整備

10.1.8 税務法人に支店がある場合、その支店に2名以上の税理士を配置すること

第11条 税務法人の権利及び義務

11.1 税務法人は、相談業務提供事業において次に掲げる権利及び義務を有する。

11.1.1 租税法の改正に関する提案を、この法律18.1に規定する税務専門家協会に提出すること

11.1.2 契約解除に関して、この法律16.1.2に規定する税務専門家の通知に基づき、契約に規定する業務実施を断ること

11.1.3 この法律第6条に規定する相談業務を依頼人との契約に基づき提供すること

11.1.4 依頼人を代理し、作成及び確認した租税申告、その他の書類に税務法人の責任者、あるいはその権限を有する者が署名し、税務法人の証票を押印すること

11.1.5 認定の交付、その抹消の場合、その都度税務専門家協会に通知すること

第12条 認定書の交付

12.1 相談業務認定を申請する法人は、次に掲げる手続きを行い、予算・財務担当中央政府機関（大蔵省）に提出する。

12.1.1 相談業務の申請書

12.1.2 設立者の履歴書

12.1.3 設立に関する会議の決定書

12.1.4 法人の定款

12.1.5 法人の国家登録証明書

12.1.6 設立者の未納税がないことを証明する関係機関による証明書

12.1.7 印紙税支払の領収書

12.2 税務法人の認定書の交付、その更新、および、この法律により調整されないその他の事項については事業認定法により調整される。

第 13 条 相談業務認定の停止及び抹消

13.1 この法律第 10 条の規定に違反した場合、認定書を交付する所轄機関が相談業務認定を 3 ヶ月までの期間停止することができる。

13.2 事業認定法第 14 条、またはこの法律 20.1 の規定に違反した場合、相談業務認定を抹消する。

13.3 税務専門家協会が認定の取得者、認定抹消者についてその都度一般公開する。

第四章 税務専門家資格の交付、 税務専門家の権利及び義務、その条件

第 14 条 税務専門家資格の交付、その更新及び抹消手続

14.1 税務専門家試験に合格した者に予算・財務担当閣僚（大蔵大臣）が税務専門家資格を交付し、また、関係法律に基づきその資格を抹消する。

14.2 税務資格の交付、更新、試験実施に関する規定を予算・財務担当閣僚が承認する。

14.3 試験監督は 9 人で構成する。そのうち、研究機関及び教育機関より 3 名、税務専門家協会より 3 名、政府機関より 3 名推薦され、予算・財務担当閣僚が承認する。

14.4 試験監督の構成は、予算・財務担当閣僚により毎年変更される。

14.5 税務専門家資格の有効期間は 3 年間とする。

14.6 資格取得者、資格抹消者については、税務専門家協会がその都度一般公開する。

第 15 条 税務専門家の条件

15.1 税務専門家は、次に掲げる条件を満たさなければならない。

15.1.1 税理士は会計専門、税務法律家は法律専門で学士以上の学位を有すること

15.1.2 会計士、税務法律家の業務において 5 年以上の経験、専門的能力を有すること

15.1.3 税務専門家資格の交付、その更新のための試験に合格すること

15.1.4 税務法人に社員として所属する税理士は、その他の機関において研究及び研修業務以外の業務に兼任することができない、他の税法人と契約締結しないこと

15.1.5 租税の弁護業務の場合、法律家法的整備法⁴の規定により法律家試験に合格し、弁護士資格を有すること

15.2 税務専門家が誓約を行い、税務専門家証明書及び証票を保持する。

第 16 条 税務専門家の権利及び義務

16.1 税務専門家は、この法律第 6 条に規定する業務を実施するにおいて、次に掲げる権利及び義務を有する。

16.1.1 依頼人との契約範囲においてこの法律 8.1.2 に規定する情報を書面にて受け取ること

16.1.2 税務専門家が相談業務提供の際、依頼人がこの法律の 20.3 に規定する行動をとった場合、業務実施を断る旨、税務法人に通知すること

⁴法律家法的整備法—「行政官報」2012 年 11 号

16.1.3 相談業務をこの法律 11.1.3 に規定する契約に基づき実施すること

16.1.4 税務申告の確認の際、過失、不正が発見された場合、その是正に努め、助言すること

16.1.5 税務専門家資格更新のため、この法律 18.2.4 に規定する研修を受け、試験に合格すること

16.1.6 税務専門家の倫理規則に従うこと。

第 17 条 税務専門家資格の抹消

17.1 次に掲げる場合、税務専門家資格が抹消される。

17.1.1 資格期間が満了し、引き続き更新の申請がない場合

17.1.2 資格更新試験に不合格となった場合

17.1.3 関係法律に違反する場合

17.1.4 税務専門家倫理規則を著しく違反した場合

17.1.5 死亡、行方不明及び死亡と開示された場合

第 18 条 税務専門家協会

18.1 税務専門家協会（以下、協会とする）は、税務法人、税務専門家の利権の確保、専門的指導を目的とする非政府機関である。

18.2 協会の権利と義務は、次に掲げる通りである。

18.2.1 税務専門家倫理規則の承認、その準拠に関する管理

18.2.2 租税法律の改正に関する提案の関係行政機関への提示

18.2.3 税務専門家誓約の実施、証票デザイン、証明書、その使用内規の承認

18.2.4 専門研修の開催、税務専門家資格の交付、更新のための試験の実施

18.2.5 税務法人に対する専門的方法の指導、業務マニュアル及び情報の提供

18.2.6 税務専門家、税務法人の登録、データベースの整備

第五章 相談業務の管理、業務制限

第 19 条 相談業務における管理

19.1 この法律の施行管理について、予算・会計担当中央政府機関が担当する。

19.2 税務専門家倫理規則の施行管理について、協会が担当する。

第 20 条 相談業務における関係者に対する業務禁止

20.1 税務法人業務の禁止事項は、次のとおりである。

20.1.1 課税対象の収入及びその他の項目について隠蔽、脱税などを手助けすること

20.1.2 依頼人について知り得た情報の漏洩、関係法律の規定以外の場合、窃用すること

20.1.3 監査業務との兼任

20.2 この法律 20.1 の規定は、税務専門家にも該当する。

20.3 依頼人が税務法人の業務実施において違法行為を働くよう圧力をかける、この法律 5.1.1 の規定の原則を反する行為を禁止する。

20.4 税務行政機関が依頼人に対して税務相談業務を受けるように働きかける、税務法人の選定に影響する行為が禁止される。

第六章 相談業務関係法律に違反した者に対する処分

第 21 条 税務専門家倫理規則に反する不正に対する処分

21.1 税務専門家倫理規則に違反した者に対して、協会は、その違反行為の性質を検討し、戒告する。

21.2 税務専門家倫理規則に著しく違反した場合、協会は、当該税務専門家の資格抹消について予算・財務担当閣僚に提案する。

21.3 予算・財務担当閣僚は、協会の提案に基づき税務専門家の資格を抹消する。

21.4 税務専門家は、協会の意見に合意しない場合、予算・財務担当閣僚に対して不服申し立てを行うことができる。

第 22 条 税務相談業務法律の違反者に対する処分

22.1 税務相談業務法律の違反者が刑事責任ではない場合、裁判員、あるいは検査官は次に掲げる行政責任を課する。

22.1.1 この法律 20.1 の規定の違反者に対して、1 ヶ月分基本給与最低金額の 5 倍～10 倍相当の金額を罰金とする。

22.1.2 この法律 15.1.4 の規定の違反者に対して、1 ヶ月分基本給与最低金額の 3 倍～5 倍相当の金額を罰金とし、違反行為による収入を没収する。

22.1.3 この法律に規定する資格、あるいは認定の取得なしに相談業務を実施した場合、1 ヶ月分基本給与最低金額の 5 倍～8 倍相当の金額を罰金とし、違反行為による収入を没収する。

22.1.4 この法律 20.3 の規定に違反した依頼人に対し、1 ヶ月分基本給与最低金額の 5 倍～10 倍相当の金額を罰金とする。

22.1.5 協会がこの法律 13.3、14.6 に規定する一般公開の義務を果たさなかった場合、協会に対して 1 ヶ月分基本給与の最低限金額の 3 倍～5 倍相当の金額を罰金とする。

22.2 この法律 20.1.1 及び 20.1.2 に規定する不正による損害は、税務法人が賠償する。

22.3 税務法人によるこの法律 11.1.2 の規定の違反行為に関する責任が税務専門家に及ばない。

22.4 税務法人の助言に対応しなかったことによる責任は、当該税務法人に及ばない。

22.5 税務法人が原因となる租税不正により依頼人に課される滞納税、遅延利息、手数料などの費用に関し、当該税務法人に依頼人がこの法律 7.1.5 の規定により請求できる。

22.6 この法律に基づく行政処分は、該当者の損害賠償責任を脱がれる根拠にならない。

22.7 この法律 20.4 の規定に違反した公務員に対して公務法⁵⁾に基づき関係責任者が懲戒処分を課する。

⁵⁾公務法—「行政官報」2002 年 28 号

国際委員会委員リスト

委員長	友利 博明	(沖縄)
副委員長	田尻 吉正	(東京)
副委員長	高見 正彦	(近畿)
委員	齋藤 昌照	(東京地方)
委員	秋葉 武	(千葉県)
委員	倉井 章	(関東信越)
委員	瀧谷 和隆	(北海道)
委員	長谷部光哉	(東北)
委員	西村 高史	(名古屋)
委員	太田 直樹	(東海)
委員	伊藤 和弘	(北陸)
委員	高橋 良昌	(中国)
委員	松岡 宣明	(四国)
委員	元山 博	(九州北部)
委員	瀬山 美恵	(南九州)
委員	新垣 隆顕	(沖縄)
担当副会長	大前 香	(四国)
専務理事	浅田 恒博	(近畿)

(カッコ内は所属税理士会名)

国際交流事業に関する報告書

2012年版

2013年6月20日発行

— 編 集 —

日本税理士会連合会国際委員会

— 発 行 —

日本税理士会連合会

〒132-0034 東京都品川区大崎1-11-8

日本税理士会館8階

TEL 03-5435-0931 FAX 03-5435-0941

<http://www.nichizeiren.or.jp>

